

第九十六回国 参議院 地方行政委員会 會議録第三号

昭和五十七年二月十八日(木曜日)

午前十時三十一分開会

委員の異動

二月十七日

辞任 大河原太一郎君

補欠選任 福田 宏一君

二月十八日

辞任 江藤 智君

補欠選任 宮澤 弘君

亀長 友義君

高木 正明君

小林 国司君

大河原太一郎君

出席者は左のとおり。

委員長 上條 勝久君

理事 名尾 良孝君

志古 裕君

伊藤 郁男君

委員 岩上 二郎君

大河原太一郎君

加藤 武徳君

金井 元彦君

後藤 正夫君

齋藤 十朗君

高木 正明君

福田 宏一君

宮澤 弘君

小山 一平君

佐藤 三吾君

山田 謙君

和泉 照雄君

大川 清幸君

神谷信之助君

國務大臣

自治大臣 世耕 政隆君

政府委員

自治政務次官 谷 洋一君

自治大臣官房審議官 小林 悦夫君

自治大臣官房審議官 矢野浩一郎君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 土屋 佳照君

自治省行政局長 関根 則之君

自治省税務局長 石見 隆三君

自治省税務局長 消防庁長官

消防庁長官 高池 忠和君

事務局側

常任委員会専門員 八木橋惇夫君

大蔵省主計局主計官 真鍋 光広君

大蔵省主計局制第三課長 松田 篤之君

大蔵省銀行局保険部保険第二課長 田中 治彦君

厚生省環境衛生局指導課長 小林 惇君

通商産業省立地公書局工業再配置課長 高橋 克彦君

運輸大臣官房観光部整備課長 齋藤 邦彦君

労働省労働基準局監督課長 岡部 晃三君

建設省住宅局建築防炎対策室長 梅野捷一郎君

消防庁技術監理

渡辺 彰夫君

本日の會議に付した案件

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上條勝久君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨十七日、大河原太一郎君が委員を辞任され、その補欠として福田宏一君が選任されました。

また、本日、江藤智君が委員を辞任され、その補欠として宮澤弘君が選任されました。

○委員長(上條勝久君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明につきましては、先回の委員会において聴取いたしておりますので、これより質疑に入りま。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山田謙君 最初に、この法案そのものについてお尋ねをしたいと思います。

まず、この法律案によりますと、地方交付税の総額を確保するために特別会計の借入金金を四百三十九億六千八百万円増額するということになっておりまして、そして、その借入金金の償還額のうちの百五十四億八千八百万円は十分の一に相当する額、残余の額についてはその二分の一に相当する額を後年度において負担するというふうなことになるのでありますけれども、どうして二分の一しか国がめんどうを見ないのか、こういうことについてまずお尋ねしてみたいと思います。

○政府委員(土屋佳照君) ただいまお尋ねのございましたような状況になっておるわけでござい

ますが、いわゆる政策減税分につきましては国の政策に基づく特別の措置であるということにかんがみまして、五十二、五十三年度の戻し減税の場合と同じように、全額国が負担をするということにしたわけでございます。しかしながら、自然減取分に対応する交付税特別会計借入分につきましては、その負担関係は諸般の状況を考慮して決定されるべきものであると考えておりまして、今回は、御承知のように昭和五十三年度の制度改正によりまして、財源不足に係る借入金金についての国の二分の一負担のルールというものがすでにできておるとい事情もございまして、また、現下の国の財政が御承知のようにきわめて厳しい状況にあるということもございまして、そういったことを勘案してその二分の一を地方が負担するということにしたものでございまして、全般的に見てやむを得ない措置であるというふうにごえておるわけでございます。

○山田謙君 従来からやっていることのようにありますから、それなりに意味はあると思うんですけども、とりわけことしのような場合は、国の財政の見通しといえますが、そういう問題でかなり食い違っている。いわば国の失政といえますか、そういう問題もかなり原因しているんじゃないかというふうに思います。

そう思いますと、これをむしろ全額国の負担においてやるべきじゃないか、国の責任じゃないかというふうにごえられるわけでありまして、自国といたしましては、その辺について国に相当の意味での主張をなさっているかどうかということについてお伺いしたいと思つておるわけでございます。

○政府委員(土屋佳照君) 申し上げるまでもないことですが、国税三税のいわゆる自然減取というのは、経済情勢の変化等によって生じ

たものでございまして、これに伴う地方交付税の減額分をどのように措置するかということにつきましては、諸般の状況を総合的に勘案して判断をすべきものだと考えております。

○山田謙君 従来からのルールもあるようでありまして、これについてこれ以上申し上げませんけれども、特に今年度のような場合はかなり政府の責任が重いというふうに私は考えるわけで、そう言った場合には、いつもルールだからというので簡単に二分の一ということでは満足されずに、やはりそこを十分主張していただいて地方財政のためになるようにひとつがんばっていただきたいたい、こういうふうに思います。

その次にお伺いしたいのは、五十六年度の地方

税の収入の見通しはいまどうなっているか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(関根則之君) 地方税の収入状況でございますが、十二月末の都道府県の収入状況実績が報告が集計されておりますので、それによって眺めてみますと、法人関係税におきまして伸び悩みが見られております。私ども大変心配をしているところでございますが、反面、自動車関係税等におきまして計画の期待伸び率を上回った収入実績が上がっております。このようなこともございまして、地方税全体といたしましては当初計画額をほぼ達成できるのではないかとこのように期待をしながら推移を慎重に見守っておりますというのが現状でございます。

○山田謙君 法人関係税が伸び悩んでいるというお話でしたけれども、大体数字にしてどのくらいの見当になっておられるんですか。

○政府委員(関根則之君) 都道府県の十二月末の実績でございます。計画どおり達成をいたしました。ためには、たとえば法人事業税におきましては対前年度比一七・八％の伸びが必要なわけでございまして、十二月末ではそれが四・六％という伸びしか示しておりませんので、一三ポイントほどの伸び率での計画を下回るとい状況になっておるわけですね。ただ、これを金額にすぐに換算をして云々というのは非常に手続的にもめんどうでございます。必ずしも一律的な正確な数字を出すということができます。私どもそういうことを公式的に幾ら幾らという数字で申し上げることは御遠慮さしていただいております。

○山田謙君 この一七・八％に対して四・六％しかいっていないという事は、もうこれはかなり落ち込みがひどいと思うんですけれども、この理由はどこにあるというふうに考えておられますか。

○政府委員(関根則之君) これは、国税、地方税を通じての全般的な問題だと思っておりますけれども、やはり基本的には景気の回復が当初期待をいたし

ていたほど順調な回復過程をたどっていないというところだと思っております。それからもう一つ、一方において名目経済成長率が落ち込んでおる。これは先ほどの景気の回復のおくれというものを別な意味で申し上げていることになるのかもしれないが、名目経済成長率が七ポイントに下方修正されておるといような状況があると思っております。それはまたどうしてそうなったのかということになります。経済活動が停滞をしておったということとともに、物価の上昇率が期待よりもさらに下がったおつた、物価が予想以上に安定したということがその原因となっておるといふふうに考えております。

○山田謙君 いろんな考え方ができると思うけれども、物価の安定のために法人関係税が下がっているという考え方はちょっと私どもはとれないですね。だから、何か税が取れないのは物価のせいのような考え方はたんにや困る。やっぱり一般的に経済活動が非常に衰えている、思うように進んでいない、こういうことの結果だと思わんですが、これが今後の見通しとしてはどうなりましてか。見通しはありますか。

○政府委員(関根則之君) 国税の場合と違いました。地方税の場合には、特に法人関係税につきましては、一月末の決算法人だけが五十六年度の税収として入ってくる。国税の場合には、二月、三月決算期法人につきましては今年度分の税収として入るわけですね。その部分のウェイトが非常に国税の場合にはまだ相当高いものですから、三ヶ月決算法人で相当大きな上向きを示す場合にはそこで回復の余力が相当あるということが言えると思っております。地方税の場合には、先ほど申し上げましたような事情でございまして、私どもとしては法人関係税については大変心配をしております。ただ、幸いなことに、ほかの税目におきまして比較的順調な伸びを示しているもの、そういう税目もございまして、そういうものに期待をしておる、こういう状況でございます。

省の方にお伺いしたいんですが、法人税の収入、これの見通しはどんなふうになっているかお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(真鍋光広君) 法人税収の動向につきましては、これまで判明しております十二月末税収の段階で見ますと、累計の前年比はほぼ前年並みというところとまっております。したがって、進捗割合も前年に比べてまして六・六ポイント下回っております。この状況になっております。これはどういふことが起こったかといふこと、先ほど税務局長から御説明のございました事情、このようなことであらうかと思っております。しかしながら、国税につきましては、先ほどお話がありましたように、二月、三月に納税義務が確定するといふふうなもの、納税義務が成立するといふたものも、五月末までに入るものは税収として当年度に入っておりますので、そういうた事情がございまして。

経済情勢は、日銀の短観等を見ましても、下期にはかなり法人企業の経常利益も上がってくるというふうな見通しもございまして、それから、法人税は決算期によりまして特定業種に偏るといふような面もございまして、さらにまた、当年度の特種要因でございまして、五十五年度三ヶ月決算法人の延納割合が通例に比べて非常に低かったというふうなこともございまして、これが当年度の税収を減少させておる、したがって、このように実際の伸びを低めておるといふふうな特殊な要因もございまして、一概にこれまでの実績だけをもって当年度の法人税収を断ずるといふわけにはいかないと考えております。

そこで、今後の見通しでございますけれども、鉱工業生産の最近の推移を見ますと、四十六は非常に低かったのでも、四十七は、七一九以降次第に回復、上昇傾向にあるというところが指摘できます。先ほど申し上げましたように、日銀の短観等を見ましても、下期の経常利益は非常に強く回復するといふふうな見通しもございまして、また、九月、十月決算の大法入——九月だと

十一月、十月決算だと十二月の税収になっておるわけでございますが、この大法人の決算状況が非常によろしくございまして、九月決算法人については二・三％の増であり、十月期については二・八・四％の増というふうなことで、まあ企業収益全体も回復の兆しが見られるというふうな私どもは考えておるわけでございます。

○山田謙君 かなり楽観的な見方をされているようにありますけれども、それはそれとしまして、先ほど税務局長のお話にもありましたが、昨年の暮れに当初経済見通しを政府の方がつくったものを自分から下方修正をされている。これが昨年の十二月に閣議了解になっているというふうなことでありますけれども、当然経済見通しを下方修正した場合は、それに伴って鉱工業生産なんかの活動も低下していくということが考えられるし、それが普通だと思ふんですけれども、それにもかかわらず税の方は見通しどおりにいくというふうな考えられるとすると、これは何か政府がみずから経済見通しを下方修正されたのと整合性がそこないのじゃないかというふうな考えざるを得ないんですけれども、その辺はどうでしょうかね。

○説明員(真鍋光広君) 御指摘のとおり、五十六年度の経済見通し、改定見通しでは、鉱工業生産は五・三％から四・三％の伸びということで下方に修正されておるわけでございます。それで、私どもの法人税収の見積もりは、鉱工業生産の伸びと物価の相乗で大きなところは決まってくるというふうなことで、年度当初の見通しといったものは主としてそういうところに重点を置いて見ておる。まあ資料の制約等があるので、そういうふうになるわけなんです。そこで、年度が進みまして実績が次第に出てくる、それから企業の業況も次第にわかってくるということになりますと、私どもとしましては、それぞれ聞き取り調査であるとか、

あるいはいろんな民間経済調査等々にもよくよく留意しまして、肌身で、収益が一体どうなる、税収がどうなるだろうかということをお勧めしながら、個々に積み上げてやっていくというようなこともやっておるわけでございます。

したがって、鉱工業生産が見通しが変わる、下方に修正されるということが直に当年度の法人税収の数字に直結するということではございませぬ。先ほど申しましたように、鉱工業生産の伸びも、各月ごとの足取りを見ますと、四一六を底といたしましてその後次第に上昇傾向にあるというところでございまして、私どもの聞き取り調査等を積み上げていきますと、大体当初見通しの法人税収が期待できるのじゃないかというふうな考えでおります。

○山田謙君 まあ見通しの問題でありますから、いまここでそうであるとかそうでないとか言っても水かけ論みたいになつてしまふわけですから、一般的に、常識的に考えてみて、生産活動が下がれば当然それに伴って法人税も——それはそのとおりで、一％下がるかどうかは別としまして、下がるであろうということが予想される。これはもう普通の常識の考えじゃないかと思ふんですけれども、いろいろおっしゃったのを聞いてみると、必ずしもそうではないんだと、どちらかというところ非常に楽観的なお見通しのようにあります。それはそれで、これからいろいろ問題が出てくると思ふますからこの辺でやめますけれども。

次に、自治省にお伺いしたいのは、もし法人税が予想より下回ったというふうな場合に、当然これは特別会計への繰入金も足りなくなってくるというふうな考えられるわけですが、この辺はどんなものでしょうか。

○政府委員(土屋佳照君) 今回の補正予算におきます税収見込み額は、大蔵省において、もろもろの要素を前提にして、できる限り適切な税収見積もりを行われた結果のものであると承知をしておるわけでございます。ただいま説明がございましたが、私どもとしてもいろいろ関心はござい

ますけれども、見込みどおりの税収が確保されることを期待しておるわけでございます。

なお、仮にという御質問でございますが、一応予算ではその見込まれた額に対応する交付税額というのは組んであるわけでございますから、本年度についてはその異動によって交付税がどうなるということはない。特別補正でも組まれない限りはその点は関係ないわけでございます。

なお、将来の問題としてのお尋ねも含んでおつたと存じますが、これは仮にの話でございますが、若干異動があつて減収が生ずることがあるかどうかはわかりませんが、そういう場合でも私どもとしては、過去の事例でもごらんいただきまますように、地方財政に支障のないような適切な対処をしてまいりたいと考えております。

○山田謙君 それでは別の話で、減収補てん償というのがあるわけですが、この発行状況、あるいは希望状況といえますか、これはいまいどうなっておりますか。

それからもう一つ、三月末までの見通しはどうか、これについての考え方、これについてお伺いしたいと思ふます。

○政府委員(土屋佳照君) 法人関係税が当初見込まれた額よりも減収となる団体が出てくると存じますが、そういう場合には減収補てん償の発行を希望しておる団体もございまして、ただ、最終的な税収見込みが明らかでない段階でございまして、具体的な数字をここでお示しするに至っていないわけでございます。

この点につきまして、私どもとしても近く調査を行うということになっておりまして、調査の結果を踏まえてそれぞれの団体の財政状況等を勘案の上、必要と認められる団体につきましては、例年どおり三月末をめぐりにいたしまして適切に対処をするというところを考慮しております。

○山田謙君 もうすでにそういう希望といふか、そういうものが出てくる都道府県あるいは自治体があると思ふんですけれども、もちろん現段階で正確な数字をお聞きするわけにはいかにないと思ふますけれども、大体傾向としてはどんなことになっておりますか。

○政府委員(土屋佳照君) 率直に申し上げまして、財政局の財政担当の調査官がおりますが、財務調査官のところへはいろいろな団体が見えておるようございまして、いろいろなところで減収補てん償の発行を希望するということが言われておるようでございます。私どもも、まだいま申し上げたような段階でございまして、最終的には申せませぬけれども、いろいろ希望を聞くと、都道府県だけでも千億は超えておるような感じでございます。

ただ、いま申しましたように三月ぎりぎりまでに税収がどうなるかということの兼ね合いがございまして、まことに非公式の話でございますから、それを私がいまここで公式に申し上げるわけにはちよつとまいりませんが、いま申し上げたような感じは受けております。

○山田謙君 そういうことかと思ふますが、私は、先ほど傾向と申し上げたのは、去年のちようどいまごろに比べて、都道府県からの希望、要望というふうなものが多くなつていくか少なくなつていくか、それくらいのことではわかるでしょう。

○政府委員(土屋佳照君) もう去年とは全然事情が異なりまして、ことしは大変多いというふうな感じでおるわけでございます。

○山田謙君 その次に移りますが、地方単独事業といふますが、これを推進させていく——特に公共事業がなかなか思うようにはいかない、従来と同じだということになりますと、景気浮揚策の一つとしても地方単独事業を推進していかなければならぬと、こういうふうな考えを自治省は持つておられると思ふんですけれども、その内容をちよつとお伺いしたいと思います。

○政府委員(土屋佳照君) 五十七年度の地方財政につきましては、私どもとしては、国と同様に歳出全般にわたって極力抑制調整に立つて運営すべきものだと思ふんですが、そういう状況のもとにおきましても、地方単独事業費につきま

しては社会資本の計画的な整備と地域経済の安定的な発展に資すること、財源の重点的な配分を行い、その増額を図る必要があるというふうに考へておられるわけでございまして、このために五十七年度の地方財政計画におきましては、地方単独事業費を前年度に比べて八・五%増額するということにしておられるわけでございまして、この地方財政計画に即しまして地方団体に対して所要の財源措置を講じていく考えでございまして、

同時に、私どもとしては、地方団体に対して一般行政経費等の節減による財源の捻出等にも努めながら、地方単独事業について財源の重点的な配分を行いますとともに、財政状況等に応じた地方債の適切な活用も図っていただきたいと思っております。そういったことで積極的な単独事業の実施に努められますように指導をさせていただきます。

○山田譲君 そういう積極的な指導していかれるということのようですね、現実には各地方公共団体が単独事業をやりたいというふうな気持ちになっているかどうか、そういう意欲を自治体が現在持っているかどうかということについては、私どもはそうでないんじゃないかというふうに思っていますけれども、この点いかがでしょうか。○政府委員(土屋佳照君) 御承知のような国の財政状況のもとで、公共事業あたりも引き続き進めつつと横ばいにしてきた状況でございまして、特に私どもは地域経済というものが大変な念を持っておられるわけでございまして、この点もございまして、大変抑制的な基調のもとではございまして、単独事業だけは何か伸ばしたいというところで、五十六年度も八%伸ばすというところで財政計画では組んだわけでございまして、

ただ、従来から見ても、なかなか財源難の中でいろいろな仕事もやりたいということになりますと、まあつい単独事業の方が薄くなっているんじゃないかという感じも持っております。しかし、五十六年度の状況を見ますと、最終的なものはまだつかんではおりませんが、大体

公共事業が横ばいできたこともございまして、五十六年度の前算ではかなり地方団体は予算に組んでおられるものを伸ばしております。だから、かなり力を入れてきておられると思っております。そういうことで、先ほど申し上げましたような理由によつて五十七年度も引き続き八・五%伸ばすということにしております。

これをどのようにして推進していくかということになりますと、いろいろ問題あるかと思っております。しかし、全般的には一般財源のシェアも高まっておりますし、地方債の活用、それから行政経費の節減合理化による財源の捻出等々を含めまして、私どもとしては強く地方団体の単独事業への熱意というものをかき立てておられるわけでございまして、全般的に地方団体に対してもできるだけの所要の財源措置を講じて実効あらしめたいというふうに考へております。

○山田譲君 単独事業を一生懸命やろうとする地方自治体に対して交付税を傾斜配分をするというふうなこともちよつと聞いているわけですね、そういうことはあるのかないのか、それをお伺いしたいと思います。

○政府委員(土屋佳照君) 私どもとしては、住民生活に直結する公共施設等の計画的な整備、そのことによつてまた地域経済の安定的な発展に資するということから、地方単独事業につきましても、普通交付税の算定におきましても重点的な配分を行う必要があるんじゃないかという点で、その是非あるいは算定方法等について目下検討しておることは事実でございまして、具体的な算定方法についてはまだ成案は得ておりませんが、平均的な水準をある程度超えて地方単独事業を実施した団体に対しては、その実施状況等を勘案して包括的な割増し算入を行うことができないかどうか、そういった点について検討をしておりますところでございます。まだ結論は出ておりません。

○山田譲君 では、まだ結論は出ていないようですね、そのために新しい測定単位を検討し

ていくというふうなこともそのいまおっしゃった話の中に当然含まれるというふうに考へていいですか。

○政府委員(土屋佳照君) 具体的にまだどのようなか、結論を出しているわけじゃないんですが、いまの制度の基本的な枠組みの中でいまのようなことを考へておりますから、新しい項目を起すかどうか、そこらも含めて検討をいたしたいと思っております。

○山田譲君 確かに、地方単独事業を推進させるためにいろんな手だてを講ずるということは非常に必要なことであるし、結構なことだと思っておりますけれども、方法として非常にむずかしいところがある。地方交付税ということになりますと、交付税の趣旨からいって、やったところだけに配つてやるというふうなことはなかなかむずかしいと思っておりますけれども、ひとつそのためにいろいろ知恵を出していただきたい、こういうふうに考へます。

それからその次に、最近地方交付税の率を引き下げる、地方交付税引き下げ論というふうなものも随分聞かれます。出て出ているというふうな聞いておられるわけでありまして、それに対する自治省の考へ方。それと、現在のこの三三%というものもは妥当と考へているかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(谷洋一君) お答えいたしたいと思っております。ただいまの御質問に對しまして、大蔵当局の方からは三三%の配分を下げるといふようなことは毛頭聞いておりません。しかしながら、新聞報道等で私どももそういうことは知っておるわけでございまして、現在、五十年年度以来八年ぶりの財政均衡というところは、そういう地方財政になつておることはわかるわけでございまして、

一方、地方債三十四兆円、それから交付税特別会計が八兆円というふうな、四十二兆円に余る巨額の借財をしておることも事実でございまして、そういう点を考へてみますと、自治省といったしましては三三%のものを引き下げるといふこと

は毛頭考へておりません。○山田譲君 では、引き下げは考へていないけれども、現在の三三%を上げるということも考へていないということですか。

○政府委員(谷洋一君) いまのところその問題につきましては、国の財政も非常に厳しい段階でございまして、上げることにつきましても考へていないというのが現状でございまして、

○山田譲君 現在の三三%は一応当分の間妥当な線としてこれを守っていく、下げさせることもしないし、上げることも実際問題としてむずかしい、そういうことは考へていない、こういうことではございませぬ。

○政府委員(土屋佳照君) この数年來の財源不足の中で、交付税法の第六條の三三%の規定の趣旨もございまして、私どもとしては、交付税率の引き上げ等についてもいろいろ大蔵当局とも相談をしてまいつたわけでございまして、ただ、国の財政も大変厳しい状況でございまして、そういった中で、国と地方との財源配分の基本的な方式である交付税率をすぐ動かすということについてはいろいろ問題もございまして、借入方式等を導入し、その二分の一は国が負担をするといった方式などを入れまして、今日までやってまいりました。

五十七年度は收支の均衡というものが一応単年度としては図られたか、こうなつておりました、財源不足というものも出ませんでしたので、交付税率について引き上げるといふことを特別に申し入れなかったわけでございまして、ただ、この收支の均衡も、実はいわゆる三三%の法定分だけでは不足であったために、約千億というものを積み上げておいて收支均衡をとつたということ、いわば三三%では足りなかったということも言えるわけでございまして、三三%を引き下げるといふことかといつた議論にはまいたらないのでありますけれども、さりとて、いま申し上げたような状況の中で、ここでまた三三%を上げるかどうかという議

論は、現段階においてはまた出すような状況でもないといふことも御理解願いたいと思つてでございます。

○山田譲君 それでは、次の問題に移りたいと思つております。

これは新聞なんかで報道されているので皆さん御承知だと思つても、東京都が人事委員会の勧告どおりにベースアップを実施したと、こういう問題でございます。これに対して、これも新聞の報道しか知りませんが、一月の二十七日に東京都の野村副知事を呼んで、自治省の指導に従つた給与改定を行へ、こういうふうな言つたという話が報道をされておりますけれども、これは本当ですか。

○政府委員(砂子田隆君) 野村副知事に自治省においてを願ひまして、東京都の給与改定に当たつてのいろいろの問題点、その点について聴取をしたことは事実であります。

○山田譲君 それは、どういふ内容を話をされたんですか。

○政府委員(砂子田隆君) 今回の国の給与改定に当たりましては、御案内のとおり大変国の財政が厳し、そういう中で、国としても第二臨調からの答申もございましたし、公務員全体の給与の抑制基調というのが示されておること、あるいは国民的な世論、そういうものを考えまして、公務員の給与というのをある程度やはり抑制をしなければならぬということに閣議でも決まつたわけでありまして、地方公務員につきましても、国の公務員と同様の立場をとるといふのが従来からの立場でございますし、そういう形で指導をしておりますので、各県ともそれに応じた措置をとつていただいておりますので、東京都につきましても、どういふ事情がそれに従えなかつたということについての事実をお聞きをしたわけでございます。

○山田譲君 東京都はどういふ返事をされたわけですか、それに対して。

○政府委員(砂子田隆君) 東京都が申しますのは、要するに人事委員会の勧告どおりの給与改定

をするんだといふことでございまして、そのほかのことについては余り申さなかつたといふふうな記憶しております。

○山田譲君 それでは、これも新聞報道でありますけれども、この二十九日に自治大臣が記者会見をされて、都のやり方はけしからぬといふふうな非難をしたといふふうな伝えられておりますけれども、それは本当かどうか。そして、その内容は新聞報道どおりのものであるかどうかといふことをお聞かせ願ひたいと思つております。

○政府委員(砂子田隆君) 大臣が新聞記者とどういふお話をなさつたのか、私にはおりませんのでつまびらかにはしておりません。新聞の報道によりましてそういうことが書かれておりますし、この点は大変にお聞きをしないと私もよくわかりませんが、雑談の中でそういうお話があつたとは聞いております。

○山田譲君 そうすると、局長はそこにいなかつたから内容はわからないといふ話でございます。しかし、雑談の中にもそれに近いようなお話が恐らくあつたと思つております。

私は思うに、この地方公務員の給与を決めるといふことは、恐らくその団体の固有事務じやないかといふふうな思つておられます。これは条例で決めることだし、そうすると、東京都の住民が条例で決めて、しかもこれはただでために決めたんじやなくて、人事委員会が勧告をしてそのとおりに議会で議決して条例ができた、こういうことに對して、それに対して国の立場からとやかくこれに言つたといふことは、そもそも地方自治に対する重大な干渉じやないかといふふうな思わざるを得ないんですが、この点どうでしょうか。

○政府委員(砂子田隆君) おっしゃられますように、人事委員会の勧告を尊重するといふことは、私もそれは当然であらうと思つております。ただ、先ほど申し上げましたように、国の財政事情も大変厳しい、東京都の財政も御案内のように大変厳しい、そのために国もいろいろ措置をしながら東京都の財政再建が一日も早くかなうように努力

をいたしている中にもあります。そういう中におきまして、公務員全体に対する、給与に対する批判と申しますか、特に地方公務員に対する、給与に対する批判というのは非常に厳しいものが私はあると思つております。そういうことを総合的に考えますと、やはり地方におきましてもそれなりに自律的な機能による自衛行為といふものがあつてしかるべきではないか、そう考へております。

そういう点に立ちまして今回の問題につきましても自治省が技術的な助言をするといふことがあながち法律に違反したことはないと思つております。技術的助言と申しましても、昔のように権力的にわたる干渉をしていくわけでもありませんし、それなりに人事行政がうまくいくようにこちらでもやはり指導をしていくのは自治省の立場としても当然であらうか、こう思つております。

○山田譲君 いや、私は何も自治省がいろいろ言つたことを違法だなんて言ひませんけれども、むしろ逆に、東京都のやつたことが違法だといふふうな言ひ方をされているじやないかといふふうな感ずるんです。

そうすると、東京都のやつたことは少なくとも違法ではないといふことははっきりしているわけですか。

○政府委員(砂子田隆君) いずれ給与の問題につきましても、御案内のとおり給与条例主義でございますから、議会で最終的にこれは決定をされる、それ自身がそういうふうになつていけばそれは別に違法なことでも何でもありませんし、当然に法手続によつてやられることでございますから、それなりのことであらうと思つております。

○山田譲君 だから、人事委員会の勧告どおりに東京都は判断をして、しかも議会にかけて条例をつつて決めたそのベースアップ、これに對して、国が一体どういふ理由でいろいろ干渉をするのか。それこそ地方自治の侵害じやないかと、まあ何回も繰り返して申しわけないけれども、思わざるを得ないんです。

それで、自治省が言つておられる国の指導とい

うことで文書になつていのが、恐らくこの「地方公務員の給与に関する個別の助言指導について」といふ、五十六年十一月二十八日に事務次官の通達が出ておりますけれども、この中でいまおつしやつたようなことを言つていますが、特に、「もとより、各地方公共団体の給与のあり方は当該団体が自主的に決定すべきものであり、地方公共団体の自律機能により是正措置を計画的かつ速やかに進めることが必要である。」と、こう言つていますね。いま局長も「自律」といふ言葉を使ひましたけれども、自律といふのはまさしく自分でやるといふことであつて、よそから自律しろといふふうな言ひ方をするのは本来的におかしいじやないかと思つております。ですからこの通達を見ても、この「地方公共団体の自律機能」といふことは、恐らく地方公共団体独自でもって、これは高過ぎるから下げようじやないかと、これは低過ぎるから少し上げてやろうじやないかと、こういうことを地方公共団体が独自の住民の意思に基づいておのずから自律的にそうなつていくのであつて、それに対してよそからいろいろ言うのは、まさしく自律機能を認めていないことになるのじやないか、こういうふうな思つておられますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(砂子田隆君) いまお示しになりましたように、昨年の十一月に事務次官の通達で、給与に関する助言といふことで通達を出してあります。このことは臨調の中でもいろいろ指摘されておることでありまして、やはり全体的に見まして地方公務員の給与といふのが世間一般から考へて大変高いではないかといふ批判があることも片方においては事実でございます。そういう中であつて、一体自治省といふのはどういふことをやるのが一番いいのかといふことについてわれわれも大変悩むわけでもありません。

基本的には、地方公務員法の言つたとおり、人事委員会の勧告があつてそれを議会にかけられてそれを可決をしていってそれで給与が支払われていくといふのが法律上の順序でもありますし、そ

いうことをなされるのが普通であらうと思ひます。しかし、先ほど申し上げましたような国全体の財政事情、あるいは地方公務員に対する給与に対する批判、そういうものを受け取りながら、やはり自治省といつても地方公務員の給与が余り高いということは、翻つて考えてみますと、かえつて今度は地方自治というのに対して不信感をおおるといふ部分も潜在的にあるわけでもあります。そういうことをなくしていくことがこれからの地方自治を確立していく上に大変大事なことだと思つております。

○山田謙君 この地方公務員の給与が高いとかという話ですね、いろいろ新聞なんかで書き立てる面もないでもないです。しかし、これが高いか低いかに決めることなどは、東京都の場合には東京都の住民が決めることなすね。住民が決めるのは何で決めるかという、これは議会へかけて決めるよりほか決める方はないのであつて、議会でもつてこれではよしいと言つたことは、東京都全体がその東京都の職員の給与としてはこれが妥当であるといふことで決まつたものなんです。それを高いとか低いとかといふことをただ何となく一般の新聞が書き立てているとか何とかそういうことで、せっかく合法的に、しかも人事委員会がこれが妥当であるといつて勧告したとおりにやつたことに對して、これは高いか低いかといふことを東京都以外の人が言ふといふことは、これは東京都の自治に對する侵害としかとれないと思つて、どうでしょうか。

○政府委員(砂子田隆君) 先ほどお答えをしたことの繰返しになりますが、やはり全体的に見まして地方公務員の給与というのが批判をされてゐることは事実でもあります。そういう見方に立つて、地方自治というものを住民の信頼の中に確立をしていくということから申し上げますと、なか

な住民が、個人個人が都庁に行つて給与についてどうだこうだと言ふのは大変言ひづらいことでもありましようし、言わないからだから正しいんだという理屈にもなかなかなりません。地方公務員の給与というのがどういふふうなことであるべきかといふことを考えることもこれまた私たちの任務でもありますから、そういう点に立つて技術的助言をしたわけでありまして、そのこと自身があながち全体的に見て非常に地方自治に對する侵害だといふふうには考へていないわけでありま

○山田謙君 それは水かけ論みだになつてしまらないのですけれど、何回も言ひますように、東京都の住民の意思はどつて反映されるかといつたら、これは議会でもつて反映されるかといふふうには考へざるを得ませんね。議会がこれでいいじゃないかと言つたことは、それはやっぱりそれなりに尊重すべきであるといふふうには私は思ふんです。それは、東京都の住民が、今度決まつた条例の中身はおかしいといふことがあれば、それはまた新しく議会を通じて改正すべきであつて、一たん合法的に決まつた内容といふものは、これはやっぱりそれが妥当なものなんだといふふうには思ひざるを得ないと思ひます。

しかも、地方公務員法のたてまえからいつても、それはある程度国の公務員に準じなければならぬといふふうになつてゐるけれども、これはあくまでも国家公務員どおりにやれという意味じゃないと思ふんです。そんなことを言つたら国家公務員と全く同じに線をそろえろといふ話かといふことになつちやう。恐らくそういうことは考へておられないと思ふんですけれども、そうすると局長のおっしゃるのは国家公務員どおりにしろといふ話なんです。○政府委員(砂子田隆君) 私が申し上げておりますのは、御案内のとおり地公法の中では、給与といふのは、要するに民間の給与なり国の給与なりあるいはその他の公共団体の給与なり、そう

いふものと比較、考へて定めるべきものだといふふうには法律に書いてあるわけでありま

ただ、そういう正しいといふことの中にいろいろな問題が起きてまいりまして、現実に人事委員会の勧告の中にも、単に国に準じて引き上げをするといふことしか言わない団体もありまして、いろんなものが現実に人事委員会の勧告の中にも示されてゐるわけでありま

まあ東京都が二割高いと申し上げてゐるわけではありませんが、やはり全体的に見てそういうことが行われてゐる団体があるといふときに、国は黙つてそれを見ていいという議論にはなかなかならないだらう。やはりそういうものが先ほど申し上げましたように人事行政を通じて住民の信頼をだんだんだんだん失わせていくという行為にも至るとすれば、私たちが地方自治をいまままで育ててまいり、あるいはこれからは民主主義の基調である地方自治といふものを育てていくことには、対する一つの大きな問題が提起されてくるのではないかと感じさせたいすわけでありま

○山田謙君 いま局長の言われたことで、まあ言葉じりをつかまえるようでは非常に悪いけれども、大変重要なことをおっしゃつたといふふうにも思ふんです。つまり、都道府県の人事委員会が国と同じようにそのまま勧告するようになつてゐる

と、こういうことになりま

と、こういうことになりま

○政府委員(砂子田隆君) 前にもこの委員会で御質問を受けたことがございますが、私は人事委員会というものは、やはり自分のところの地域における給与というものをよく調査をされて勧告されてゐるんだと思ひます。しかし、現実にその調査をしてゐる内容を見ますと、さっきのことが若干言葉足らずかもしれませんが、国の給与よりも高い、民間の給与よりも高いといひながら、なおかつ国と同じに上げると、こういう勧告をするわけでありま

○山田謙君 そういうことであるならば、少なくとも地方公務員法上人事委員会というものはちゃんと決まつてゐる。そして、そういう制度があるからには、その制度が正しく運用されるように指導すべきであらう。ですから、人事委員会不信の局長のおっしゃる通りに、現在の人事委員会そのものがちゃんとしていないのだといふ話であれば、それは人事委員会にきちんとするようになつて、それこそ指導すべきであらうと思ひます。あるいはまた、人事委員会制度がおかしいといふならば、法律を改正して、都道府県ごとに人事委員会を置くことをやめるべきである。しかし、地方公務員法上はつきりと人事委員会といふものがつくられてゐる。そして、人事委員会は当該都道府県内の

と、こういうことになりま

民間の給与とかそういうものを調べて、そして、民間の給与より低ければそれを勧告するという、それは国と同じようなたてまえてやっているわけですけれども、その調査そのものがおかしいという話になりますと、これは人事委員会を信頼しないというふうな話になってくる。そうすると、人事委員会にきちっとやれということを言うのか、それとも、制度そのものがおかしいから人事委員会なんてやめてしまえという話になるのか。局長のおっしゃるのどっちなんですか。

○政府委員(砂子田隆君) 私、人事委員会がきわめて適正に運営されることを望んでいるわけでありまして、ですから、少なくともそういう調査というのは批判をされないようなものであつてほしいと、こう思っているわけでありまして。

山田先生も御案内のとおり、いま日本の民間の賃金の給与水準というのは、私の記憶に間違いがなければ一五ぐらいだと思つております。しかも、これは調整手当を含んでいる額であります。とすれば、いま日本の全体のラス、パイルスを見ましても、それより高くなるというのはどうしても考えられない。要するに調整手当八%を引いたとしても一〇七ぐらいのところは民間の賃金の最高になつていくわけですから、全国がそれより高いということとはとても私たちには想像もできないということはあると思つておられます。そういう意味で、私は調査というものをものごとくやりやうとほしうといたしております。人事委員会の会議の席上でも申し上げておきますし、いま申し上げましたのも、そういうことをちゃんと調査をしないでやっていると必ずそういうことに陥るからみんな注意しようじやないかということ、警告を發しながら物を申し上げているわけでございます。

○山田謙君 余りこんなことをくどく言いたくないので、何か都道府県の人事委員会を全然信用できないような局長のお話は、私はこれはどうも納得できない。それは実際いろいろ見えていますと、確かに問題があるところがないとは言えないと思つておられます、何か一律に、べたに、

人事委員会そのものやっていることが、調査が正確でないとかそういうことになると、これはやはり、まあ人事委員会で集まつたときに局長の方からそういう指導をなさることは結構だけれども、やっぱり独立の行政委員会をそう簡単に横からいふんことをとかやかく言うことはできないはずだと思つておられます。やっぱり都道府県が人事委員会の委員をちゃんと任命して、しかるべき人を何人か任命して、その人のもとで人事委員会の機能で民間のやつを調べたということ、これはこれとして一応妥当なものだといふに考へるのがあるあたりであつて、その人事委員会が出したものをおかしいという話になりますと、これはやはりその制度そのものを否定するようになつてくる。思つていくんじやないかと、こういうふうには思つておられません。しかも、全部の都道府県の人事委員会がみんなおかしいという話じやないでしよう、局長のおっしゃるのとは。

○政府委員(砂子田隆君) 人事委員会の問題について、私は人事委員会という組織が要らないということも申し上げておられますが、全然ごさいませんで、私は、人事委員会の存在価値というの十分認められているつもりであります。それですから、なおかつそういうものが適正に運営されることとが望ましいという意味から申し上げておられるわけでありまして、やはりこの人事委員会の中でいろいろ私たちが問題になりますのは、よく新聞紙上に出ておられますけれども、結果的に、勧告というものが大部分の人事委員会をわけであります。本当地域的に調査をしたら、国のベースアップに準ずるといふのは、ほとんど大部分がそうだとおられる。ところが承知できるのだからかといふのは私たちがよくわかりません。そういう点、やはり人事委員会として、もう少し自分の地域における問題と、これを調査してほしいものだ。やはりいまま人事委員会の法律上にはあります地位といふのはきわめて高い地位にあるわけでありまして、自分たちのそういうものをよく考えながら、やはり十分

に調査をした上で勧告してほしいものと私たちは思つておられます。人事委員会があるから、人事委員会が勧告しなきゃならない、その勧告に当たつてはいろいろ調査をして出す、それはもう正確でなく、いやいやなこととは当然の話です。じや、局長、正確でないといふことを言うからには、自治省としてその都道府県のあれを全部調べられたんですか。その上でもってその人事委員会のあれがつかいとかかと言ふならわかるけれども、そうでなくて、何となくおまえさんのところの調査はつかいとかかと言ふような言い方だと、これは相手を侮辱するということになる。

○政府委員(砂子田隆君) およそ大部分の県の人事委員会の勧告は、全部私たちの担当のところを以て通してあるわけでありまして、その内容をいろいろ見てみますと、きわめて正確にしかもきちんとしておられるものもありません。それから、その数字がどこからきたかわからないという勧告の内容のもの、これもあります。ですが、結果的にどういふことになるかといふと、結果的に、国に準じて引き上げをしろと、こう書いてあるわけでありまして、その点に飛躍がないのであろうか。もう少しやはり慎重な引き上げ額といふのが本当は出てくるのじやないだろうかという疑念を持つておられることは事実でありまして、そういうところをもう少し考へてほしいものだとおられることを申し上げておられます。

○山田謙君 局長のおっしゃるのとおりだと思つておられます。それはやっぱり都道府県ごとに人事委員会の勧告は、みんなそれぞれ違つてはあつたかと思つておられます。ですから、そういうふうにかつていくと、給与だつて、単純に見た名目的なものじやなくて、それぞれの県の実態に応じて差があるのは当然だと思つておられます。それを自治省が一律に、ベースアップについては国と同じにやれと、その方がむしろおかしい。だから、それは高いところもあるし低いところもある。それぞれの財政事情だつてみんな違つたはずだし、それぞれの民間の賃金状況だつて違つたはずでしよう。そうするとその結果は、当然人事委員会の勧告も変わつてこなきゃならない。そうだとすると、その勧告どおりに実施するといふことも当然の話であつて、それに対して国の立場から、国家公務員どおりにやれと言ふ方が私はむしろどうもおかしいのじやないか。

現実には、東京都の場合は、国のおりの数字になつていませんわね。東京都の委員会は東京都の委員会として、東京都の中の民間の賃金を調べたりなんかした結果として出てきてる数字で、これは国家公務員の場合とちよつと違つた数字なんです。そうなりますと、それは局長の言うように、変なところもあるかもしれないけれども、東京都の場合は、いまおっしゃつたようにきちつとやつた結果ですから、国家公務員のアップ率と必ずしも合つていないわけ、これはむしろ当然だと思つておられます。

そして、しかも東京都の場合は九千二百人ですが、九千二百五十五人という数字になつておられるわけですが、これだけを人員整理しなすよと言つておられるわけ、それは簡単にそう言うけれども、もう大変なことだと思つておられます。これだけを組合と話し合ひをつけるだけでも大変な騒ぎだつたと私は思つておられます。そういうことをやつてまで人件費を節約しながら、そしてベースアップについては人事委員会が勧告してくれたものを妥當と認めて、都議会でもそれを可決したということになりますと、これは文句を言う筋はないと思つておられます。それをわざわざ副知事と呼んで文句を言うのはどういふわけか、どうしてもここが納得できないわけなんです。

○政府委員(砂子田隆君) いまお話しがございましたように、地方の給与といふものに高低がありますことは私も当然だと思つておられます。ですから、そういう意味での指導を申し上げておられる点でもありまして、人員整理をやつておられる点でもありまして、わが省といつたしましけれどもこれは高く評価をいたしているわけでありま

す。

ただ、この人員整理の問題と給与の問題というのは、その中で一緒に考えられていった問題ではございませんで、給与に関しては、先ほど申し上げましたように、国家公務員の給与というのは、厳しい財政状況の中で、一般職員はベースアップはしました、しかし、期末手当その他については旧号俸でやるようにという指導を国自身もしてきました。この辺で国自身、公務員全体の姿を考えますと、先憂後樂的な立場から言えばその程度のことにはやはり考えてもいいのではないかと、う考へ方は私はあると思います。そういう意味で、地方公共団体の財政状態もきわめて厳しい、苦しい中にあるわけでありまして、そういう点ではやはり国と同一歩調をとってほしいものだというところで申し上げているわけでありまして、ベースアップがいま東京都に高いとか低いとかいいうことを申し上げたわけでは毛頭ございませぬ。

○山田讓君 いや、ベースアップが高いということも言っているわけでしょう。ベースアップ率はともかくとして、国と同じにボーナスの方にはね返していけないということ、同じことじゃないですか。高過ぎるというふうな言い方と同じでしょう、それは。

○政府委員(砂子田隆君) ベースアップの率が、東京都で算定しましたものを私たちの方でそれがいいとか悪いとかいうことを言ったつもりはないと思います。ただ、国の給与の支給の方法については、期末勤勉手当について、その算定の額を六月なり十二月は旧号俸でやれ、ベースアップ前の額でやるようにという指導をずっとしてまいりましたわけでありまして、それは国と同様の立場に立ってほしいという願望があるからでもあります。そういう意味で、その部分について東京都もほかの府県と同様の措置をとってほしいということも申し上げただけでありまして、ベースアップが高いとか低いとかそういうことを申し上げたわけではないのであります。

○山田讓君 それは、アップ率の問題は別として、

これだつてボーナスをはね返せなかつたら、たとえば東京都の場合幾らでしたか、四・九なら四・九というやつをやつても、それがボーナスを全部平均したら結局四・九にならなくなりましてよ。だからそれは結果的にはやはりアップ率が高過ぎますよという私は文句だということにとるよりはかないと思つてますよ。

しかも、いまあなたが九千何百人を人員整理することにしたのは評価するところだけれども、どういふ意味で評価するのか知りませんが、評価するのは、やっぱり人件費がそれだけ節約されるということだと思つてます。そうして、人件費全体の膨張するのを膨張させないで、その中でもつてこの配分をどうしようかという問題は、これはまさしく地方公共団体に任じていいことだと私は思つて、これはこれ以上言いません。

しかし、私も実はもう二十年前の話だけれども、ある県で人事課長をやつていたことがありましたけれども、そのときに、やっぱりどうも自治省の指導が非常に干渉的だということ、その時代から感じたわけですね。つまり、等級という制度がありますね。あれだつて、私は当時その県の実態に合わせるように等級をちゃんとやつた。そうしたら自治省の方から、おかしいと、やっぱり国の決まつたおりの等級でやらなさいかぬというふうなことを言ってくる。こういう等級をどうするか、配分をどうするか、というふうな問題については、地方公共団体にこのくらいのことをやらせなかつたら、これは地方自治を尊重しているということにならないと私は思つてますよ。

それともう一ついふとお聞きしたいんだけれども、そうすると、東京都に対しては、何らかの制裁をするというふうなことを一切考へてはいませんね。

○政府委員(土屋佳照君) 財政上の問題であるかと存じますので、私からお答えいたしますが、先ほどからいろいろ行政局長の方から話がございますように、国家公務員につきましても、人事院勧告があつたわけでありまして、これも厳しい財

政事情とか行政改革の推進を期待する国民世論の動向等を総合的に勘案して給与改定が決定されたというわけでございます。地方財政についても、私も大変これは厳しいと思つておるわけでございます。ですから、地方公務員の給与改定についても国に準じた取り扱いをするということで指導、連絡をしておるわけでございます。したが、まして、厳しい財政事情のもとで行われた国家公務員の給与改定の水準を超えた給与改定を行った団体というものは、財政運営上それだけ余裕があると言わざるを得ないわけでございます。

そういうことで私どもとしては制裁措置ということはいまだ使つたことも全然ございませぬが、そういうことではなくて、財政運営上それだけ余裕があるという判断に立つて全体的に対処していく、そういう考へ方を持つておるということでございます。

○山田讓君 何か東京都から起債の計画が出ていふというふうな聞いておりますけれども、それは本当ですか。

○政府委員(土屋佳照君) まだ私のところで公式には受け取つておりませんけれども、今後の税収の動向等を見きわめて、決算でどのような締めをされるのか、その過程においていろいろな要請があるだろうと思つております。先ほどもお尋ねがございましたが、減収補てん償的なことも言つておられるということは承知しております。

○山田讓君 何回も言つていますように、国の財政状況あるいは職員の年齢構成、学歴構成、そういうものは全部違うわけですね。そこをみんなべたにしてとにかく国とやりやらないといふふうなことは本当にぜひ今後注意してほしいと思つてます。まして、そのとおりやらなかつたら制裁措置でもつてこつちの起債を認めてやらないといふふうなことは、これは絶対にしないであらうと思つてますが、これは約束していただけますか。

○政府委員(土屋佳照君) 私どもは、過去からたとえば期末手当等で国家公務員の水準を超えて支

給しておるもの等については、たとえば交付団体でございますと、それだけ財政的な余裕があるということと特別交付税で減額をするといったようなことはいたしてあります。ただ、これはそういう財政上の余裕論に立つての取り扱ひの問題であつて、法的な制裁とかどうかというものでないことは繰り返して申し上げておるわけでありまして、東京都の場合においてもそういう意味での制裁措置ということはないわけでございますが、ただ財政運営上それだけ余裕があるという判断には立たざるを得ないので、いろいろな財政措置についての要請があつた場合にそういうことを頭に置いて対処をするということになるだろうと思つております。

○山田讓君 大体この辺でこの話はやめたいと思つておるけれども、いまおつしやつた中で気になりますのは、財政上の余裕があるかないかという話ですけれども、これは私は、人事委員会の勧告に従つたからといって、直ちにこれを財政上に余裕があるというふうな、そういうきめつけ方は本当はおかしいと思つてます。財政全体の余裕があるかないかということはもつと別な観点、全体から考へるべきであつて、何か、国の言つたとおりにベースアップをしなかつたから直ちに余裕があるんだという考へ方はそれはおかしい。ですから、それをもつてこつちの起債を認めないとかという話になりますと、これはどう考へたつて一つの制裁措置としてしか考へられなくなつてくるわけですよ。そのところどうですか。

○政府委員(土屋佳照君) 先ほど申し上げましたが、期末・勤勉手当を国の水準を超えて支給しておるといふような場合は、私どもとしては、地方団体共有の財源を使うわけでございますから、やはり非常に超えてやつておるとも同じように扱ふということにはやはり全体の財政運営上問題があるということとでそれぞれの対応をしておるわけでございます。

いま地方債の問題が出たわけでございますが、地方債の許可といふのは、事業の緊急性とか団体の



財政運営の状況あるいは将来の公債費負担という  
ようなものを総合的に勘案して行うということ  
でございますから、この点について何か給与に關連  
した制裁とかどうとかということとは、これは私  
どもとしても考えていないわけでありませんが、總  
的にこういう状況のもとでこういう地方債を起  
したいというような全体の説明の中で私どもとし  
ては運営していくわけでございますから、その場  
合に他の団体が非常に厳しい財政状況の中でそれ  
ぞれの給与改定に当たってもそれぞれの状況を見  
て対応しておられる、ところが国の水準を超えて  
やっておられるようなことになりまして、私  
どもとしては、財政的に余裕があったからされたん  
だというふうに考えざるを得ないわけでありまし  
て、そういったこと等も全般的に勘案しながら対  
応していくということにならざるを得ないとい  
うことを申し上げておるわけでございます。

○山田譲君 この問題はこれで最後にしたと思  
いますけれども、これから申し上げることにつ  
いて、お返事は要りませんが、われわれとしては、  
国がやった措置そのものが間違っておるという  
ふうに私たちは理解しておるわけです。人事院が  
せっかく勧告した、そのとおり実施しなかったと  
いう、そっちの方がよっぽどおかしいのであって、  
そのおかしい方に右へならえしろと言う方がよ  
っぽどおかしい指導ということに私たちとしては考  
えていかざるを得ません。まあこの辺は、あなた  
方は考えが違うということになると思えますけれ  
ども、言うまでもなく、そもそも団体交渉は、団  
体交渉というか賃金というのは、労使が対等で決  
めていくというのがこれは近代労働法の大原則で  
すね。しかもその中の労働者というのは公務員も  
含まれるということはこれはもうはっきりしてい  
るわけです。ただし、公共の福祉とか全体の  
奉仕者という観点からスト権について制約を加え  
ている、これ問題がありますけれども、そのかわ  
りに人事院なり人事委員会ができてくるわけで  
から、これを尊重しないということになると、こ  
れはもう憲法二十八条の労働者の基本的な権利を

剝奪している、それを尊重していいと言ったつ  
てこれは過言じゃなくなるわけですね、やっぱ  
りそういう点から十分にひとつ考えてこの問題に  
対処していただきたいと思うんです。

それから、自治省のこの次官通達を見て気がつ  
いたのは、公務員の給与を抑制しろということ  
は一体だれに言っているかという感じなんです  
ね。給与を抑制しろというって、制度としてル  
ールができていて、人事委員会が勧告すればそれ  
を尊重するというのがルールなんです。それに對  
して抑制しろと言うのは、一体人事委員会に對  
して言っているのか、都道府県に對して、知事に對  
して言っているのかわかりませんが、いずれに  
対しても、何か地方自治体が幾つかあるやつに  
對して十把一からけみたいに考えて、全く国と同  
じに一切合財扱えというふうなそういう自治省の  
やり方については、私どもとしてはどうも納得で  
きない面があるんです。

これについては返事は要りませんから、ひとつ  
よろしくお願ひしたいと思います。  
次は、実はおとといわれわれ地方行政の委員が  
ホテル・ニュージャパニに見に行ってきたわけ  
でございます。そこでもいろいろ感じたところもあ  
りますが、いずれにしてもいまのところ刑事責  
任については取り調べ中でございますから、そこ  
までははっきりしてお答えできないと思いた  
すけれども、見た限りでは私もいろいろな感想を受  
けたわけでございます。  
消防署の改善命令とか措置命令にさっぱり従わ  
ない、ちゃんと聞いてなかったというふうなこと  
あるいはまた、従業員の訓練がさっぱり行われ  
ていなかったとか、あるいは建物の防火扉がその  
ときになくなってさっぱり作動しなかった、当然自動  
的に閉まるべきものが閉まらなかったというふう  
なこと、あるいは建物全体が三差路方式で、火災の  
場合に非常に逃げ場がわからなくなってしまう、あ  
るいはまた、外国人に對しての言葉がよく通じな  
かったとか、いろいろあったわけで、もう過ぎた

ことでありますけれども、そういう点は今後の一  
つの消防上のいろいろな指針として考えていかな  
きやいけない問題ではないかというふうに思いま  
す。

しかし私は、やっぱり基本的には経営者の経営  
モラルといいますか、人命尊重といった意識が全  
く欠落していたということがその原因であるとい  
うふうに考えざるを得ないんです。そういうこと  
について消防庁長官のまず御意見を伺いたいと思  
うんです。  
○政府委員(石見隆三君) 去る二月八日未明で  
ございますが、ホテル・ニュージャパニにおきま  
してあのような大きな火災が発生いたしました、  
多数の死傷者が出ましたことは、私ども消防行政  
を預かっておる者としていたしまして、まことに遺憾  
に存じておるところでございます。

ただいま御質問がございましたように、今回の  
火災の原因と申しますか、いろいろと物的証拠あ  
るいは人的証拠につきましては、現在警視庁ある  
いはまた東京消防庁の方で調査をいたしておるわ  
けでございますけれども、私ども、現時点におい  
てあの火災を振り返って、なぜあのような大火に  
なったのかということいろいろと現時点で検討  
を加えておる段階でございます。  
一つは、やはりたまたま御指摘にございました  
ように、経営者のホテル経営者としてのモラルの  
問題というものは当然あるかと存じておりま  
す。具体的には、ホテルの側におきますいわゆ  
る各種の消火、防火設備が不備であったという点  
が一つ指摘されようかと存じております。  
それから二つ目は、日ごろの訓練を含めまして、  
いわゆるホテル側の防火管理体制というものがこ  
れまた不備であったということは言えるかと存ず  
るのであります。  
と同時に、三番目といたしましては、火災が発  
生いたしました場合の宿泊客に對する避難誘  
導、あるいはまた初期消火、さらには消防機関に  
對します連絡、通報も適切でなかったというこ  
とも私ども非常に強く感ずるわけであります。

と同時に、一方、消防機関におきまして、これ  
までホテルに對する対応に手抜きがなかったか  
ということも率直に反省しなければならぬ部門  
もあるのではないかとというように私も率直に感  
じております。すでにあのホテルに對する消防機  
関のそのような対応が、簡単に申せば、手ぬるか  
たのではないかとというような御批判もあるわけ  
でありまして、このような御批判に對しましては消  
防といたしましては厳しく受けとめ、今後このよ  
うな火災が二度と起ることのないように今後一  
層せつかくの努力を重ねてまいらなければなら  
ないというふうに存じておるところでございます。

○山田譲君 いまのモラルの問題に關連するん  
で、ちよつと労働省にお伺ひしたいん  
です。  
この社長横井英樹が基準法違反をやっている  
ということを新聞なんかでも報道されております。  
ちよつと調べたところによりますと、横井英樹に  
なつてから、従来三百十五名の従業員を百四十  
名に首切つた。そして、首切つた人たちに對して、  
協定が結ばれている退職手当が払われていない。  
それで、まあ、いろいろごたごたした結果、や  
つと月に九万九千円ずつ約束手形で分割払いをする  
ということに決まつた。九万九千円というのは、  
何か十万円にすると印紙代がかかるから九万九千  
円とめたんだという話でありますけれども、こ  
ういうことをやって、しかも中には、絶対にそれ  
はいやだと言つた、十七年勤めた皿洗いのおば  
さんがいまして、この人については、頑として聞か  
なかつたということで、退職金がいまだに払わ  
れていない。  
その他、聞いてみますと、女子の時間外労働  
は平気でやっている。あるいは、職員の健康診断  
も全然行われていない。これは基準法上の義務に  
なつていくわけですね。それから、当然置くべき産  
業医ですね、お医者さん、これも安全衛生法です  
か、法律上の義務になつてはいますけれども、こ  
れも全然置いていない。その他、いわゆるヘル  
プです、ヘルプ労働者、この賃金が、延べで千

八十四名で八百七十五万二千九百円あるわけですが、これも全然払われていない。こういうふうな状況でございます。それに、ボーナスなんかも協定上決まっているやつを全然そのとおり払っていない。

こういうふうな状態があるというふうに新聞なんかでも言われているんですけども、監督課長その辺どうでしょうか。

○説明員(岡部晃三君) ホテル・ニュージャパオンにつきましては、所轄中央労働基準監督署に對しまして、退職労働者から退職金の支払いに關する申告がなされておるところでございます。同署におきましては、これに基づきまして、過去再三にわたりましたホテル・ニュージャパオンに對し、支払いを行うようには是正勧告を行ったところでございます。しかしながら、同社におきましては、この是正勧告に従わずに、労働基準監督署におきましては、本年の二月五日、法人及び代表取締役横井英樹を労働基準法違反被疑事件といたしまして、東京地方検察庁に書類送検をしたところでございます。

なお、今回の被疑事件と申しますのは、先生ただいま御指摘になりました、同社を退職いたしました女子労働者一名に係る退職金の支払いにつきましての送致でございますが、さらに同社におきましては、本年二月十五日現在におきまして、退職労働者二十三名に對する退職金合計二千七百二十七千円、それから昭和五十五年未及び昭和五十六年夏の賞与の一部二千七十七万二千二百八十五円が未払いとなっているわけでございます。これにつきましては、その大部分が九万九千円のいわゆる九九手形と言われる手形による支払いを行うことにしているわけでございます。労働省といたしましては、今後の支払いが確実に履行されましますように、十分監視に努めなければならぬというふうに考えているわけでございます。

また、この退職金の支払い問題以外につきましても、同社に對するこれまでの監督指導結果を見ますと、労働基準法に定める労働時間の違

反、女子労働者の労働時間の違反、労働安全衛生法に定めます健康診断の実施違反、産業医の選任の違反等々が認められたわけでございます。これにつきましてはその都度正勧告を行って今日に至っているわけでございます。

○山田讓君 ああいうふうに焼けたりなんかしましたから、いまの賞金債権、これをぜひしっかりと監督署においても基準行政の中で押さえていただきたい。そして、労働者がまた一層ひどい目に遭うというふうなことのないように注意をしていただきたいと思うんです。しかも、これ、非常にけしからぬ話だと思つて、聞いた話では、調べに行つた監督官たちに対しては、雑言を浴びせかけた、社長が、けしからぬ話だと思つて、まことに盗人だけだけしいというが、経営者にあるまじき行為だつたというふうに私は言わざるを得ませんけれども。

もう一つ、東京都の都労委の方から不当労働行為の救済命令が出されている。それに対して横井氏は、さらに中労委の方に再審査の申し立てをしているという話ですけれども、どんな不当労働行為事例があつたんですか。

○説明員(齋藤邦彦君) いまの御質問に係ります事件は、五十四年から五十五年にかけて東京都の地労委に救済申し立てがなされて、五十五年の六月に東京都労委から救済命令が発せられた事件でございます。それに基づきまして使用者側から再審査の申し立てがございまして、現在、中労委において再審査中でございます。

事件の内容と申しますか、救済申し立ての内容と申しますけれども、非常に多岐にわたつておりまして……

○山田讓君 簡単にいいですから。

○説明員(齋藤邦彦君) 簡単に申し上げますと、一つは、団体交渉の拒否に關する事項が一つでございます。それから、使用者側、特に横井社長の発言で、組合に對する支配介入がいろいろあつたのではないかと、この点が第二番目でございます。それから、第三番目としまして、組合委員長ら七

名の懲戒解雇でございます。大体主なところを申し上げるとそのようなことになるだろうと思つておられます。

○山田讓君 とにかく基準法違反をやつて大いばりして、と、そして不当労働行為も平気でやつて団体交渉にも応じないし、支配介入はじやんじやんやる。それから、去年の十一月の「経済春秋」という雑誌、まだ火事の前の雑誌ですけども、これで横井氏が対談をしておりますけれども、その中でも、組合なんかやらないといふことを言つて、だから私がやり始めてから社員を減らして百五十人にして、しかも第二組合をつくつてやつたと、こういうことを言つておられるんですね。いまじやその第二組合の方がどんだんふえているんだ、大抵いい傾向にあるというようなことを平気でぬけぬけと言つておられるわけです。いまの経営者で第二組合をおれがつくつたなんと言つてやつは、私はどうかして、と思つただけでも、その程度の感覚の人である。私が言いたいのは、そういう人命尊重というか、そういうこと意識のないような経営者、こういう人だからこそあのような惨事を引き出すような、消防法上の問題をいろいろ起こしたのじやないかというふうに思つておられます。

そこで、もう時間になりましたから、私はもつと各省に、建設省は建築基準法の関係がある、厚生省は旅館業法の関係がある、それから運輸省は国際観光ホテル整備法という関係がある、消防庁はもちろん消防の関係がある。こういうふうには、非常に防災関係については、特にホテルの防災についてはいろいろな各省にまたがっていることがあるわけですね。それを考へて、去年、例の川治温泉以降だと思つても、関係七省庁が集まつて了解事項をつくつた、そして、それに基づいてそれぞれの省にこういうことをやらうじやないかというふうな決まつたというところは聞いておられるけれども、それが果たして本當にうまくそのとおりにやられているのかどうか。これは消防庁長官、どうですか。

○政府委員(石見隆三君) ただいまお示しがございましたように、一昨年の川治プリンスホテル火災以後、七省庁連絡会議を設けまして、七省庁で旅館、ホテルに對する各般の問題について連絡協議をし、そして七省庁申し合せ事項を策定をいたしましたわけでありまして……

このうち、消防庁関係につきましては、昨年の申し合せ以後、二月十日に消防庁所管の分に係ります問題点につきまして、それぞれその内容を具体的にコメントいたしまして各消防機関に通知をし、その徹底を図つてまいつてきたところでございます。

なお、七省庁のいわば共通事項とも申すべき表示、公表制度につきましては、消防庁の方でその制度を去年の五月から発足させまして現在進行中でございます。

なお、他省庁については、それぞれ省庁所管の分について御努力をいたしたいというふうに私ども理解をしております。

○山田讓君 非常にりっぱなことを七省庁ですかが集まつて決められたようですけども、なかなかかかえて、あちこちの省にまたがっていることだけに、それぞれが何か責任を回避してしまつてほかの省がやるだろうというふうなことで、あの七省庁の了解事項どおりにきちんとして守られているかどうか、この辺は私は非常に疑問があると思つておられます。

私は、消防庁長官にこの際特にお願ひしておきたいのですが、最近大きなホテルがいつぱいできておられますね。ああいうホテルで同じような災害がもし起こつたらどうなるだろうということで、想像しただけでも慄然とするわけでありまして、さきの七省庁の了解事項というのか非常にいいのは、どうも聞いた限りでは何か非常にいいまな集まりでしかない。座長、議長がだれであるか、事務当局がどこであるかはつきりわかつていないような、そういう何となくあいまいな形で七省庁が集まつている。こういうことでは私はやっぱりいけないんじゃないかと思つておられます。先

ほど言いましたとおり、いろいろな法律に關係のあるホテルでありますから、防災の完璧を期するためには、ホテルの防災行政についての一元的な、もう少し強力な機構といえますか、行政体制ができていなければならないかと思うんです。七省庁がそれぞれ何となく集まっている程度ではやっぱり不徹底じゃないかというふうに思うんですけれども、この七省庁の集まりをもっと強力なものにしていくようなお考え方がないかどうか。その事務局はたとえば消防庁がやるとか、消防庁の長官がこれを主宰するとか、こういったかっこうにして積極的にやっていく気持ちはあるかないかをお伺いしまして私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(石見隆三君) たいま御指摘がございましたように、ホテル、旅館につきましては、各省庁のいわゆる権限分野が非常に入り組んでおりますことはもう事実でございます。と同時に、非常にたくさんの方々の宿泊をされるところでありますから、その防災につきましてはこれはもう申し上げるまでもなく十分な上にも十分な安全性を考えてまいらなければならぬものでござい

す。七省庁連絡会議につきましては、たいまお示しにございましたように、七省庁が集まりましていろいろの問題点をお互いに出し合い、そしてお互いの今後の連絡協調を図りながらこの目的を達しようとしておたことは事実でございます。また、そのようにそれぞれ省庁で努力もいたしてまいったわけでございますが、いまお話にございましたように、もう少しこの組織と申しますか、今後のあり方についてさらに活発あるいは強力なものにしてはどうかという御指摘でございます。私も十分御趣旨を踏まえまして、今後各省庁との連絡を密にし、十分な実績が上がりますように努力してまいりたいというふうに存じております。

○山田謙君 終わります。  
○委員長(上條勝久君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(上條勝久君) 速記を起こして。午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。  
午後十一時五十九分休憩

午後一時五分開会

○委員長(上條勝久君) たいまから地方行政委員会を再開いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

○大川清幸君 税収の動向というのは地方財政にも大変大きな影響がありますので、昨日の予算委員会でもいろいろお聞きをしたんですが、税収の見込みについては明確な御答弁がなかったので、重複する部分もありますが、念のため、まず大蔵省からお伺いをいたしたいと思うんです。

五十六年度の税収については、四千五百二十四億円の下方修正をしたわけですが、補正後の三十一兆八千三百十六億、これを達成するについてはいろいろ試算の仕方や見込みの立て方があるので明確な御答弁をいただくことは無理かもしれませぬけれども、十二月までの税収の実績ですね、この資料から判断すると大変暗いというか見通しが厳しいわけでございます。現在までの実績とおりにいくと大変大きな税収のダウンが今後見込まれるようですよ。仮に一〇〇台でいくと二兆二千億ぐらいですか、二〇〇で概算で約一兆四前後財源に穴があくというふうな試算ができるわけですが、これも、この税収の回復の見通し等について、根拠その他考え合わせながら、この税収の見通しについて一応まず伺っておきたいと思っております。

○説明員(眞鍋光広君) 先生仰せのとおり、補正予算におきまして補正減を四千億強見たわけでございまして、それは最近までの課税実績や政府見通し等の基礎といたしまして見直しを行いました。それはそれまでの実績等から見ましてなかなか税収減の回復が困難じゃないかというふうなものを中心に補正減を立てたわけでござい

ます。しかしながら、その中で法人税あるいは申告所得税——申告所得税は若干源泉分は見えておりますけれども、減を立てましたが、そのあたりについて触れておられないということについての御質問かと存じます。

まず、法人税につきまして見ますと、いろいろ事情がございます。たとえば延納の割合が五十五年

度において低かったために五十六年度税収に入ってきていないということであるとか、あるいはこれまで生産動向等が必ずしもふるわなかったということから税収にあらわれてきていないといった面があるわけでございます。しかしながら、最近の状況を見ておきますと、四—六月を底にしまして鉱工業生産も比較的上向き傾向にあるというふうなこともございます。それから、今年度下期に向かつての経済予測等でも、業績の予測でも下期はかなり上がってくるのではないかと話

もございまして、それからまた、最近の九ヶ月、十月期の決算法人、大法人をとってみますと、かなり収益が上がってきている、二割強の伸びを示しておるといふふうなことでございまして、そういうことを判断して、全体としては経済は比較的上向きに向かつておるのじゃないかということであり、また、国税の場合には、三月末までに納税義務の成立したものににつきまして五月末取分まで当年度に入れるということになっておりますので、そういう意味合いではまだ五カ月分ばかり残っておりますというふうなこともございまして、そういうことをいろいろ勘案しまして、大体この程度でいけるのじゃないか、当初予算とおりいけるのじゃないかというふうに考えたわけでござい

ます。それから、申告所得税の方も、いまの税収は昨年度の確定申告を前提にしましての予定納税分が入ってきておるわけです。そういう意味合いで非常に低い水準になっている。確定申告がどのようになるか、必ずしもよくわかりませんが、ただいま言ったように、次第に景気も明るい兆しも見

えかけておるといふことでもございますので、そういう面を期待して、全体としては補正予算の数字が達成できるのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○大川清幸君 租税収入全体の見直しについてお伺いしたところ、たまたま法人税と申告所得税のことで御説明がありましたから、それではその法人税の方で関連して伺っておきますが、確かにいま御説明のあったとおり、この十一月ないしは十二月の税収実績で言うと、大企業法人ですね、特に証券、建設業その他大手は大体いま御説明の実績で二〇％増、それから十二月で見ても大企業はいいことになっているんです。ただし、全体で見ると、この税収実績ですね、十二年前年同月比で六・六％ですね、ようやくです、これは、それから、十二月までの累積実績でいきますとマイナス〇・二％でしよう。だから状況としては非常によくない。この先々の見通しで後半いんじやないかと言われども、これはまだ税収の問題でいろいろありまして、そいつが本当にはね返ってくるかどうかという時間的な問題もこれは考えてみなきゃならぬことです。ですから、この五十六年度の租税収入でいうと、当初予定をしておいたような税収まで、要するに補正分を見込んだ後の税収まで挽回するのは状況として不可能じゃないか。

それからもう一つ、予算委員会でも説明なかったし、データをとってないらしいのでこれは説明も無理だと思ふんですけれども、大企業はいいと御説明なさるんですよ。ところが、法人の中でも中小はよくなくて、負債一千万以上の企業、これですら、一月に、こういうことを見ると、中小企業の法人というのは今後も厳しいんじゃないか。全体で見ると十二月実績でマイナス〇・二％ですから、これはどうですか、決算期までに挽回できると明言できるんですか。

○説明員(眞鍋光広君) 現在の状況が昨年並みマイナス〇・二％、これはもう仰せのとおりでござい

ざいます。実績でございます。私どもとしましては、実績が出てくるに従いましていろいろ聞き取り調査等もやっております。それから月々によって業種的な偏りもございます。それから先ほど申しましたように、経済の状況も次第によくなりつつあるというふうなことから、さらにまた、要するに三月期の決算法人の税収に占める割合が約三分の一まで残っております。そういう経済状況のもとで残っておりますことであり、そういったこともございまして、現在までの進捗状況が四〇％程度である。もちろん昨年比べて六・六ポイントばかり落ちておりますので、このこと自体は懸念材料ではございませぬけれども、なお五割強が残っておりますという状況であります。私どもとしては、こういったことで全体としてはいけるのじゃないかというふうな強期待しておりますこととござい

ます。  
○大川清幸君 そういふ状況の中ですけれども、これ、本当に税収の見込みからいったら、中小企業その業界の動向なんかについてはある程度の推測をしておく必要があると思うんですが、税収見込みを聞くと、大企業の方のいいという説明だけ大蔵大臣もなさるんですよ。中小企業の方は、何か調べてないと言ったか、データがないと言ったかな。しかし、そっちの方こそ調べておかないと、これは税収の問題では大事なんですけど、そっちはまるっきり調査もしないし資料も取り寄せないというか、分析もなさらないんですよ。どうなっているんですか。

○説明員(真鍋光広君) 中小企業関係の税収がなお冷えておって、まだ兆しが必要しも十分でないというところは仰せのとおりでございます。それから、私どもの聞き取り調査におきまして、やはり税収の大きな部分が大きな法人から出てくるということもございまして、大勢を見る上では大法人中心になっておるといふことは否定できません。

ただ、経済はやはり客観的には、大法人がまず明るい兆しが出て、それから次第に経済全般に広がっていくという面もございます。ただ、これが急速に広がっていくか、あるいは緩やかに広がっていくか、ここがポイントだと思いますけれども、私どもとしては、大きい項上の部分に明るさがありともって来たということから、とにかく三月までに中小企業まで含めて全体が明るくなってくる、税収にはね返るといふことを強く期待しておると、こういうこととございます。

○大川清幸君 それでは次に、同じく説明のありました申告所得税について、これは八十五億の減額補正しかやっていないのです。これは源泉所得なんかとは違って非常につかまえていく性格のもので、予想を立てるのには非常にむずかしいと思うんですが、この申告所得税の対象者、納税者というのは、大体個人経営ですとか中小工場の経営者とか、そういうクラスです。先ほど法人税のところでも触れましたように、中小法人、これは大変見通しとしては厳しいものがあると御説明があったのですが、それ以上に申告所得納税者の方は、状況もと厳しいと思えますよ。これは申告所得税の方で言うと、十二月までの税収実績、十二月現在、前年同月比で四・五％の増と。これは低いですが、それから十二月までの累積統計でも六・四％ですから、しかも進捗状況三・四・六％ですから、これから総合所得の申告やいろいろあるんでしようけれども、大変状況としては悪い。むしろ中小法人よりはもつと悪いと予想しておいた方がよろしいんじゃないかと思えますが、この見通しについてはどのように考えておるわけですか。

○説明員(真鍋光広君) 少しお答えの角度が異なるかと思えますけれども、申告所得税の内訳を見てみますと、これ五十五年度の実績で見ても、先生仰せの、事業所得者から出てまいります営業所得につきましては、構成比が約一四％ということになっております。結局一千万超の給与所得者であるとか、そういった、いざれかといえますと、営業所得とか農業所得とか以外の方々からの税収が約六割を占めておるといふこととござ

います。  
したがって、私どもとしては、中小企業業者等の営業所得の申告所得税の伸びを期待すると同時に、その他という方々の、主として給与所得者、高給所得者と思えますけれども、その他の方々の所得の伸び、これは六割を占めるわけですから、こういったものも注目していかなければならぬということとございます。税収全体を見る上では、むしろそちらの方が大きな比重を占めておるといふこととございます。

○大川清幸君 そこで、国税の方のいま幾つかについてお伺いしたんですが、もう一つ、地方交付税に直接影響ありますが、酒税ですね。これ補正見込みを達成するには、対前年比でかなり高いパーセンテージを見込まないと追いつかないんじゃないですか。四月から十二月までの累計で対前年同期比で二・一％増、かなりの増額にはなっています。しかし、それにしても七・五ポイントぐらいい低い、実績で言うと。そういうことで国民生活はなかなか厳しくて、街の声では、高級なところでは余り飲まないで、サラリーマンは繩のれんとかそういうところで大分がまんしているようですよ。そういう点から考えると、酒税の伸びも余り期待できないんじゃないですか。どうですか。

○説明員(真鍋光広君) 酒税の方につきましては、大体その予算額に達成すると見ておるわけとございますけれども、その理由と申しますのは、とにかく五十六年度の税制改正で酒税の税率引き上げを行ったわけとございます。その効果を期待しておるわけとございますけれども、その効果が税収面にはね返ってまいりましては七月から後であったということとございます。それから、五十六年の四月に駆け込み需要が出てきたというふうなこともございまして、増税の効果が割り引かれておるといふこともございます。とにかく予算は二・八・五％伸びを期待し、現在までの累計伸び率は二・一％ということとございます。

○大川清幸君 そういったこともございませぬけれども、今後次第によくなっていくのじゃないかというふうな期待して、全体としては予算で見た数字をほぼ達成できるというふうな考えておるわけとございませぬ。  
○大川清幸君 それともう一つ、これを聞いておきますよ。  
自治省が十三日にまとめて、五十六年度都道府県税の十二月末徴収実績、これを発表されておりますが、この中の法人事業税ですね、年間税収の七、八割が十二月末までに入ってくる状況ですが、今後は税収の大幅な伸びは余り期待できない、先ほどのいろいろな状況からいって、大体推測だろうと思うんですが、二千億ないし三千億程度の計画割れが生じるのではないかと心配があるように聞いておりますけれども、この法人事業税の見込みについてはいかがですか。

○政府委員(関根則之君) 御指摘の、十二月末の徴収実績におきましては、進捗率で昨年が八二・一％入っておりますが、昨年といたしましては、五十六年度では七三・四％しか入ってない、進捗率において八・七ポイント下回っております、こういう状況とございませぬ。国税の場合と違っていて、二月、三月決算の法人分が今年度分に入ってまいりませぬので、言ってみれば私どもの方は後がないといえますが、そういう状況に追い込まれているわけとございませぬ。しかし、大蔵からのいろいろなデータをいただいておりますけれども、ここへ来て非常に法人関係の入り方がよろしいという徴候も出てきておりますので、私どもも、このままの単純な数字で今年度終了するというふうには考えておりませぬ。まだ三月ほど残っておりますので、そういう状況は今後踏まえながら推移を見守り、かつ計画にできるだけ近い額で入ってくることを期待しておるといふ状況とございませぬ。

いまの時点で単純にどうなるのかという数字でございませぬが、年度途中のことでもございませぬし、余り端的な計算をするのもいかにかと思っておりますが、答弁は差し控えていただきたいと思います。

す。

○大川清幸君 国税三税の減額千三百七十四億円を見込んだわけで、これに関連して地方税の方もその三二%の四百三十九億六千百万円余ですか、減額修正されたわけですね。まあ措置としては特別会計からの借り入れで補てんする、こういうことになったわけで、これは肩がわりをしてありますから、特に地方財政には直接響かないですけれども、いままですと論議をしてきて、今後の税収の見込みはどっちにしても厳しいわけですよ。国税三税も厳しいですわね。見通しとしては決して樂觀できる材料はありませんから。予算委員会のやりとりでも、再補正はしなくていいんですわとばかりは何遍も金を押したんですが、総理大臣も大蔵大臣も、大丈夫——大丈夫ですと言ったのか、ほぼ何とかいってしようと言ったのか、余りはつきりした答えはなかつたんですよ。

けれども仮に、まあ仮の話じゃ答弁できないかもしれませんが、この税収の見通しについていまいお伺いしたところによると、どっちにしても厳しいことは間違いない。これは補正後、蔵入欠陥が生じたような場合、金額が幾らになるかというのにはさっきの推測で二兆二千億とか一兆円とか、いろいろ言われておるんですけども、そうした欠陥が生じた場合に、再び国の方でその減額分については十分見ような措置でやってもらわないと地方財政には響くわけですね。たとえば経済基盤の強い神奈川県とか埼玉県あたりでも減収補てん債みたいなものを幾らか頼まなきゃならないかなんて心配している県もあるぐらいですから、もし、そういうような蔵入欠陥が補正後にも起こって地方財政へも響いてくるようなことになればこれは重大問題なので、一応の見解を聞いておきたいんですが、不足財源の補てんについては交付税の中であまりいろいろこれは試算をして調整しなければならぬと思うんですが、そのときにどのような対応をなさるおつもりですか。

○政府委員(土屋佳照君) 国税三税の動向については私も大きな関心を持っておるわけでは

ございますが、今回の補正予算における税収見込み額は、できる限り適切な税収見込みを行った結果のものであると承知しておりますし、たゞいまもる話がございますが、大体見込みどおりの税収が確保できるという大蔵当局の考え方でございます。私も私としてもそのようになることを心から期待をしておるわけでございます。

仮にの話でございますが、減収が生ずるといこと、それはよくわからないのでございますが、そうなたった場合でも、補正が行われない限りは本年度の交付税額はそのまま予算に組んであるわけでございますから、これはそのまま執行できるわけで、支障はない。ただ、率直に申し上げまして翌々年度において精算という問題を生じてまいるわけでございますから、その際はその分だけ減れば減つてくるということになります。そういう見込みのもとで私どもとしては財政対策、地方財政対策というのを講ずるわけでございます。そういう中で地方財政の運営に支障のないよういろいろな方法を、そのときの最適な方法で講ずるといことにはしたいと思っております。率直に申し上げて過去もそういうことのないようにいろいろ私も努力もしてまいりましたので、それはぜひともその段階においても、仮にそうなつても最大の努力をしたいと思います。

○大川清幸君 次に、地方の行っている単独事業の關係でちよつとお伺いしておきたいんですが、五十七年度のことについては本予算が回つてきたときにお伺いしたいと思っておりますが、これはいただいた資料で五十年から五十三年まで単独事業、地方公共団体の行っている事業の実績を見ますと、歴年ずつこれは決算額で見ると計画に對してダウンしてございますね、毎年。しかも、そのダウンの仕方がだんだん大きくなつてございます。これは地方の執行の段階でのいろいろな原因があると思うのですけれども、歴年ダウンしてきて差が大きくなつてくることについての状況の説明をしていただけますか。推移ですね。——ちよつと申し上げましょうか。五十年度ですと単独事業、投

資的経費、これはいろいろ地方の何とか、景気刺激策や何かでも大事な役割りを占めておると思つておるんですが、五十年度でこれは三千五百三十億、マイナスですね。五十一年が七千八百一億ですか、それから五十二年が九千九百五十一億。それから五十三年になると二兆三千八百四十五億ですか、三角が。この状況ちよつと深刻なんで、五十七年度についてもこれは影響出てくると思つておるわけで、一応この状況についての御説明を伺つておきたいと思つておる。

○政府委員(土屋佳照君) たいまお示しのございましたように、地方財政計画で見込んだ単独事業の額と決算との間では乖離がございまして、まあいろいろと過去においては事情が違いますが、最近ではいままお話しのございましたように、その乖離が広がつておるといことは事実でございます。五十四年度で単独事業における計画と決算との差は一兆八千億余りということになっておるわけでございまして、これはいろいろ事情もございまして、この単独事業の決算の姿そのものが直ちに乖離の実体であるとは私ども考えておりません。一つは決算上、いわゆる繰り越し単独事業というものが補助事業の方へ入つて決算をされておるといこともございまして、たとえばいまの五十四年度で申しますと、補助事業においてはむしろ計画と決算との乖離という点では、決算の方が六千億以上よけいになっておるといこともございまして、そういうことと統計処理上の問題も一つにはございまして。

それから、基本的な問題としては、景気が落ち込んだころに公共事業が、最近こそは横ばいになっておりますが、かなり公共事業の伸びを確保することによつて景気の浮揚を図つたという状況が続きました。そういうことから、どうして公共事業の負担の方へ財源が回されたかということ、いわば公共事業が優先消化されたかということもございまして、単独が減つたということもございまして、また、これは大きな要素でもございまして、一般の地方団体ではほぼ計

画に見合う事業量が確保されたわけでありまして、財政規模の大きい東京、大阪等の一部の団体が財政事情が厳しいということもございまして、五十四年度あたりでは単独事業の伸びを抑制したということもございまして、これが全体的には影響しておる。まあいろいろな要素があるわけでございまして。しかし、いづれにいたしましても結果として見れば計画よりも決算が下回つておるといこととございまして、乖離が指摘されておるわけでございまして。

ついでで恐縮でございますけれども、こ二年引き続き公共事業が横ばい、五十七年度も大変厳しい状況にあるということもございまして、地域経済にもいろいろ影響があるということ、私ども地方財政計画でも単独事業を伸ばしておりますが、地方団体でもかなり力を入れてまいりました。五十六年度の状況をちよつと申し上げますと、地方財政計画で八%の増額ということにしておるわけでございまして、五十六年度の九月補正後の都道府県の数でございまして、予算額で見ますと、前年同期比一〇・六%ということでございます。そういうこととありますので、市町村の方は必ずしもはつきりしたものはございませぬけれども、市町村でも都道府県と同様に従来よりは伸長が予想されておりますので、全体としては八%を上回る伸びになるだろうと——これは予算額でございまして、と考へておるわけでございまして、若干状況が違つてまいりましたので、そこらの実情は五十五年、六年度と、特に六年度になつてくると少し変わつてくるものだというふうにご考へておる。

○大川清幸君 念のために伺つておきますが、この地方財政計画と決算との対比ですか、これは歴年出していただいているんですか。毎年出てますか。  
○政府委員(土屋佳照君) 毎年この計画との差は出してあります。  
○大川清幸君 わかりました。次に、念のために伺いしておきますが、大蔵

省の方針がどうかわかりませんが、地方財政が好転しているという事で、これは五十六年度補正のついでに全体で見ると確かに地方財政はいいかっこうにはなっているんです。中身はまた角度を変えて違うわけですがね。それはそれとして、地方財政が好転しているという見方の上で、五十八年度あたりから交付税率の引き下げについて示唆をしようという話を聞いているんですが、そういうことはないという事であれば結構ですが、これはどうなんですかね。

○説明員(八木橋傳夫君) 答え申し上げます。ある新聞にそのような報道がなされていたかのように記憶しておりますが、御指摘のような、五十八年度における交付税率の変更について、大蔵省が現在検討しているという事はございませぬ。

○大川清幸君 なければ結構です。ところで、第二臨調あたりにもかねて地方交付税のことでうわさが出たことがあって、この委員会でも議論になったことがあるんですけれども、そういう動きとか、背景があることはどうも事実のようです。ですから、予防的な措置というわけじゃありませんが、この点はダウンなんかしないように、むしろ引き上げ論議の方が学者さんの意見なんかだと従来から大勢を占めているわけだから、これは地方を抱えている自治省としては、断然この点がはたしてやらねばならぬので、論議が出たときにはせつかくひとづがねばって、こんな交付税率の引き下げなどが実現しないように頼みたいんですが、これは大臣にないけれども、お伺いしておきましょうか。

○政府委員(谷洋一君) 答えたいと思います。ただいま御指摘のとおり、地方交付税の引き下げというふうな議論があるやの話もお聞きするわけですが、私どもとしましては大蔵当局からは、ただいま大蔵当局からのお話のありましたとおり、全くそういう話があることは聞いて

はおりません。しかしながら、万が一そういう話があることになってはわれわれとしては大変でございます。単年度といましてはなるほど収支均衡は保っておるとはいえながら、何分巨額の借財を抱えておることもございしますので、その点につきましては、自治省といましてはこれからも引き下げというふうな議論につきましては、もう徹底的にわれわれの立場を主張し、都道府県、地方自治団体ともどもにその考えを貫きたいと思っております。

○大川清幸君 ぜひとがんばっていただきたいと思えます。先ほどもちよつとお話出ましたが、ホテル・ニュージャパンの火災について、先般この委員会でも簡単な報告をいただきました。その後、いろいろな報道などがなされて建物自体に欠陥があったり、きょうの報道なんかによると、東京都が立ち入り調査をやったところが、建物そのものが違法であったんというふうな報道もされております。先般予算委員会でも東京消防庁の曾根消防総監が見えて、社会党の寺田先生の御質問のときですが、まさに人災だということが大変明確に御答弁をなさっておったので、これはまた重要な問題です、人命尊重の上から言っても。

この間の報告は、あのころですから大体概略の報告をいただいたんだと思うんですが、その後、やはりホテルそのものの欠陥としては幾つか挙げられると思うんですが、細かくは必要ありませんが、人災として実証できるような条件、どんなものが挙げられますか、一応できたら御報告をしてくださいます。

○政府委員(石見隆三君) 答え申し上げます。去る二月八日の未明発生いたしましたホテル・ニュージャパンの火災の概況につきましては、二月十六日の当地方行政委員会に御報告をさせていただきます。ただいま火災直後でございますが、混乱もしており情報も十分ではなかったわけでありまして、とりあえずあの時点で確認をいたしましたも

のについて実は御報告をさせていただいたような次第であります。したがって、あの内容は主として設備があつたか否かというふうな点を中心にして御報告をしたと存するのでございませぬ。

その後、東京消防庁における火災の発生原因調査あるいはまた警視庁におきます犯罪捜査の結果、だんだんいろんな実態がつまりらかになってきておるわけでありまして、ただいま先生御指摘にございまして、私もまだ東京消防庁から最終的な確認された情報は受け取っていないわけでございますけれども、新聞報道あるいはまた関係者の話の中で出てまいってございまして、一つは、設備はあつたけれどもそれが、たとえば非常火災警報装置の電源が切られておつた、オフになっておつた。その他もろもろの、いわば防火管理上の問題が一つ指摘されております。それからもう一つは、あの事故がどのように大きくならぬことにつきましてのホテル側の初期消火、あるいは避難誘導、あるいはまた消防機関に對する連絡通報というものがきわめて不適切であつたということが一つ指摘されておるわけでございます。

まだ、いま申しましたように最終的な確認をいたしておりませんが、私どもできるだけ早く、東京消防庁なり警視庁の捜査が終わりますればその辺の情報は収集して全貌を明らかにしたいというふうに存じておる次第でございます。

○大川清幸君 過ぎたことの結果を調べてきちんとしてもらいたいと思うんですが、責任者は責任ある措置をしてもらわなきゃならぬと思うんですが、要するに、いろんな欠陥があることを指摘しても何にもならないので、それをひとつ基本にした上で今後の改善を図ってもらう方向で努力をしていただく必要があると私も考えております。

当時見に行きました。ひどいものです。これを教訓にして四十九年に消防法が改正されて、五年の猶予期間をもって五十四年の四月からスプリンクラーその他の設置、これを法律を直してそういうことに義務づけを行つたわけですね。その後、いろいろ指導をなさってきた御努力は認めます。なお、その間に五十五年十二月、当委員会でも現地視察しましたが、川治のプリンスホテルのお年寄りが大ぜい亡くなった悲惨な事故がございました。このとき現地であつた報告を聞いたところ、防火管理体制とかあるいは防火施設の問題、あるいは建築基準法に係る問題、それから避難誘導等の問題、また、地元のあるいは消防署から数々の指導を受けておつたんですが、この対応をプリンスホテルの方ではずつとしていなかつた、ききさが明らかになっておりました、今回ニュージャパンの起こつたことを見ますと、これは、問題として指摘されている地方の一ホテルで起こつた問題とはほぼ同系統の不備な点が列挙できると思えます。ですから、こうした四十七年以來いろいろなことがあつて、法改正までやつて災害防止のための対策をとつてこれらについては、再びこういう事故が起こつたことについては大変残念だと思つてます。

そこで、何と申しますか、規制ばかり厳重にすること自体がいいとも私は決して思いませんけれども、ホテル経営などの状況を考えますと、商業ベースの問題があつたりして、余り厳格にやり過ぎると今度は損害賠償が何かで逆告訴されたりという深刻な問題があるので、行政上なかなかに対応の仕方がむずかしいと思つておるんですが、午前中の論議にもありまして、建設省所管だとかあるいは厚生省だとか消防庁関係の法律がいろいろありますね。これらの法律のいろいろを運用の仕方、対応の仕方、先ほど論議がありましたから触れませんが、もう少し強制力を持つことか、その辺の法的な検討とか、そういうことについてこの際して見る必要があるんじゃないかと思つておるんですが、どうですか、現状の中で一

応ずつと対応しようということなんでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(石見隆三君) たいま御指摘のございました点は、私もごもつとも存じております。御案内のとおり、現在消防法規におきましては、旅館、ホテルその他防火対象物につきましては、防火対象物の中で消防法違反の状態がございますれば措置命令をかけるという規定がございます。実は、ホテル・ニュージャパンにつきましては、昨年九月、いわば最後の切り札の措置命令もかけたところでありました。と同時に、もう一点、差しかかった火災の危険性があると認めいたしました場合には、一部分の部分的な使用停止命令というような措置命令もかけ得る根拠もあつてお

けであります。と同時に、このような措置命令に違反をいたしました場合には、最高刑懲役六カ月を含むいわばかなり厳しい刑罰規定も設けられておるわけであります。私どもは、現時点におきましては、何としても、各消防機関におきまして今回のような悪質ないわばホテル、旅館に対しては、ただいま申し上げましたような法律をちゅうちよすることなく適用すべきじやないかというふうに考えております。そのことを先般も強く各消防機関に指示をいたしたところであります。いま申しましたようなこのような大きな災害が起こる危険性があると認知すればちつとも遠慮する必要がないというふうには存じておる次第でございます。同時に、そのようなことでござい

ますので、直ちにいま消防法を改正して規制を強めるということにつきましては、どこに手を入れていいのかということも若干の検討問題であらうと思っております。

なおしかし、今後再びこういう事故が起こつてはならないわけでありまして、先生御指摘のございましたような点につきましては、私も現在の法律が万全であると思つておりません。したがって、現時点におきましては現行制度はまだまだ活用できる部分も十分あるわけでありまして、それを強く指導しながら、片方抜けたところ

はないのかという検討も引き続き重ねてまいりたいというふうに存じておる次第でございます。

○大川清幸君 消防庁では、防災上のいろいろな装備その他設備、器具等の完備したホテルに「適」マークを交付していただくようにございまして、「適」マークの、何というんでしょうか、効力とかどうか、「適」マークの性格とか、これどういふことになつておるんですか。

○政府委員(石見隆三君) 御案内のとおり、「適」マーク、正式には「表示、公表制度」という名前前で実は昨年五月から発足いたしました。全国の消防機関にお願いをいたして、いまその作業を鋭意進めておるところであります。

御質問にございましてこの「適」マークのその趣旨と申しますか、私どもは、旅館、ホテルは当然必要な社会施設であろうと思つておりました。しかし、そのホテル、旅館が安全に快適な形で宿泊できなければやはり意味がないわけでありまして、したがらば、端的に申しますれば、言葉は非常に荒っぽいのでございまして、旅館、ホテルを、言葉は悪うございまして、いわばやつつけるというような趣旨ではないのでありまして、安全なホテルになつてもらいたいという気持ちを込めてこの「適」マークをついたわけでありまして、この「適」マークにつきましては、御案内のとおり、消防用設備、その維持管理、あるいは日ごろの防火訓練等々ソフト面とハード面を合わせて二十四項目、六十五カ所につきまして総点検を行ひまして、そのすべてに合格したものにございましては「適」マークを交付するということをやつておるわけでありまして、

したがらば、私どもの希望をいたしましては、もちろんこの「適」マークというのはいま申しましたように大変厳しい基準を設けて消防機関が調査をいたしておりますので、そういう意味での安全性というのには高いといふふうに私どもは認めていふのであります。したがらば、一般の国民の方々が旅館、ホテルにお泊りになる

考へになる際に、あわせて「適」マークがあるかどうかということもせひひとつ見ていただいで泊り願うということも大変強く希望するのでござい

ます。と同時に、一般に、お泊りになるときに必ず予約をなさるわけでありまして、予約をなさるときには「適」マークがあるかどうかということを一電話で聞いていただければ、旅館、ホテルはあるかないかを返事をすれば、済みません、その辺、今後、「適」マークの趣旨なり普及についてどうしていくかということも大変苦心をいたしておるわけでございますけれども、そのような御理解を賜りたいというふう

に存じておるところでござい

○大川清幸君 「適」マークを頼りにするならば、これはお客さんの方から見れば一つのけじめがで

きるので結構なんです。ホテル・ニュージャパンその他のように、何遍も指導を受けたたり文書で注意を受けながらなお改善に踏み切らない。なるほど、経済的な事情もあつてすぐできないという

に十分精査をしなきゃならない。と申しますのは、一つは、不適になつております理由が消防法上違反であるかという問題、とりわけ後段の建築基準法の問題につきましては御案内のとおり適法と適用がなされてお

りませんので、いわゆる既存不適格、たてまえ上適法ではあります。そういうものにつきま

したてまえ上適法ではあります。そういうものにつきま

して、ただいま先生御質問にございましては、この「適」の逆の不適のところを公表したらどうかという御質問の御趣旨だと存じます。この点につきま

して、ただいま先生御質問にございましては、この「適」の逆の不適のところを公表したらどうかという御質問の御趣旨だと存じます。この点につきま

ル、地下街等に対してこの要綱に基づいて防災対策の指導強化を図られるという努力をなさっておるようでございますが、その後の状況についてどうなるかと思っておりますが、それが第一の質問です。

それから、先ほどホテルの従業員の方々に對する何かひどい話が指摘されておたので、あれは指摘があったから触れさせんけれども、これは労働基準法その他からいっても問題があると思っておりますが、夜たぐさんのお客さんが泊まっているし、空き室があるにしてもかなり客室に客が入っておる。そういう状況の中で、何か夜中のホテルの従業員が交換手さんを入れて七人とか九人とか言っていましたね。これは旅館業法その他の中でちよつと考えてみる必要があるんじゃないかと思っておりますが、この辺に對しての対応はどうされますかということ。

それからもう一点、これは新聞報道だから余り明確に私もわからないんですけども、日本交通公社協定旅館連盟、いわゆる公旅連の賠償責任保険、これにニュージャパンの場合は一億五千八百万円程度しか入っていないということで、たぐさんの被害者を出しておりますが、補償の問題も自力ではなかなかできないんじゃないかという問題もありますし、台湾、韓国の方々の被災者からはこれは国際問題として発展する心配もあるのではないかと思われましても、この辺に對しての配慮はなさっておりますか。

以上。

○説明員(梅野捷一 郎君) お答えいたします。先ほどの最初の御質問でございますが、建築物防災対策要綱で実施をいたしております過去の建物に對する状況でございますが、ホテルにつきましては二百六十五棟の対象があるわけでございます。これにつきましては、五十四年度から五十八年度までという五年間の期間で改修を進めていきたいという対象物でございます。昨年の九月末現在では、改修が終わっておるものが百三十二棟、

いまだ終わっていないものが百三十三棟、約半数が終わっているという状況でございます。その段階でのまだ完了していないもの、その内訳は、工事中のものが十七棟、改修計画を作成しているものが六十二棟、いまだ計画をつくるにも至っていないというものが五十四棟でございます。私どもは、いま申し上げましたように五十八年度までということではございますけれども、個別の指導に入つて、なるべく早く進めていきたいというふうな考えております。

○説明員(岡部晃三 君) 先ほど申し上げたわけでございますが、労働基準法違反につきまして私ども厳正にこれを監視をしていくという立場でございます。

なお、先生お尋ねの点は、夜の従業員数につきまして業法上どうであるかというお尋ねであるようにございまして、専門の省庁に譲りたいと思っております。

○説明員(田中治彦 君) お答えいたします。旅館業法上の営業許可のときに、従業員の数の最低数を決めたらどうかというふうな御指摘でございます。旅館業法は、主として公衆衛生の保持増進を目的として制定されたものでございます。そういうような観点から、旅館業法では営業の施設に對して採光、防湿というふうな衛生上の措置がいろいろ決められておるわけでございます。ただこれらの施設を衛生上問題のない状態で保持するということには従業員数の充実が望ましいということとは、もうこれは申し上げるまでもないことであるかとございまして、しかし、ホテル、旅館等の施設も管理法もそれぞれ異なるというふうな状況におきまして、一律にその従業員の数の基準を定めるというふうなことは適当でないというふうなことも考えておるわけでございます。

○説明員(松田篤之 君) 旅館の關係の賠償責任保険の關係の御質問でございますけれども、確かに旅館の場合には、火災保険でございますと大体八万五千件ぐらゐる旅館がほとんど火災保険に入っておりますけれども、賠償責任保険の加入状況は必ずしも思わしくなくて、先生御指摘の日本交通公社協定旅館連盟の団体扱ひの保険というのを保険会社が引き受けておりますけれども、この加入会社数が大体四千六百件ぐらゐるでございます。その中でも、いわゆる一事故当たりの保険金額が十五億円を超すような保険に入っている旅館というのはわずかに六程度でございます。その約半数が今事故に遭いましたホテル・ニュージャパンのように一億四千万程度、一億五千万といった、大事故の場合には十分被害者に報いられないような金額になっているのが事実でございます。

したがいまして、私どもは保険会社の方を監督している立場でございますので、商売をしつかりやれと言ふのも妙な話でございますが、できれば旅館、ホテルを監督している方々から、被害者が万一の場合には十分救済を受けられるように、こういう保険もあるのだから加入してくれと指導いただければ大変ありがたいと思っております。

○神谷信之助 君 先に、いまのホテル・ニュージャパンの火災問題でお尋ねをしたと思っております。

最初に建設省に一間だけ伺いますが、けさの報道によりますと、昨日、東京都が建築基準法に係る立入検査をやつたと、そういう報道があります。

(委員長退席、理事名尾良孝君着席)  
そして、これは私も現場を見てまいりまして、建築構造上の欠陥が非常に多いということに當委員会は現場視察をしてお互いに確認をしたわけですから、竣工検査は、そのときに疑わしいことがなかつたら破壊検査までやらなくてもいいんだという御趣旨の発言があるんですね。ところが、一昨日、消防庁の案内で見ると、消防庁の話では、あの建物は初めからホテルにするために建てたんじゃないに計画はぐるぐる変わって最終的にホテルになってきておる、だから構造上も非常に複雑といふか、いろいろ問題はあるんだという説明があつたんですが、そういう点から言

うと、そういういわゆる工事計画から工事中、竣工に至る間にいろいろな用途の変更に伴う問題というのが当然私があつたのではないかと、いうように思ふんです。だから、この破壊検査というのは、しかも多数の方が泊まり、その人命、安全を保障しなきゃならぬ建築物でありますから、そういう点ではやっぱり破壊検査をやつてはつきりしなければ、外観だけではわからないようなそういうことが火事になって初めてわかつたというふうなことで安心できないだろうというように直観したんですが、ですから、これは建設省の方でも東京都の立入検査の報告を受けた上で検討されると思ひますけれども、現行法でもそういう破壊検査までやる必要がこういう特定の建造物に對しては必要なんではないか。この点の指導は一体どうだったのか。もし、それができないとするならば、やっぱりその点に對しての法的な措置も考えなきゃならないのではないかと。

(理事名尾良孝君退席、委員長着席)  
とりあえずこの点に對しての建設省の見解だけお聞きしておきます。

○説明員(梅野捷一 郎君) お答えいたします。ただいまの御指摘でございますが、ホテル・ニュージャパンの火災におきまして、基準法との關係につきましては、それまで警察の現場検証等がございまして、東京都の実地の調査というものはおこなつたわけでございますが、私どももいろいろな方面からの御指摘もございまして、早く実態を把握するようになつたわけで、われわれの方からも東京都に指示をいたしたわけでございますが、昨日現地に入りまして最初の調査をいたしております。その結果、千五百平米で防火区画をやれというふうな規定とか、防火タンクというふうなところはどうも一部違反事実が認められるようだというところありまして、連絡はいたしております。昨日現地に最初に入った段階でございますので、その後の詳細についてはこれからつきりしてくるというように考えておりますが、いま御指摘の検査の過程、それもその違反事実等の關係でどうい



う段階でそういうものが出てきたのかということも詳しく検討をさせたいというふうな考えておるわけでございます。

先ほど御指摘のありました用途変更等に伴います問題につきましては、一般に増改築等をいたします場合には従前の建物をそのまま使用するというのではなくて、新しい増築後の使用方に合わせて適法な状態にしなきゃいかぬというのがたてまえてございますし、当然そうしなければいかぬわけでございますので、そういうことの影響のあるところは御指摘のあるように十分な配慮がされるべきだというふうな考えております。

○神谷信之助君 これはいずれまた建設委員会でいろいろ追及されると思いますから、きょうはとりあえずその点だけひとつ検討方をお願いしておきたいということで、建設省の方は結構でございます、私の方は。

あと、いろんな問題があるんですが、きょうは一つだけ何したいと思っておりますが、それは感知器と自動火災報知機ですか、この問題ですね。報道によりますと、非常ベルのスイッチがオフになっていたという報道がありました。昨日現場も行きまして見ましたら事実オフになっておった。九階の方の煙感知器が感知をして九階のところの明かりがついてベルが鳴ると。だから、自動ではなくて、ふたをあげて手動でやるといってわけですから、自動はオフになっていたというのは私も現場で確認ができたわけですから、なぜそれがオフになっていたのか、その理由について消防庁の方ではどう聞いておられますか。

○政府委員(石見隆三君) 非常火災ベルのスイッチがオフになっておったというのは事実のようでございます。この点につきましては防災上大変な大きな問題でございますと同時に、警察とされましても犯罪捜査の観点からもこの問題を非常に重視しておられるようであります。

なぜオフにしておったのかということにつきまして、私もどなたかお話をしましては、東京消防庁を通じていろいろ聞き合っておるところでございます。

すけれども、東京消防庁といたしましては、ホテル側から、なぜオフにしておったかということについての最終的な明確な回答はまだ得ていないという報告を私どもにまで来ておるわけでございます。なぜオフにしたかということにつきましてはいろいろ憶測されるわけでございますけれども、東京消防庁としては責任を持って、まだホテルの方からの回答を得ておりませんので、もう少ししばらくお待ち願いたいという次第でございます。

○神谷信之助君 ホテル・ニュージャパンで使っていた自動火災報知機ですね、これのメーカーの名前及び型式名、これはつかんでおられると思いますが、いかがでしょうか。そして、それは全国及び都内でのくわい使われておりますか。

○政府委員(石見隆三君) ちょっと専門技術的な御質問でございますので、私の方の技術監理官からのお答えを御了承いただきたいと思っております。

○説明員(渡辺彰夫君) ホテル・ニュージャパンで使用されておりました自動火災報知設備の受信機、感知器の製造メーカーは現在のホーチキ株式会社でございます。型式は、受信機にありましてはPH11-100AZでありまして、そのほか煙感知器はイオン化式のもの、熱式の感知器は差動式分布型のものがそれぞれ使用されておられますけれども、各感知器の型式については現在わかっておりません。

また、先ほどの受信機の全国及び都内での設置台数については把握しておりませんけれども、メーカーの話によりますと、この型の受信機の出荷台数は約一万三千台と、このように聞いております。

○神谷信之助君 それで、この機械は日本消防検定協会の型式認定を受けている、認定されているというように聞いておられますが、この型式の製品は何に基いてその規格が決められておるのかという点はいかがですか。

○説明員(渡辺彰夫君) この受信機は昭和四十四年十二月に型式承認を受けておりました。昭和

五十二年の十月の火災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正に伴う型式承認の失効告示、昭和五十三年に出しておりますけれども、これによりまして型式が失効となっております。法第二十一条の五第一項ただし書きの規定によりましていわれる今後利用できる期限が定められております。また、この製品は、そのただし書きの規定により期限が定められておまして、昭和五十五年五月一日までの間販売されておりました。

○神谷信之助君 ですから、四十四年の十二月には認定はされておりましたが、五十二年には失効している。そして、猶予期間があつて、その製品自身は五十五年五月一日以降は出しておられない、こうなっておりますね。だから、ニュージャパンで使われた機械そのものが現行の規格にはもう適合しなくなつておるわけですね。そういう機械ですよね。そういう状況になつておる。ですから、さっきのホーチキ株式会社ですか、これにも聞きまして、現在はまだ製造も販売も中止をしておるというものになつておるんですね。それがいまもおニュージャパンで使われておるといふ、これはどうしてですか。

○説明員(渡辺彰夫君) 消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令というものが昭和五十二年に出しております、これによりまして受信機の場合に利用できる期限が十九年となっております……

○神谷信之助君 十九年ですか。

○説明員(渡辺彰夫君) はい。おおむね昭和七十年ぐらいまで使えることとなっております。

○神谷信之助君 いま十九年と言われたのは中継器の方でしょうか。

○説明員(渡辺彰夫君) 受信機でございます。

○神谷信之助君 煙感知器の方は十五年、熱感知器は二十年ということですね。受信機は十九年。

○説明員(渡辺彰夫君) はい。

○神谷信之助君 なぜこの猶予期間が認められておるわけですか。

○説明員(渡辺彰夫君) これらの機械は、維持管理を十分に行われていた場合に、先ほどの猶予期間の間は火災時に所要の機能を發揮するものであるということが技術的検討の結果明らかになつておる関係でございます。

○神谷信之助君 特に煙感知器の問題で言いますと、煙感知器が基準が変わつてくる、そうして、それにまず連動するのが受信機、こういった全体としては失効だという状況になつてきておりました。しかし、この旧式の場合なぜそうなったのか、その旧式の場合の特性ですね、それは何だったのかという点はいかがですか。

○説明員(渡辺彰夫君) 昭和四十四年の基準によりまして、非火災報を防止するために不作動試験というのをやっております。それからまた、老化試験と称しまして、長年月の使用に耐えるかどうかの試験をやっております。それからもう一つ防水試験というのをやっております。このようなものが旧型感知器の非火災報に関する性能ということができると思っています。

○神谷信之助君 むずかしいことはようわかりませんが、問題は、要するに煙が発生をした、ところが、その感度が非常に鋭いために火事にまだ至らない状態でも報知をしてしまふ、いわゆる火災が起こつてくる。そうすると、ホテル、旅館のようになくさん人がおるところでしよつちゅう夜中に起こされたらたまったものじやないかと、こうなつてきますね。だから、そういう点ではそういう旧式のやつでは非火災報のそういう事故というのがどうしても多い、信頼度が非常に少ないという状況があつて、そういうことのも多発による弊害といひますが、これが起こつておるといふように思ふんですが、この実態はどのくらいつかんでおられますか。

○説明員(渡辺彰夫君) 煙感知器の非火災報につきましては、庁内等におきまして非火災報の検討委員会を設けましていろいろ調査したところでありまして、その調査に基づきまして、現在の基準

におきましては非火災報減少のために約三つほどの試験が追加され、基準が改正された次第でございます。

○神谷信之助君 どうもちょっとわからぬのですが、私もいろいろ調べてみますと、「火災」という雑誌ですか、それでは、自動火災報知設備の非火災報の原因という調査もあります。そういう非火災報の多発が居住者の不信を招いて逆に火災の被害を大きくするという例が、札幌市の消防局とか自治省の消防研究所の資料とかというのがありますわね。私も、消防研究所も現場一遍見せてもらったことがあります。市販の感知器を、熱感知器や煙感知器を集めていろいろ試験をやられていたが、だから、そういう点でいろいろ工夫され、検討されながら来ているのですよ。ところがニュージャパンはその旧式の状態でままだと。そうすると、運動してはいますともうしよつちゅう鳴るわけでしょう。しよつちゅう鳴つたんではこれは客商売ですから、あいが悪い。営業上、あいが悪いし、それから、またかというところで今度は信用されなくなるといふことでオフにしているという状況が生まれていって、先ほどはもう一つはつきりわからなかつたようですが、その点はどういふように考えておられますか。

○政府委員(石見隆三君) ただいま技術監理官から御答弁を申し上げましたように、四十四年型のいまホテル・ニュージャパンでつけておられます。いまゆる旧式と申しますか、以前の感知器につきましては、非火災報を防止いたしますために、監理官がお答えしましたように、不作動試験と老化試験と防水試験とこの三つをやつてまいつたわけです。しかし、どうも非火災報が多いというところもございまして、先ほど御説明申し上げましたように、規則を改正いたしまして、その後さらに非火災報を少なくしようということで、粉塵試験と衝撃電圧試験それから湿度試験と三つを加えて、いま新しい型の認定をやつておるといふ状況になっておるわけがあります。

○神谷信之助君 どうも先先生も御指摘ございましたように、非火災報をできるだけ減らそうとすると、感知器自身が非常に鈍感になっていざのときにほとんど煙が立たなければ報知をしない。鈍感に働かせることがございまして、非常にお客も迷惑だといふことがございまして、そこで、率直に申しましてこのかね合いをどの辺に置くか、と同時に、有効に作動させるためにはどうするかという問題だと思ふのであります。

いま先生もお話ございましたように、私の方の消防研究所ではかなりこの辺の研究を長い間やってきておるわけでございます。と同時に、もう一つはこのような煙感知器とあわせて他のシステムも組み合わせまして、何らかもつとシステム的に火災の報知、感知ができないかということも並行しながら、いまいろいろ専門家の方々にお集まり願ひまして研究会をやつておるわけでありまして、確かにこの辺は、火災報知器の感度の問題といふのは、お示しのように問題だと思つております。ただ、その結果が今回のホテル・ニュージャパンのあのスイッチを切つたのにどう結びついたのかという点につきましては、前段御答弁申し上げましたように、まだ十分解明はできておりませんので、いずれにいたしましても東京消防庁あるいは警視庁の捜査なり調査を待ちまして私ども確認をいたしたいといふふう存じておるところでございます。

○神谷信之助君 いずれにしましても、会社の方で一万数千台販売しておるわけですね。それが新式にどれだけかわつておるかわかりませんが、旧式のやつも相当使われておることは事実でしょう。私もニュージャパンに立入検査をしたり聞いたりする権限はありませんからね。だから、いまニュージャパンと同じ機械を使つておるホテルを調べてみたんです。

ヒルトンホテルですね。これは消防庁の「適」マークをもらつているホテルです。このチーフエンジニアの伊藤寛さんという人に聞きました。そうしたら、非火災報の実態は、五十年当時は月

五、六十回もあつて、そしてパニックに近いようなことが起こつておる。ですから、煙感知器の位置をあれこれ変えてみたりいろいろなことをやつて、最近では月十四、五回、今月の二月に入つてからの記録を見せられても五回非火災報が起つておるんです。ですからこのヒルトン

の場合は、消防署の御指導で自火報と連動する非常ベルスイッチをオフにしているんです。手動に変えておるわけですね。だからこれはニュージャパンの状態と同じ状態にしているんです。ですから、ニュージャパンの場合も、オフにしておるということは消防署自身もよく御存じのはずだろつて思ふ。あるいは指導があつたんでないだろうか。

このヒルトンホテルの場合も年二回公式の検査があつて、そのときは十名からの消防署員が来て一日徹底的に調べる。そしてその結果は、立入検査の結果通知書、このくらの厚い文書でカーテンがどう、じゅうたんがどうと非常に細かい点についてまで指示される。それがあつてからまた経営者の方も改善をしていくということもあると思ふんですが、そういうことで改善が求められておる。こういう公式のやつが年二回はあつて、それ以外に年に四回。だから、合計すると年に六回はヒルトンホテルの場合がありますと、こういう話です。

問題は、スイッチをオフにしているでしょう。それで、たとえば九階なり十階なりで感知して、その部屋のベルが鳴ります。そうすると、オフですからこれすぐスイッチを入れるだけども、入れる前に本当かどうかというのを見に行かなくてはいかぬわけですね。現場を確認しなさいかぬわけですね。そうすると、感知器が知らせてから、確認をして、そして実際にその火災現場、九階なら九階にベルを鳴らすと、そういう動作を起すのに最低四分はかかるというんです。場所によつてもとつとかかる。消火活動をやる場合、一番重要なのは初期消火でしょう。そうすると、最低四分

はかかるということ消防署も認めるということになつておると、これはちよつと私は問題だと思ふんです。

だから、もうヒルトンホテルの場合は、ニュージャパンの火災以降は消防署に言われぬとも、とにかくもうすぐオンにしています。現在は、もしもことがあつたらえらいこつちやというところでオンにしているというんです。そこで、オンの場合当然非火災報がどんどんふえてくるので、そういうことになると非常ベルが自動的に鳴つてくる、客商売なんでも困つておるといふ話をなさつておるんです。そうして、新式にかえる計画はいまのところあるようですね。もうこうなつてはいかぬなということになつて、機械を新しくかえるという計画をいまなさつておるようですよ。

これは「適」マークなんですよ。そうすると、先ほどの、非常に厳重ななで「適」マークをやつておるんだけれども、「適」マークのところでもそういう古い形式の自動報知機があり、しかも消防署もやむを得ぬなあとということでもオフにすることを指導されている。そうすれば、実際に火災してそれを感知しても、少なくとも四分以上はかかる、こうなりますからね、これは大変な問題だといふように思ふんです。

そこで私は、こういうことを聞きますとやっぱり、当該の麹町消防署の方も、とりわけニュージャパンに対しては問題ホテルですから、年に数十回にわたつてやいやい言つておつたというように東京消防庁の方もおつしやつておるわけで、ですからそういう状態。しかもあれは、防災センターはホテルの外にありますからね。ああいう場所に置いておいて、さてといつて走つたつて、これはヒルトンホテルよりもよけい時間かかる。そういう場所にセンターが設けてあるという状況ですから、ね。そのことは当然御存じだつたはずだと思ふし、また、オフにしているという状態も承認をされる。あるいはそういう指導をされてきたか、そういうことがヒルトンホテルでやられておるんだから、同じようなことになつておるんだか、いや、いや、いや

いうように思うんですけど、もしそれを知らなかったとしたら、一体何の査察していただいたことになりませぬ。ヒルトンホテルは細かくやってこつちは見逃したのかと、こうなります。この辺はどうも理解に苦しむんですが、消防庁というふう聞いておられますか。

○政府委員(石見隆三君) 私どもも、なぜオフになつておつたのかということについて、ただいま申し上げましたように、まだホテル側からの明確な答えをもらつていないこととありますけれども、オフになつておつたことはもう事実だといふことは東京消防庁は申しております。そのオフになつておつた状況を詳細まだ東京消防庁からいろいろ、これ非常に重要な問題でございますので聞いておるわけでございますけれども、現時点におきまして東京消防庁からの報告では、受信機の主音響スイッチ、主のところでございますが、そこは入つておつたと、地区のベルはオフになつておつたといふことは承知しておつたと東京消防庁は申しております。したがって、主とこのろは入つておりますから、地区のところで切れておるわけでありませぬから、地区のベルが火災信号を受けましたらベルが鳴らせるように絶えずその使用方なりを十分身につけておいてほしいといふことは、査察あるいは視察の都度、指導してまいつてきておつたといふ報告を受けているところでございます。

○神谷信之助君 それはおかしいですよ。一昨日現場に行きましてそこで説明を聞いたら、そのセンターにおられるのは警備会社の警備員、ガードマンが五人おつて、そして出火当時は仮眠三人、起きていたのは二人だと。そして、その警備員はその機械の操作の仕方は知らなかつたようだそうなんです。そして、その警備会社とニュージャパンとの契約は一体どうなつていたんだろう、こういう疑問がわくわけですね。

そこで、そこいらの話では、いや、警備会社は駐車場の警備をやられておつて、ホテルの中に余り入らぬようにと言われておつたらしいです

よと、東京消防庁ですかの、おととい行つたときの話に出ていますね。そうすると、ホテルの火災発生に対して責任を持たない者がセンターにおつたといふことになるんですよ。それを消防署は何遍も査察しながら知らなかつたといつたら、一体何を査察しているんだといふことになる。知つていたら、直ちにそこで指導をしなきゃならない問題である。だから私は、そのところは非常に大事な問題。機械の問題、そしてオフにしているのとオンにしているの、オフならオフで、二人や三人ではもうこれだつたら間に合はぬですよ。現場へ走る者と、そして確認をしてすぐやる者と、それでも最低四分かかるというふうな事態がそのまま許されていいのかどうか、こうなります。

それで、現在の新型でも、十分開発された新型でも確かに非火災報はあります。しかし、非火災報の数はずんと減りますね。それは消防研究所でいろいろ試験をやつて大体うんと減るという状態。だから現行になつていくんですよ。まだまだそれは開発されていくでしょう。だけれども現状はそんなつたままであつて、しかもそれは「適」マークのホテルでそうなつておるんですよ、ヒルトンホテルは。いまはもうオンにしたからその心配はなくなつた。しかし、そのかわり非火災報がたび重なつてくれば、これは不信を招くことになつてきますね。だから、新型の機械にかえるにはいろいろな手当てをしなきゃならぬといふ問題もあるでしょう。問題は十五年とか十九年とかべらばうに長い猶予期間ですよ。機械古いままでまあ一定程度それは猶予期間といふのは必要でしょうけれども、十五年や十九年というふうな、あるいは二十年というふうな、そういう猶予期間を置いてそのまゝ見逃しているという、そしてそれに対する指導といふものが実際の現場に当たつて、現場の人の意見を聞いてやつていない、私はそこが問題だといふように思ふんです。だから、これは重大な問題ですから、いずれまた当委員会がこの問題取り上げることにならうと思ふんですが、ひとつこの点についてははっきり実態につ

て報告をしてもらいたい、こういうふうにお願ひしたいと思ふんです。

ほかの問題もたくさんあるんですけども、きょうは法案審査がありますから、消防問題で一つ、消防庁あるいは消防署自身の指導の面で私は非常に重大だといふように思ひましたので、きょうはとりあえずその点を指摘をして、事実調査はひとつ抜かりなくしてもらいたいといふことをお願ひして、この問題は終わりたいと思ひます。

それから次に交付税問題に移りますが、先ほどからお話がありまして、五十六年度の地方税の税収不足見込み、この問題いろいろ同僚議員からも質問をされておられます。先般も衆議院の予算委員会でもわが党の岩佐議員がこの問題を取り上げて、そして個々の自治体によって税収不足が相当出るであろう、したがつて、その場合には減収補てん償の発行その他しるべき措置はとりますといふことは御答弁になつておられます。なつておるんですが、この見通しですが、先ほどからも言つて、とりあえずの措置は交付税関係の方の措置だけはいしだけれども、地方税の実際の税収不足がかなりの部分出てくるとすれば、とりあえずこの減収補てん償をなさるといふ、そのほかの手当てをするといふことなだけども、大体どの程度に結論的に言いますと、もう一度確認の意味でどの程度と見ておられるかお伺ひしたいと思ひます。地方税です。

○政府委員(関根則之君) 先ほどからの御質問に対しまして、どうも私の方で明確な数字をもつてお答えをするといふような状況にないものから答へられなかつたわけでございます。現在の状況は、先ほどからお答えを申し上げているようなこととございまして、都道府県税全体で進捗率が約三ポイント落ちておるわけでございます。したがつて、これを単純に伸ばせばやはり一十億単位で、一十億オーダーでの減収が起るという計算も成り立ち得るわけでございます。しかし、先ほどから大蔵省の方からの説明もございまして、十二月での法人関係税が特に大企業を中

心として入りぐあいがよくなつておると、そういった問題もありますので、私どももこのままで推移をするといふふうには考えていない。希望を持って、また上向いてくるであらうといふことを希望を持って期待しておるわけです。しかし、それじゃ、その期待がどの程度まで期待できるんだといふことになりまして、またそれ必ずしも明確にお答えできない、こういう状況であるわけでございます。

○神谷信之助君 国税の方は特に三月決算を期待して相当伸びてくるだろうといふ大体見通しを予算委員会でも言つておられますけれども、しかし地方税の場合は、地方税の法人二税は三月決算入らぬでしょう。そうしますと、結局十二月のやつが大体マイナス一三%ですか、そうするとあと一月、二月分の範囲ぐらゐなんですよ。そうすると、私はもう大きな伸びを見ることが、国税の方はまたそういう言いわけといふことが希望を託すことが仮に可能であつたとしても、地方税の法人二税についてはそれはいかぬのじやないかと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(関根則之君) 確かにおっしゃるとおり国とのところと違ひがあるわけでございまして、私どもの方は、十二月以降は三ヶ月分の決算法人の収入が入つてくる可能性があるわけです。国の場合にはそれが五ヶ月という形になるわけでございます。これからの回復を期待する余地といふのがそれだけ少なくなつておるといふことは間違いない事実でございます。しかし、いずれにいたしましても、法人税につきましては私も正直なところ大変心配をしております。完全にこれが回復できるのかどうかといふことについては、必ずしも明確に完全に回復できまといふことまで言ひ切れないといふのが実情としてあるわけでございます。ただ、幸いなことに自動車関係税でありますとか、あるいは個人関係の税収が比較的順調に伸びておる、計画を上回つて伸びておりますので、地方税全体といたしましては何とか計画額をカバーできるのではなからうか、こ

ういう期待をしながら推移を見守っておるとい  
のが実情でございます。  
○神谷信之助君　ですから、個別の自治体の経済  
の条件によってアンバランスができませんから、し  
たがって、従来やってこられたような減取補てん  
債その他の措置をとりあえずはとらなきやならな  
い、こういうように思うんです。

問題は、もう一つ今度は交付税の方ですが、今  
度交付税は、補正措置されておるのはまだこれも  
一部であつて、あと実際に国税の法人税収入が減  
らなつてきますと、この辺の精算が五十八年度に  
やらないかぬということになりますわね。現在の  
段階の補正の部分については、臨時の部分と、そ  
れから片一方の借入金で一応処理したことにな  
る。だから、これから予想されるのは、私どもの  
予想で言えば相当大きなものになるといふような  
見方をしておるんです。だから、交付税で恐ら  
く七千億前後でしたが、ぐらゐの影響が出てくる  
のではないかと心配もしておるんです。そう  
しますと、これ五十八年度に精算をするといふこ  
とになることは、五十八年度の交付税金計がそれ  
だけ頭から削られるということですね。しかし、  
そういう状態になつても地方自治体の財政運営に  
支障のないように、従来のいろんな手法を駆使を  
して解決をいたしますということになるんだらう  
と思ふんです。

しかし、五十八年度という年はそういうことが  
できるような条件があるんだらうか、いまの国の  
財政の推移を考えると、五十七年度の予算の編成  
でゼロシリングであつて、そして防衛費それか  
ら海外協力でも特別のところは突出したけれど  
も、ほかのところはもう大なたをふるつてきてい  
る。それから、五十八年度は、いま国会の予算審議  
でも出ていますように、防衛費がさらに後年度負  
担がばつと出てくるという年度になるでしょう。  
だから、五十八年度予算というのはゼロシリン  
グじやなしにマイナスシリングになるんじゃない  
かとささ言われる。そういうときに、交付税財源  
といたしますか、自治体の財源をちゃんと確保する

というのは、ことしよりもより一層厳しい。この  
ままで行けばですよ。いまの政府の方針が貫かれ  
る。僕は変えろと言つていますけれども、いま  
の政府の方針が貫かれるとすれば、五十八年度  
の地方財政の財源措置というのはいくらもと  
しくなると思う。

われわれから見ると、そういう五十七年  
度の予算を組むときに、去年までは財源不足が多  
かつたのに、うまいぐあいに今度はほとんどい  
りましたとうまいこと計算をして、それでもい  
んな手当てをしてやらないかぬと、こうなつて  
いますね。これ、五十八年度になつたら、そう  
いう精算を含めて、しかも国の財政状況、この  
ままの状態でも推移すれば大変厳しくなると思  
うんだけれども、この辺についての見通し、口約束  
にならないで、必要な財源というものが確保  
できるというように言い切れるかどうか、この辺  
いかがですか。

○政府委員(土屋佳照君)　最初の、五十六年度の  
地方税の減取分につきましては、私の方からお答  
えすべきところをお答えしなかつたわけござい  
ますが、たびたび申し上げておりますように、そ  
の団体の財政運営の状況を踏まえて、必要があ  
ると認められる場合は減取補てん債による財源  
措置等を含めて支障のないように私どもとして  
やっております。

そこで、問題は国税三税の動向でございますが、  
今回の補正予算における所得税に対応する部分  
は、いま御措置をお願いしておるわけございま  
すが、今後一体どういふことになるかという  
ことについては私どもも重大な関心を持ってお  
るわけでございます。しかし、直接に担当してお  
られます大蔵当局においては、今回の補正予算  
における税収見込み、最終的に見込んでおるもの  
についてはいろいろの要素を前提にして、できる  
限り適切な税収見込みを行つたということをお  
聞いております。またたびたび大蔵当局の方から  
その点については必要な額は確保できるという  
見通しを持っておられるわけでございます。私ども

しては、直接担当しております大蔵当局にお  
きまして、そういう考え方を持っておられる限  
り、そのとおりに税収が確保されるというこ  
とを期待してございまして、そういう前提で考  
えざるを得ないわけでございます。

したがって、それ以外のことについては、ま  
ことにこれ仮定の話になりますので、私どもと  
しては、そのうちたのめを含めて全般的にどう  
も申し上げる立場にないわけでございますけれ  
ども、先ほど申し上げましたように、仮に見込  
みが違つたと、大蔵当局は違わぬと言つてお  
るわけでございますが、仮に違つた場合はどう  
なるかといふことを申し上げますと、本年度は  
これは補正が組まれない限り予定どおりの交  
付税は確保できるわけでありまして、その分翌  
々年度において精算をするということになります  
から、その分減は精算減ということになってく  
るわけがあります。したがって、五十八年度の  
地方財政がどうだといふことは五十七年度の  
末にいろいろ検討するわけでございますけれ  
ども、その際に全体の税収の動向なり、また、  
地方税の動向のみならず国税三税の動向等  
を十分踏まえて、私どもとしてはその精算  
も含めた場合どうなるかといふことを蔵入  
面ではいろいろ試算をいたします。

一方、歳出面では引き続き抑制基調に立  
つていくことだと思ひますけれども、いろいろ  
標準的な仕事ができるような歳出を確保する  
こと、その間で収支がどうなるかといふ見  
通しを立てて、その場合に必要な歳出が執行  
できるような、そのための財源措置といふのは  
十分考へてまいりたいと思つておるわけござ  
いまして、その際に具体的にどうなるかとい  
ふことにつきましては、私どもとしてもいま答  
え得るような状況ではございません。

政府の経済見通し等についてはもう御承知  
のとおりでございます。もうもろの努力を  
しながら閣議決定された線を、名目成長率  
八・四％、実質五・三％といふものは  
これは実現していく努力をしていかなければ  
なりません。

○神谷信之助君　これはもう一遍、きつめて政治  
的な問題になりますから、大臣が来ておられ  
たら大臣に聞かないかぬ問題なんです、す  
からかわつて政務次官にひとつ決意とい  
いますか考えを聞かせておいてもらいたいと思  
ふんです。

ただ、われわれが思うのは、たとえば今度の補  
正でもそうですが、減取になつた分は特別会計  
から借り入れて、そちらへ返すときには、本  
来国が全額持つべきものを、五十二年以降ル  
ール化されているからといって、二分の一は  
地方に負担をさせるという手法がとられて  
きています。これが五十九年度からでし  
たか、いよいよ償還期に入つていくわけ  
でしょう。そういう問題も出てくるわけ  
ですね。そこへもつてきて今度、先ほど  
も同僚委員からありましたように、そうい  
う見込みの食い違い、しかもその原因に  
なるのは、可処分所得をふやさない、この  
五、六年間にわたつて所得税の減税も  
やらない、国民のふところをますます  
寒い状態に置いてきて、消費不況と言  
われるいろんな状態をつくつてきてい  
る経済政策の失態も少なくとも一つの  
原因だ。だからそれは、この二分の一は  
地方団体が見てよという、そういう  
ルールに従つてやつてきてい  
る、そのこと自身は、いままでもわれわれは  
一貫して反対してきています。だから、  
こういう手法をさらにまたより一層  
厳しくやつてくる、地方負担がふ  
えるといふようなことはどうい  
うに許されるものじゃない、それ以上  
に許されるものじゃないとい

うように思うんですが、その問題の解消を含めて  
政務次官のお考えを聞いておきたいと思つて  
います。  
○政府委員(谷洋一君) お答えいたしたいと思  
います。

五十六年度の国税三税の今後の問題並びに地方  
税の問題等につきましては、先ほど来御指摘いた  
だいておりますように、いろいろと不安要件もあ  
るわけでございます。しかしながら、また反面大  
蔵当局の方もこの場で申し上げておりますよう  
に、確保するというふうな立場でがんばってお  
るわけでございまして、われわれは何かひとつ現  
時点における予定とおりの確保をすることに努力  
をしたと考えております。しかし、万が一のこ  
とがあった場合には、先ほど財政局長が申し上げ  
ましたように、適切な措置をして地方財政の運営  
のよろしきを得るようにしたいと、こう思つてお  
るわけでございます。

○神谷信之助君 五十八年にもう一つかかって  
くるのは、第二臨調の基本答申が出ることになつ  
ていますね。これには国と地方との事務の再配分問  
題と、それから当然それに伴う国と地方の財政の  
あり方の問題なんかについても検討をされている  
というふう聞いています。したがって、この  
事務の再配分問題はまたいずれいつか機会を見  
て議論をしたいと思いますので、その部分は別  
にして、財政問題ですね、これについて今日まで  
臨調の方から自治省に対して資料の提出あるいは  
聞き取りというのですか、調査ですか、そういう  
ことがあったのかどうか、この点はいかががで  
しょうか。あればちよつと中身をお答えいただき  
たいと思います。

○政府委員(土屋佳照君) 昨年の第一次答申に  
先立っていろいろと事情聴取をされ、また、私ど  
ももる説明をしたことはございますが、今回に  
ついては、まだそういう機会がございません。  
これから多分、来年度の地方財政計画等を踏まえ  
ながら今後のあり方についていろいろ意見を聞か  
れることになるのではないかと思つております。

○神谷信之助君 先ほどもちよつと出ておりまし  
たが、臨調の委員の中には、交付税率を引き下げ  
ろという話も出てきているということも報道されて  
います。それに対しては、自治省としては、三二%  
を下げることは反対だ、しかし、いまの国の財  
政状況を勘案すれば、引き上げることでも考えてい  
ないという答弁があったと思つていますが、交付税  
率の引き上げは考えてもいないというように聞い  
たんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(土屋佳照君) 先ほど私が申し上げ  
たことは、若干前提が違いましたので、ちよつと  
いまの臨調に関連しての私どもの考えを申し述べ  
させていただきます。

御承知のように、臨時行政調査会では行政の簡  
素合理化を図るといふ見地から、歳出全般にわた  
る見直しが進められておるわけでございまして、  
その中で地方交付税の問題も議論されているとは  
聞いておりますけれども、いま申し上げましたよ  
うに、具体的にどういう中身でやっておられるか  
ということは承知しておりませんし、私どもが詳  
しい説明をしたこともないわけでございまして。た  
だ、地方交付税は国庫補助金や各種の経費等の一  
般歳出とは根本的に異なっておりまして、私ども  
はこう考えております。そこで、国の財政事情を  
理由として、いま申し上げましたような国、地方間  
の基本的な財源配分の方式であります地方交付税  
率のあり方を問題として取り上げるといふことは  
適切でないかと私どもとしては考えておるわけで  
ございます。また、地方財政の現状から見ても、非  
常に累積した赤字を抱えておるわけでございま  
して、適当ではないし、問題であると思つておるわ  
けでございます。

今後臨調においても、国と地方との機能分担の  
あり方とあわせて、国と地方間の財源配分のあり  
方について検討されるのであらうと私どもは予想  
しておりますが、その場合におきましては、かね  
がね私ども主張しておりますように、地方の自主  
性、自律性を高めるという方向で行政事務の配分  
ということが検討されるべきものと考えてお  
るわけでございます。したがって、そこで検  
討される財源配分についても、地方税、地方交付  
税等の一般財源の充実が図られるべきものと考  
えておるわけでございまして、先ほど申し上げま  
したのは、五十七年度の地財対策の際に一応収支  
の均衡の見通しがついたのでそれは言わなかつた  
という意味でございまして、今後のあり方は、い  
まの国と地方との機能分担のあり方、それはむ  
しろ地方の自主性を高める方向となれば、一般  
財源のあり方も当然そこで検討されるべきもの  
だと思つておるわけでございます。

○神谷信之助君 これ、報道を見てみますと、た  
とえばある新聞の社説なんかは、「交付税への疑  
問残す地方財政計画」と題していろいろおつ  
しゃつておられる。その中で交付税率を引き下げる  
と申されておられる。その論拠は、交付税の基  
準財政収入額のとおり方についてよく実態を御存じ  
なく論じられておられるようにわれわれから言われ  
ば思つておる。すなわち、標準税率を府県は八  
〇%、市町村は七五%にしてはいますね。それが  
けしからぬ、こういうことをしているから自治体  
が勝手なことをする、だからそこは削られるんじや  
ないかと、あるいは、財政需要についても、義  
務的行政以外の任意的なものも全部やめる  
と、こういう論議で、それを根拠にして交付税率  
の引き下げ、あるいは交付税制度そのものに批判  
をするという見解も出ておるんです。

○政府委員(土屋佳照君) 全般的に、昭和五十四  
年度に四兆一千億も見られた財源不足がだんだん  
縮まってきて、五十七年度においては収支が均衡  
するといったようなことで、何となく地方財政全  
般としては楽になったような印象が外へ出てお  
るのではないと思つていますが、こういった形になり  
ましたのは、私どもとしては、歳出面においてき  
わめて抑制的な基調に立つて節減合理化を進める  
という前提に立つてやっておるわけでございま  
す。節減合理化をしながら財政再建に向かつてい  
きたいということでございます。その結果がこう  
いうことになったのであります。それでも私ど  
もは、これで収支が均衡されて地方財政が完全に  
健全性を取り戻したとはちよつとも考えていないの  
でありまして、今回の収支の均衡についても、い  
ずれ御審議はいたさるわけでございまして、約千億近い  
金を借り入れて、それでやっておるということ、  
先ほど御指摘がございましたが、五十六、七、  
八とこの三年度間は交付税特別会計における借入  
金を返還をいたしませんで、五十九年度以降に送  
り込んでおる。本当は、従来どおりの条件である  
ならば、本年度も五十七年度もかなりなものを返  
還すべき状況にあるわけでございまして、そこ  
を含めて考えなければならぬという点がある。  
そこらの詳細な点はなかなか世間にはわかりにく  
いという点もあるだらうと思つております。

それと同時に、私どもは、地方財政の仕組みに  
ついてはなかなか複雑でございまして、三千三百  
の団体についてマクロ的に一応とらえておるもの  
ですから、その点がなかなか理解しにくい点か  
あらうかと思つておりますが、われわれとしては、  
地方財政計画の中で標準的な事業ができるよう  
に、そしてまたそういう意味において、交付税  
のみならず地方税収入もみんな含めての収支の均  
衡というものを考えてやっておるわけでございま  
すから、一部の地方税が標準税率としては七五%  
とか八〇%とかいうような物の見方だけで律して  
もらうのは非常に困るわけでございます。ただ、  
率直に申しまして、複雑でありまして、なかなか  
か理解しにくい点があるかと思つております。  
私どももその点については十分各方面にこれ  
を理解してもらつた努力をしなければならぬと思  
つております。

ただ、御承知のように非常に流動的で不透明な  
経済動向でございまして、今後どうなっていく

かという見直しを立てるのにわれわれもいろいろ議論はしておるわけですが、なかなか見通しがむずかしい。そういったことで、的確にこうなるであろうという前提のもとでの議論がしにくいという点も一つ支障にはなっておりますけれども、いろいろな材料をもとに私もいろいろ機会に地方財政の仕組みなり今後の問題点というものについては各方面にPRもし、御理解をいただく努力をしなければいかぬと思っております。

○神谷信之助君 もう一つ、たとえば臨調の中の意見として、これは報道でわれわれ知り得る範囲ですが、それでは、いわゆる地方の上乗せ福祉についての財源は地方で持てというような、特別地方税というのですか、そういうものでひつやれという意見も出てきたり、それから、地方財政計画を超えて支給されている人件費をカットすれば毎年一兆円ぐらいは浮くであろうとか、ちよっと理屈に合わない面もあるけれども、そういう議論も出ていると思っております。

しかしこれは、私は国会に当委員会にずっと所属して数年余りになりますが、一貫して言っているのは、そういう意味では早く国と地方との事務の再配分、本来この仕事は実際直接利害関係を持つ地域、地方団体でやる、そしてそれに必要な財源というものを保障する、国から逆に補助金をもたらつたりなんかして、頭を下げて一々もらうんじやなしに、そういう国の仕事に対して地方の仕事というものをもちとらつたりして、そして、その地方の仕事に対する国の援助というものをどうするかというこの角度での事務の再配分、それに伴う財源問題というのを自治省自身も早く計画をすべきだ、そして、そのことは、やっぱり全体で議論を、地方団体を含め、国民的に議論をしていくということをやすべきだ。われわれはそういう角度からわれわれ自身の意見も申し上げてきておるんだけれども、それがなかなかできないといううちに今度は財政難に陥ってくる。結局財政難では、国も財政難だからそんなことを言っても始まらぬ

じやないかということ、当座のきのこの葉張りの仕事で来ているわけですね。

そういう中で臨調が国の財政の観点からいまそこへメスを入れようとしてきているので、私はそのうなるとこの辺、地方自治、行財政に責任を持つ自治省も努力をされたらならうけれども、それなりの問題提起がまだにできていないという点については、やっぱり重大な責任を免れないのじやないかと思う。いろいろな研究会つくってやられていることも知っていますし、また、その一部分について当委員会でも私は批判をしたり問題の提起をしたりしたこともありましても、しかし、全体像というのはなかなか明らかになつていない。そういう中でいま臨調が進める地方事務の再配分及びそれに伴ういま局長言われるような財源問題、これに今度対応して議論をやるかという危惧を持つんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 行政全般にわたることとでございますから、必ずしも私から申し上げるのが適当かどうか別といたしまして、地方財政全般と絡む問題でございますので、率直に申し上げますと、国全体の行政事務の七〇％というのは地方が負担しておる、これはもう事実でございます。しかしながら、国と地方との行政事務というのが非常に入り組んでおって、私どもに言わせればもう少し地方に直接仕事をやらしてもらつていいのではないかと思つた分野が多いし、たびたびそういうことは指摘もし、また、行政局の方からは臨調の方にもそういう話はしてあるわけでございます。そこらが見直されてくれば、国庫補助金等の整理合理化というのももう少し具体的に進むのではないかと思つておりますが、いまのところまだそこまでは至つていない。ただ、第一次答申は、御承知のとおり五十七年度予算編成を前に、とりあえず財政再建に資するような面についての緊急答申であったということで、これからいよいよ本式の臨調の検討もあるわけでございますので、先ほどたびたび申し上げましたように、この見直しの際に、私どもとしてはまさに地方の自主性、

自律性を高めるといふ方向でやつてもらいたいし、それに対応するいろいろな資料等も必要があればお出しして、議論をしてもらいたいと思つておるわけでございます。

ただ、その中で、おっしゃいますように、本来なら地方の自主性を高めるといふ点からは、もつと地方税そのものの強化というのがあるが、それではないかと思つております。しかしながら、そういう税源配分をやるには余りにも地方の、地域ごと地方団体ごとの税源の格差が大き過ぎる点がございます。したがって、交付税制度といったものを持ち込まざるを得ないというのが現状でございます。

しかし、それでありまして、先ほども申し上げましたように、事務の見直しの過程で地方が負担する機能というものを強化し、あわせて一般財源はそれでバラレルにうまくいけるような方向へ持つていくべきだと思つております。今後も、いまからが着詰めた話になるようでございますので、私どもとしてはいろいろな機会ごとに、これは私どもだけでなく、国の他のいろんな各省とも関連がございます。そういったところの意見を聞きながら、そういった方向へ持つていく努力をしたい、これが私どもの率直な気持ちでございます。

○神谷信之助君 まあ歴史的に見ますと、戦前の地方自治体と戦後の地方自治体というのは、性格自身は百八十度転換をする、それで、地域住民主体の、憲法に言ういわゆる「地方自治の本旨」に基づく地方自治を目指す、そういう制度にはなつたけれども、だから、革袋は新しくなつたけれども、入っている酒はそのまま古い酒が残つておる。シャウブ勧告にしろ神戸勧告にしろ、実際上はほとんど実行されないまま来ていますからね。それがいまだ大きく見直されなやならない。新しい革袋に合うところの新しい酒を蓄えなやならないという段階だということに思つておる。

それで、これはいづれまたやりたいと思つておるんですが、もう時間がありませんが、ただ、次の機会

に質問せざるを得ぬので、ちよつとだけ質問しておきますが、一つは、先ほども話がありました自治体の人件費が高いということで百五十何団体ですか、特別に指導をするという方向を出しておられますが、この基準はどういうことで百何十団体ということを選ばれたんですか。

○政府委員(大嶋孝君) 基準はどうかという御質問でございますが、単純に高い方から百五十団体を選んだ、それで百五十団体目に二つ三つほど同じラスの指数があつたものだから百五十三団体だと、こういうことでございまして、ラスの高い方から選んだということでございます。

○神谷信之助君 これで、ラスでいくとどこまでいつているんですか。

○政府委員(大嶋孝君) たしか一一五・幾つだったと思つています。

○神谷信之助君 このラスの問題でいろいろ別の見解を持っていますけれども、いままで政府にいろいろ聞いておつた過程では、ラスが必ず一〇〇でなきやならぬということではなしに、一定のばらつきがあるのはあたりまえだろうと。自治省として許容される、許される上限というのはどの辺だということになっていきますか。

○政府委員(大嶋孝君) ラスの指数につきましては、一定の幅があるということ、これは私は当然だろうと思つています。ただ、いま申し上げましたように、百五十三団体を選んだわけでございます、単純に上から百五十三を選んだわけでございます、そのラスの一番下が一一五・幾つというのは、それ以下は差し支えないということでは決してございせんので、それ以下についてもなお努力をしてみたらう余地は十分あるよというふうな考えております。したがって、どこまで許容するかというところにつきましては、これはなかなかむずかしい問題がございまして、いままで公式に申し上げたこともございせんし、また、具体的にどこまでだということは大変むずかしい問題だろうと思つています。

○神谷信之助君 どこまでにせいという目標なし

に上から百五十選んできた、二百選んだらもつと下になる、こうなつちやうだけの話なんでしよう、百五十というのは、余り科学的な意味がないといふことになるんじゃないですか。

○政府委員(大嶋孝君) 百五十そのものに非常に科学的な意味があるかといふことでございませうれば、それは確かに御指摘のとおり、大變科学的な意味を持つておるわけではございませぬ。ただ、各団体によりまして、ラスが同じように高いといひましても、その中身はいろいろあると思つておるとか、あるいは初任給からしてずっと高くなつておるとか、あるいは一部の中高年のところで高いためにラスが高くあらわれておるといふやうに団体によりましてそれぞれ事情は異なりました。私どもとしては団体ごとにとつて問題点があるのかといふことをやはり一度調べてみないかぬといふことで現在調査をお願いしておるわけではございませぬ。そういたしますと、私どもの事務的な職員数にも限りがございませぬ、大變たくさん選んでみましてもなかなか精査が行き届かないといふようなこともございまして、とりあえず百五十団体といふことにしたわけではございませぬ。

○神谷信之助君 いずれの問題はまた改めてやるつもりですけれども、もう時間ですからなんですが、基本的な問題は、午前中にもちよつと出ておりましたけれども、自治体の労働者の賃金を決定するのは、その自治体の長と、それからそこで働く労働者の組織、労働組合との団体交渉によつて決められる、本来はそういうものである。それは当然社会的な条件の制約も受けながら、あるいは地域的な条件も受けながら決定する、合意される。しかも、その合意されたものは議会の承認も要する。その合意の一つの基準として出てくるのが、人事委員会を持つておるところは人事委員会の勧告である。こういう仕組みになつておるわけでは、基本的には、それがどうして国と一緒にできやならぬといふ、そのことを強制しなければならぬ

のか。この点はいかがですか。

○政府委員(大嶋孝君) 仕組みとしては確かにいまの御指摘のとおりだと思つておる。ただ、地方公共団体の職員の給与といふのは、国ないしは他の地方公共団体ないしは民間の給与といつたものと均衡のとれたものでなくちやならぬ、こういうふうなのが原則だと思つておる。そこで、いま一般的に言われておるやうに、大變高過ぎるといふやうなところが、世論の批判を受けておるわけではございませぬ。そういういたしますと、結局それを、昨年の臨調の答申にもございませぬけれども、本来なら自律的な機能によつてその改善が図られるといふこと、これは私もそのとおりだと思つておる。また、そうでなくちやならぬと思つておる。そういう意味で、世論の批判を受けないといふやうな形の方へ持つていくという努力を各地方公共団体はしなまなかなし、また、地方公共団体といひましても、それは地方公共団体の議会もありませぬし、長もありませぬし、それから組合員諸君の問題もございませぬ。その点のところを十分御理解をいただきたい、こういうふうには私どもは言つておるところではございませぬ。

○神谷信之助君 しかし、高い方は百五十三団体挙げられたんですけれども、一〇〇を切つておる低いところはどれだけあるんですか。また、それに対する指導はどうされるんですか。

○政府委員(大嶋孝君) いま一〇〇を切つておる団体の数といふのは、ちよつとここに持つてまいておるんですが、まあかなりの数はあると思つておる。それにつきまして格別引き上げるとかあるいはもつと下げるとか、そういうやうな指導をしてはおりませぬ。

○神谷信之助君 それはおかしいじゃないですか。高い方だけわいわい言うて、低い方は知らぬ顔しておるというの、そんなあなた、むちゃくちゃやがな。先ほどおっしゃつた国の基準、それから地域の近隣の条件、それから民間との均衡、こつおっしゃつておるわけだから、そんなあなた、低いところはほつたらかしやと、これは片手落ち

もええところで、とにかくどこからうるさい声をするので、強引にやつておるといふことになるかと私は思つておる。きよは、時間がどうとう参りましたから私はこの点だけ指摘をして、いずれ時期を見てまたこの問題はひとつ十分議論したいといふふうに思つておる。

○伊藤都男君 先ほど来の論議の中で、自治省の考え方を私どもはよく理解できるわけですが、しかし、依然として政府内には地方の財政といふのは余裕があるのではないかと、こういう見解が事実あると思つておる。臨調の中でも、先ほど来の話のように、交付税の三二%を見直そうと、これも私は事実だと思つておる。たとえば、やつぱり厚生省が昨年国保の一部地方肩がわりを強引に主張をし、自治省が反対をしてこれは見送りになりましたけれども、そういうやうな動き。あるいはガス税、料飲税の免税点が引き上げられてきた、こういうことを考えますと、もう政府部内にも臨調の中にも、地方財政といふのは国と比べて十分に余裕があるんだと、こういうやうな見解は私は事実存在をしておると思つておる。そういう見解の根拠といふものはどこにあるとお考えですか。

○政府委員(土屋佳照君) 地方財政全体についていろいろな意見があることは事実でございまして、たとえば一昨年末における一部財界における交付税率引き下げ問題から端を発しまして、昨年の臨調におけるいろいろな動き等は、全般として見れば地方財政が楽といひますか、もう少し引き締める必要があるといひますか、そういう原因があるかどうかと思つておる。それはいろいろ原因があるからに引かれます。ところが、地方団体の職員数といふものが国に比べて比較的ふえておるといふやうなことが、給与水準が国家公務員よりも地方公務員の給与水準が非常に高いといひますか、この等からみて、かなり財源的に余裕があるのじゃないか

といつたようなことが言われたりしておる。ほかにもいろいろございませぬが、そういうことなどもそういう方々の一つの論拠になつておることは事実だと思つておる。

○伊藤都男君 おつしやるとおる、まあ結局ラスパイレスがいま一〇六・九ですか、国家公務員より給与が事実全体として高い、これは明らかだと思つておる。それ以上にさらに高い給料を払つておるところが先ほど御説明ありましたやうにかつた数に上る。こういうやうに給与が高いといふところから地方財政には余裕があるんだと、こういうのが最大の理由ではないか、私はそのやうに考へておる。けれども、もう一度御見解をお伺ひしたい。

○政府委員(土屋佳照君) いろいろなやうな議論が行われるところで、私は、たとえば地方財政計画において必要な標準的な行政をするに必要な財源の確保をわれわれはやつておるわけではございませぬけれども、その場合における給与費、地方財政計画の給与費といふものは国家公務員並みの財源手当てしかしてないわけでありまして、マクロ的に見れば別に高い給料に應じた財源措置をしておるといふことはないんだといふことなどもよく説明をするわけではございませぬ。

しかし、そういう場合でも、しからばなぜその給与費がそれだけの財源措置以上にあるのかといふ質問を受けるわけではございませぬ、これは一般財源の中でそれぞれの自治体それぞれ立場に立つてその判断をしてやつておられることであるから、乖離が出ることは事実であるわけである。そういうことを申し上げますと、結果的にはほかの仕事をやめてそつちの方へ、給料の方へ金が回つておるんじゃないかといふやうなことがよく指摘されておる。そういうやうな動向などを見ておると、いろいろな議論の中で、端的にどうもやつぱり地方は楽じゃないかといふ疑問を抱かしておるといふ点を挙げますと、やはり給与の点にあるのではないかと私としては感じておるわけではございませぬ。

○伊藤郁男君　そこで、これに関連して具体的に伺いをしておきますが、昨年の行革委員会で私も質問をしたんですが、例の給与勧告に関連をいたしまして、鳥取県のような場合、非常にその地域の民間と比べても県の職員の給与というのは五万幾らも高い、異常に高いじゃないか。にももかかわらず、国の勧告に準じてまた昨年度給与の引き上げを行うおつもりでいる。まだ行わない前です。そういうことについて、安孫子前自治大臣にこれをどう指導するんだと、こういうふうに私質問をしたんですが、安孫子前自治大臣は、これはもう鳥取県の当局とよく相談をしてくださるだけ、正するように相談をしてみますと、こういうふうに明言をされたんですが、それはその後自治体としてそういうことを行ったのかどうか御説明をいただきたい。

○政府委員(大嶋孝君)　ただいまの行革委員会、私も出ておりましたが、その席で当時の安孫子自治大臣から指示を受けました。それに基つきまして、鳥取県の知事、これは私自治省で同期でございますけれども、知事にも特に、行革委員会でこういう話が出たと、それで、自治大臣としてはちゃんと地元の方へ伝えるようにということがありましたということを知事及び総務部長にお伝えをしたわけでございます。

給与改定につきましては、国家公務員につきます人事院勧告の一部の抑制措置といいますが、というのがとられたことに準じまして、鳥取県においても国とは同様の措置をとって給与改定をしたというふうに私記憶をしております。

○伊藤郁男君　結局、これは自治体が自分で決めることだということは、原則はわかるんですが、これだけさまざまな批判を浴びている。しかもそれに對して自治省として強力な指導をしていくんだという方向ですと、ときどきおるわけですけれども、いまお話ししますように、実際は相談をしてもなかなか正されていかないと、こういう実態だと私は思うんですね。

そこで、さらにこの問題に関連をしてお伺いを

しておくと、地方公務員の給与の適正化の一環として、第二臨調の答申を踏まえて、自治省としては昨年事務次官通達なども発しまして、そして給与や期末手当、あるいは退職手当、そういうものの実態について十二月いっぱいまでにそれぞれの公共団体はそれを住民に公表するようにしなさいと、具体的な、こういう内容でこういう公表をしろというところまで文書をつけて指導をしておられるわけですが、その結果、公表の実施状況というものはどういふ状況になっておるか御説明いただけます。

○政府委員(大嶋孝君)　この公表された結果につきまして、一月の下旬に実は調査票を各地方団体に申し出ておりました。その中で公表の実施された時期それから手段、そういうものにつきまして現在調査を進めておるところでございます。したがって、全団体の状況はまだ把握をできておりませんが、都道府県それから指定都市にありましては、現在までのところ、すでにほとんどの団体が公表を行っておるといふふうに理解をいたしております。一部実施されていないところもあるかと思っております。

○伊藤郁男君　それで、一部実施されていないところがあるというんですが、その実施されていないところに対して、自治省としては今後どのような指導をしていくつもりなのかお伺いをします。

○政府委員(大嶋孝君)　先生御案内のとおり、この職員給与の公表といったものは、これは職員の給与が地域住民の租税の負担によって賄われておるわけでございます。したがって、その実態というものを住民が身近に知り得る状態にする。そういうことによりまして、地域住民のその団体の職員の給与に対するより一層の納得と支持が得られるようにするための一助として行うものでございます。

いま申し上げましたように、公表の状況等につきましては現在調査中でございますけれども、公表を実施していない団体、これにつきましては、

いま申し上げました給与公表の趣旨にかんがみまして早急に公表を行うように指導をしております。このように考えております。

○伊藤郁男君　そこで、まだ集計はされていないようですね。これはある通信社がその実施の状況を調べて全国的な調査の結果を載せているわけでありまして、問題は公表の身身だと思っております。公表の中身をこの実態調査によつてうかがい知るところによると、公表の仕方が自治体によってさまざまばらばらだと、ばらばらでありかつきわめて発行部数の少ない公報ですね、こういうもので発表しているところが多い。したがって、それは特定の掲示板とかそういうところが張っておく程度のものだと思っております。これは非常に少ないのではないかと、こういうことが実態が明らかになっておるのですが、これについてどう思われますか。

○政府委員(大嶋孝君)　まずその公表の中身でございますけれども、私どもとしては、基準となりを示しまして、住民が理解し比較しやすいように、国家公務員なりあるいは他の類似団体等と比較しながら行うように指導してきたわけでございますが、現在のところ、いま申し上げましたように十分にその実態を把握しておりませんが、確かに住民の方にとってはわかりにくいというような声も私聞いております。したがって、この中にさらに工夫を加えるかどうかということ、調査をした段階でもう一度考えてみたいと思っております。

それから広報の手段でございますが、これは確かに御指摘のとおり、あるいは公の方であったりあるいは広く知らせる方であったりいろんな手段をとっております。私どもとしては、できれば広く知らせる方ですと、私どもとしては、ただ、通知本当の気持ちでございますけれども、ただ、通知を出した時期、それから広く知らせる広報紙の原稿の締め切りの時期等もございまして、中に

はやむを得ず公の方で出したというところもあるやに私聞いております。次第に今後は住民に広く知らせるという意味合いが浸透していくということを私も期待をしております。

○伊藤郁男君　私は、自治省が給与の公表の問題で一定の方向を出した直後ですが、昨年の十月十五日のこの委員会、いま住民が注目しているところは、わたりだとか昇短だとか退職金にさらに何かわけわからない上積みをする、こういうことに批判が集中しているのであって、そういうところが住民にわかるように公表をしてみなければ意味がないのではないかと、こういうことを指摘をしてきたわけですが、実態を見ますと、自治省が当初考えられたようなところまで効果は上がっていない、こういうことが実態として明らかだと思っております。

しかも、その公表の方法でもいろいろあるわけですね。たとえば千葉なんというところは全世帯に、広報紙にその実態を載せて全戸に配った、こういうところもあるわけですね。それから石川のような場合には、地元の新聞とかあるいは全国紙の地方版を利用してそれに公表した、こういうのもある。自治省が示した指導の内容にさらに味つけをして実態を加えてやっていると、さらにもあるわけですね。これは鳥根根のような場合ですけれども、さらに、そのわたりとかあるいは昇短とか、こういうのもございまして、こう言って発表しているところもあるんです。これは佐賀市の例ですけれども、佐賀市の場合には、わたりなどについて、たとえば部長や次長の実際の数は十二人だけれども、わたりの部、次長は四十七人おります、あるいは課長の実数というのは三十八人だけれどもわたりの課長というのが、これが実に三百七十七人おりますと、こういうふうに具体的に例示して、実態を本当に正直に発表しています。

こういうことをやらなければ、住民は自分たちの納めた税金で働いている職員の給与がこうなっ



ているという事は明確にはつきりわからない  
です、ここまでやらなければ、やったところも  
あるけれどもやらなかったところもある。中身は  
しかもばらばらだ。いいところもある、悪いところ  
もある。悪いところなんというのは、ただ数字  
を羅列しただけで何がわからぬという方向  
向でやっている。こういう実態についてどう思  
いますか。そして、この実態を自治省としては正確  
に把握をして、これからこういう問題についてど  
うやっていこうとしているのか明らかにしてもら  
いたいんです。こういう、親切に内容を明らかに  
したところは、住民もよくわかった、それで電話  
もたくさんあって、ああ、こういうことだったか  
ということ、大変反響があつた。こういうわけ  
ですから、せつかく一歩前進のところへきたわけ  
ですから、さらにこれをもう一歩前進させてこの  
問題に取り組んでいただきたいと思うんですが、  
いかがでしょう。

○政府委員(大嶋孝君) 給与の公表というのは、  
住民にわかつていただく、そこで理解と納得を得  
ていただく。あるいは、理解と納得が得られない  
場合には議会の審議に反映する場合もこれはいろ  
いろとありましよう。そういう趣旨でございま  
すので、私どもとしては、公表に当たりましては  
できるだけ親切に、わかりやすく公表してもらいた  
いというふうに思っております。まさに御指摘の  
とおり、今後ともそういう努力を続けてまいり  
たいと、このように考えております。

○伊藤郁男君 これはやっぱり、単に努力をする  
とかなんというのじゃなくて、本当に真剣に考  
えてやっていただかなければならぬと思うわけ  
です。  
そこで、また別の観点から御質問をしておき  
たいんですが、都道府県や指定都市は人事委員会  
を設けておりますが、この人事委員会なるものが、  
先ほども議論がありましたけれども、実態として  
人事委員会の機能を發揮しておるのかどうか。国  
の人事院の勧告が出る、まあ国と整合性をとら  
にやいかぬという、これは一項目としてあるわけ

ですから、それを見ながら地方が後で出すとい  
うことですが、実態をいろいろ調べてみると、国の  
勧告どおりにそのまま勧告する。先ほどの鳥取の  
例じやありませんけれども、その地域の民間の動  
向なんというものは余り考えないんです。スト  
レートにそのまま人事委員会の勧告として提示を  
する。これでは私は何も人事委員会がなくなつて、  
国の人事院に委託して勧告を出してもらえばそれ  
でいいわけですね。そういう実態にある。機能と  
いうものが十分に働いていないではないか、こう  
いうふうに思うんですが、その辺はどうですか。

○政府委員(大嶋孝君) 申し上げるまでもなく、  
人事委員会といふものは、地方公務員法に定め  
ます給与決定原則、それに基づきまして、専門的  
であり、またかつ公正な判断によります給与の報  
告あるいは勧告、そういったものを行うべく設置  
された機関でございまして、そういった意味から  
人事委員会の存在というものは私どもは重要なも  
のであらうと思っております。

○伊藤郁男君 では、人事委員会と公平委員会と  
あるんですが、この機能はどういうことなのか、  
その比較ですね。わかりましたら簡単に結構です  
が教えてください。

○政府委員(大嶋孝君) きわめて簡単に申し上げ  
ますと、人事委員会は給与の勧告とそれから職  
員の公平の問題を担当いたしておりますし、公平  
委員会につきましては、職員の利益の保護ないし  
は公平の問題、そういったものを担当しておる  
というところでございます。

○伊藤郁男君 そこで、十五万人以上の市につ  
いては人事委員会が公平委員会、どちらでもいいか  
ら選択して設けると、こういうふうになってい  
るんですが、十五万人以上の市で人事委員会を設  
けておるところはどこですか。幾つあるんですか。  
○政府委員(大嶋孝君) 御案内のように、都道府  
県と指定都市は人事委員会を設置しなやならぬ  
ということになっておまして、それから、十五  
万人以上はどちらかということでございますが、  
仙台市が人事委員会を設けておるといふふう  
に理解をいたしております。

○伊藤郁男君 そうすると、仙台以外の市は公平  
委員会をやっている。給与の勧告は実際はそれは  
公平委員会だからないですね。人事委員会とい  
うものが仙台市しか設けられていない、あとは全部  
公平委員会だ。これはどういふところに原因が  
あるんですか。ほかの市は設けないという理由が  
○政府委員(大嶋孝君) 一般的に申し上げま  
すと、都道府県と指定都市で人事委員会を必  
置といふ形にしておりますのは、そういった団体は規模  
も大きいし、職員数も多いということございま  
す。人口十五万人以上の市につきましては、その  
規模なり職員数といったのが、いま申し上げま  
したように、都道府県や指定都市には及ばない。そ  
こで、専門的な人事委員会を一律に必ず置けとい  
うことにはいたしませんで、職員の利益保護のため  
の制度としての公平委員会のいすれかというもの  
を、それぞれの団体の実情に即して適切に選択を  
するといふ趣旨からそのようになっておると思  
います。

○伊藤郁男君 よくわからないのですが、たと  
えば二十万以上の市は四十二ありますね。三十万以  
上は二十、四十万以上は十六、五十万以上は八つ

あるわけですね。しかも、五十万でも指定都市  
規模近くになったところもある。そういうように  
どんどん大きくなっていくわけですね。それが八  
十万だ何だということになれば、市自体が一つの  
県並みくらいに大都市圏ではふくれ上がつてきて  
いる。こういう実態に合わせ、公平委員会、人  
事委員会どちらを選択してもいいんだということ  
ではなくて、規模がある一定より大きくなつたら  
人事委員会を設けるといふような方向は検討でき  
ないのでしょうか。

○政府委員(大嶋孝君) 基準をどのような形に  
求めるかという問題であらうと思ひます。その基  
準が、先ほど申し上げましたように、現在は都道  
府県と指定都市、それからその他の市といふよう  
な形で基準が分けられておるといふことござい  
ます。これを人口段階で、都道府県と指定都市じ  
やなくて、人口何十万以上をどうするかといった問  
題は確かにあると思ひますけれども、現在のと  
ころ、直ちにそれを変更いたしまして、たとえは  
人口五十万でありますとかあるいは三十万であり  
ますとか、そういったところには人事委員会の設  
置を義務づけるというふうなことは、いまの段階  
ではまだ考えてはいないところでございます。

○伊藤郁男君 それでは私は主張だけしておきま  
すけれども、やっぱりそれだけ大きくふくれ上  
がって、職員数も多くなる。まあ指定市並み、県  
並みになってくる、そういうことを踏まえまして、  
私どもの主張としては、十五万人以上については  
人事委員会をすべて設けるようにしたらどうだ  
ろうか、こういう見解を持っておりますが、御検  
討いただきたいと思ひます。

○説明員(小林博君) テクノポリス構想とい  
うのは、一言で申し上げますと、産業、学術、それ

から住まいの機能、そういう三機能を有機的に結合いたしまして、かつ地域の伝統を生かしながら新しいコミュニティづくりを行おうという構想でございます。その場合に産業とは技術先端的な産業というものを目指しております。電子でございませつか機械でございませつか、そういった先端技術を生かしました産業群を誘致しようという考え方でございませつか。

全体の実現の時期といたしましては一九九〇年を目標にしております。これから十年がかりということでございますけれども、さらに具体的に申せば、そのテクノポリスの位置づけでございますけれども、人口二十万以上の都市を母都市といたしまして、これと一体的な生活圏を形成し得る地域に設置したいというふうに考えておるわけでございます。

テクノポリスの広がりとしたしましては、考え方はいろいろございませつかけれども、八百ヘクタールあるいは千ヘクタールというような広がりをおえておるわけでございます。

○伊藤都男君 それで、そのテクノポリス構想の基本的な発想なんですけれども、IC産業だとかコンピュータだとかロボットとか、いまきわめて急成長に発展しつつある産業であつて、しかも技術がもう日進月歩、きょう開発したものがもう古くなるという、しかもこれは国の経済から考えてもこういう産業を進展させていくという、これはもう頭腦的なものですか日本人に特に合っているんですか。こういうものを発展させるために、そういう集約的な都市というのですか、そういうものをつくつて、そこを基盤にして技術開発をやる、生産もやる。そしてそれを日本産業全体に波及効果を及ぼすという考え方のもとでこのテクノポリス構想というものが出てきたのか、それともそういう産業を地方に誘致して地方を進展させる、地域開発の一つの、まあたとえはそこに人が定住するようにする、そういうためにやったのか。大体通産の発想ですから恐らく私前者だと思つて居るんですが、その基本的な発想をまずお伺ひした

い。  
○説明員(小林博君) 先生御指摘の点、どちらかということでございますけれども、これは基本的には三全総の人口の地方定住のための施策の各論の一つであるというふうなわれわれは位置づけて考えておる次第でございます。

地方定住の方式にはいろいろな方式が考えられるわけでございますけれども、基本的には雇用機会といたしまして地元になければなりませんので、雇用機会を地元で創造するというを通じて人口の地方定住を図るといふ考え方でございませつか。それを通じまして地域経済の自立化をいたしたいという考え方でございませつか。

先生御指摘になりましたけれども、当然産業界がこれから技術開発を行い、それから国際競争に打ちかつために種々の努力をしなければいけません。そういうわけでございませつか、そういう技術立国の地方の拠点づくりという考え方は当然背景にはあるわけでございますけれども、私どもはあくまでも地域開発、あるいは人口の地方定住というものを第一義に考えたいというふうに認識しておる次第でございます。

○伊藤都男君 そういう考え方のもとで出発をされておるわけですが、そういうことになると、結局、通産の構想が一つ出て、そういう新しい都市をつくつていくということになると、もうこれは建設省や国土庁やあるいは自治省もかむんですよ。いろいろなものがみんなかんでそういうものをつくつていかなきゃそんなものは実現できないと思つて居るんですよ。いまは通産だけで五十六年度は二千万円、来年度は四千万円の調査費がついて要求しておるわけですが、新しい都市をつくるわけですから、大変なことなんです。一つ都市をつくるには、もうこれは兆を超える金もかかってくるわけですよ。そういう各省との連携をとりながら一体やっていくこととして居るのかどうか、その点も重ねて聞いておきます。  
○説明員(小林博君) 先生いま御指摘いただきましたように、こういう構想実現のために、通

産省の政策手段といひますか、在来の発想だけでは処理し切れない面が多々出てまいるといふことはわれわれよく認識しておる次第でございます。そういう点で基本構想を今年度にとりまして、そういう過程で各省にもそういう案をお示しをして協力を願うということをお考えおる次第でございます。

○伊藤都男君 そこで、このような都市をつくりたいと希望してきた地域というか、県や市はどのくらいあったんですか。

○説明員(小林博君) 約四十カ所でございます。十地域を選んで調査地域とした。この二十地域にしたそれには何かやっぱ基準があると思つて居るんですが、その当時は、基準づくりはこれからですというふうな、そういう発言しか私は聞いておりません。そういう基準でその二十候補地というのですか、調査地点というのですか、それを選んだのか。その基準をお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(小林博君) 基準につきましては、三つの基準がございます。  
第一は、先ほどちよつと申し上げましたけれども、母都市の都市機能ということでございます。母都市といひますのは、テクノポリス地域がよつて立つ都市のことでございます。母都市の都市機能がすぐれていれば、そこにすでに技術の集積があるいは都市機能というものが整備されておることが期待されるわけでございますので、どういふ母都市を抱えておるかということ第一のポイントにしております。

それから、第二のポイントは、母都市とそれからテクノポリス——新都市でございませつかけれども、の間の交通条件というふうな考えておるわけで、母都市と新都市とが一体的にその一日のうち生活できるといひますか、行き来がしやすい地点を考えたということ、新都市と母都市の間の交通条件を考えたわけでございます。それから第三に、当然のことでございますけれども、新しい都市を開発するための可能性のある地点が現実にあるかどうかということをお考えたわけでございます。

これらの三つの点を総合判断いたしまして、現実可能性のある地点ということ調査対象地域を二十にしばつた次第でございます。

○伊藤都男君 その二十の地域ですね、これは三つの条件がそれぞれそろつて居るところを選んだのか、それとも、三つのうち二つ条件があればいいと考えて選んだのか、この辺どうなんですかね。

○説明員(小林博君) その三つの点のそれぞれすべてがそろつておるといふ地点ばかりではなくて、総合的に判断いたしまして、ある点において、たとえば土地のアーベイラビリティといひますか、そういうものが少ない地点であればテクノポリス全体をミニテクノポリスといひますか、そういう考え方も出しております、その三つのポイントを総合して判断した次第でございます。

○伊藤都男君 その総合的な判断というのがどういふことなのか私には理解ができません。実は、総合的な判断の中には、政治家が介入して、おれの方には今度はいかにいかにあめ玉があるからこつちを持つてくるようなことで、きわめてそういう力の背景をもって調査地域に入れた、こういうのも総合的判断の中に入つて居るんじゃないですか、これは答えられないでしょうか。

それから、最初通産省の考え方としては、これだけの大きな実験的な都市をつくるんだから調査地域というのは五つくらいにしばつていききたい、こう考えておつたんじゃないですか。それが二十にも広がつていったところ、その辺のところろが通産の最初考えた構想と大幅に狂つたんじゃないかと私は思つて居るんですが、どうですか。  
○説明員(小林博君) いま先生が御指摘いただきましたように、当初、テクノポリスの構想というものを、一つの何というかモデルということでは日本全土に一方地点を選びまして、そしてテ

クノポリスのモデルをつくり、それを他の地域に及ぼすという考え方があったかと理解しておりますけれども、こういった構想を部内で検討している段階で、テクノポリスというものの考え方につきまわして幾つかのタイプというものの可能性というものがあつたのではないかと、このように考えてまいつたという次第でございます。

たとえば、よく言われることでございますけれども、IC産業の立地ということにつきまわしては空港というものを非常に重視する向きがございますけれども、この空港利用型でないような一つのIC産業というものが当然存在し得るわけでございまして、その他、それに類似した考え方で、テクノポリス構想というものはこういう考え方でなければいけないという、そのタイプは必ずしも一つに限らないのではないかと、このように考えた次第でございます。したがって、調査対象地域としては特にこの段階で一つに絞る必要はないのではないかと、このように考えた次第でございます。

○伊藤郁男君 最初やつぱり一カ所にモデル地域をつくるという考えだつたんだから、私は、五カ所くらい選んで、その中から一つを選ぶというのが常識的な判断だと思うんですが、これが二十に広がつてしまつた。これは自治省にも御見解をお伺いしたいんですが、これが、後でも申し上げなければいけません、大変な問題を起しているんですね。

もう一つ、当初の基本的な考え方を聞きまして、五十六年度から三年間、国と地方自治体が連携をとりながら開発構想づくりを進める。そして、五十九年度に全国の候補地点の中から一、二地域、先ほどのモデル地域一か二を選んで、そしてそれをテクノポリス都市建設の地域として指定をして、そして指定を受けた地域については、地域振興整備公団が土地造成などの都市の基盤を整備をしていく。そういうことをやりながら、一方で企業や研究所の誘致を進めて、先ほど言いました一九九〇年ですか、六十五年度にはテクノポリス第一号か

二号を完成させたい、こういう考え方はなかつたかと思つて、それは考え方が途中で変わったんでしょうか。

○説明員(小林博君) いま御指摘がありました基本構想もしくは開発構想、国と地方の共同作業といふことが、練り上げていくという気持ちには現在も変わるところは全くございません。したがって、私どももいたしましては、五十六年度に基本構想を二十の地点から出していただきまして、そのうちのすぐれたものを次年度、五十七年度に開発構想に移行していただくという考え方を堅持しておる次第でございます。

○伊藤郁男君 テクノポリス構想というのは、きつめて構想としては魅力があるんですよ。

一つは、ここにもありますように、「伝統と自然に支えられた人間中心の潤いのある「まち」づくり」、それから第二点は、「人類の英知の結晶である技術進歩の恩恵を最大限享受できる「まち」である」、大変な構想ですよ、これは。それから第三点は、「自由で、のびやかな肉体的、精神的活動のできる文化の香り高い「まち」である」、四番目は、「人が誇りを持って働き、生命の羽ばたきの聞こえる活力に溢れる「まち」である」、第五番目は、「世界に開かれ、異文明が交錯し、調和する「まち」である」、こういう町をつくらう。これは非常に魅力があるんですよ。

だから地方は、こういう構想が出たから、それはもう地域開発のためにおれの方にこれをつくりたいと、本当に過熱状態がわんざと来た、こういうことではないかと思つて、指定をされた二十地域では、自分たちの方に本格的な指定を受けたために独自で予算を組んで、今年度は千五百億とか、来年度は三千億とか、地方自治体自身で予算を組んで構想をさらに前進させようと思つているわけですね。このことが私は問題になると思つて、

事実指定を受けた二十候補地、その全部が本格的なものにならばいいんですよ。最終的には、非

常に国の財政が厳しい折——地方の受けとめ方は、候補地になつて指定を受けた以上は国からどつさりそのための補助金や何かが入ってくる、いままでの地域開発のやり方と同じようなものが来ると、こう考へているわけですね。ここが問題なんです、そういう方向にいくんですか、これは。指定をした場合に、国からあらゆる補助が行つて、道路づくりから、学校づくりから、さまざまなことをやつていく。しかも構想によれば、そういうような五万都市の真ん中に一万人、千名くらい先端企業を誘致する、その周りには工科大学を設置する、そして高等専門学校も設ける、そして潤いのあるまちづくり、国際人もたくさん来るし、しかも国際人は頭脳的に非常に神経を使う仕事だからそういうものがゆつたりとそこで欲求がでるようなそういうものもつくる、あるいは頭を使った労働者がふらつと入っていく一杯飲み屋、赤ちょうちんのような店もつくらなければならぬ、いろいろさまざまな構想が出てくるんですよ、構想が。それを地方はそのまま受け取つて、そして、その都市づくりのために国から相当のものが来るぞ、この期待感が将来大変な非づくりになる。そういうところが地方自治体の地方自治、地域の破壊にも通ずる可能性もあるんですよ。この辺のところを自治省はどう考へておられるか、この構想に対して、いままでは調査段階だから知らぬ顔しているかもしれないが、そんなものじゃないですよ。いまの二十の地域といふのは、だから、それをどのように考へておられるのか、自治省の見解をお伺いします。

○政府委員(小林悦夫君) 通産省のテクノポリス構想といふものは、定住構想に基づく総合的な居住環境の整備、こういう構想から出ておるといふことではないかと、御指摘のように現在二十カ所が指定をされておるわけでございます。これは通産省が非常に熱心によつておられます独自の作業でございますけれども、それと同時に地方団体も非常に希望が多いわけでございますが、現在基礎調査の段階でございます、また基本構想

もできておらない段階でございますので、自治省として現在非常に流動的な状況でございますので、自治省としての考え方を明らかにする段階ではございませんけれども、非常に重要な問題でございますので、今後通産省と、情報を得ながら対応をしてみたいと思つております。

○伊藤郁男君 それと、これは函館市の場合ですけれども、私が言いましたように、そういう指定候補地になつた、そのためにもう基本構想を地元で固めなければならぬということ、予算千五百万円から二千万計上、さらに五十七年度から五十八年度にかけては開発構想、そのための予算三千万から四千万、こういうことで市の段階で提起をされて、それがもし実行されていくと、独自に土地を先買ひして、さあ来てくださいと待っているというふうな状況になつたときに、それが実際は企業もきやしない、途中で計画がぶれてしまつた、さあこれは夢だけ与えて最終的には国の財政負担もとてもじゃないができないから、これはもうこの構想は終わりだ、こうなつたときに、一体だれが責任をとるか、重大な問題だと私は思つて、

これ、政務次官ちやうとおられるから、どうですかね。  
○政府委員(谷洋一君) ただいろいろとお話ございましたけれども、いまお話しになりましたような問題につきましても、私も各地でそういうお話も聞いておるわけでございます。しかし、通産省なりどの省でも同じでございますが、国の方が構想を立て、その構想を地方とタイアップいたしまして成功させるためには、やはり地方の盛り上げが力ということも十分われわれは勘案しなさいやならぬと思つております。しかし、それがいま御指摘のようにどうも地方ばかり燃え上がつていふような感じもいたしまして、そういう点ではやはり通産省の方も今後のあり方について再度御検討をいただきたいと思つておりますけれども、自治省といたしましては、現時点では審議官が先ほど説明しましたようなこと、このように自治省の立場をこれ以上申し上げることは

ちよつとむずかしいかと思っております。  
○伊藤都男君 それで、これは政府自身、通産の考え方は変わってきているんですよ、実際は。こういう財政事情ですからね。従来の開発のような計画で国がこつそり持つてくるというようなことはできない。したがって、できれば地方団体と企業とが相談をして、構想ができたならそれを都市づくりのためにおまえた責任を持つてやるようにして、国はそんなに金も出せないし、関与できませんよ、こういう方向に変わってきているんですよ。ところが、地方自治体はそう受けとめていないんですよ、地方自治体は。

それと、問題は二十の指定地域、候補地に指定されたところはもう土地投機が行われて、土地がべらぼうに上がっているんですよ。これは新聞の報道するところによりますが、たとえば浜松市の中に三方原というところがあるんですが、「風林火山」ならぬ「売り出し中」の赤旗が林立した。というわけです。そして、この三方原というのが建設予定地になっているんですよ、市の計画によれば。したがって、それを見越して東京であるとか、こういうところから不動産業者がどつと行って土地を買ひあさっている。だから、候補地の指定前に比べて三〇%から四〇%土地が高くなったというんです。それはもう、これは全部そうですよ。これは魅力ある都市づくりですからね。しかも、地方の受けとめ方は、それによって金が入ってくる。もしそこに企業が来れば住民も定着して、しかも先端企業ですから、急成長の企業ですから、これはもう金も入ってくる。こういうことですから非常に魅力がある。こういうような派生的な問題が起こっている。  
これは自治省としてよほど考えて、通産とよく相談をしてもらって、自治省の考え方として、やっぱり地方の候補地になったところに対してよく説明をしなければいけません、土地の値段は上がる、そして将来どうなるかわからぬ不安定の中で金はつき込む、こういうことですから、非常に地方自治団

体にとつては問題が多いと思つて。そして、どうなるのだからかと、不安もあると思つて。よ。しかし先行投資をしなければ本格的な指定を受けられない、こうなりますから、無理してもやる、こういうことになるんですよ。だから、よほど慎重によく説明をして、そして、地方自治団体がこのことによつて破産状態に陥らないように私は指導をしてほしいと思つて。すよ。  
こういうものは全国各地につくつてほしいですよ、私は。つくつてほしいけれども、それがなかなかいまいたところではいけないということになれば、そんな過熱の状態にあるものを何とか説明をし、実情をよく説明しながら、そういうものを慎重に進めるように指導してほしいんですが、どうですか。見解を承りたいと思つて。すよ。

○政府委員(小林悦夫君) 先ほど申し上げましたように、現在は調査段階ということでございまして、まだ具体的な誘導策というものがはっきりしない、こういう情勢でございまして。今後、段階に依りまして十分通産省と協議いたしまして、指導をいたしたいと思つております。

○伊藤都男君 本当によろしく頼みますね。これは本当に将来大変な問題に私は発展をしていく可能性がある。夢は夢として非常にいいので、これはもう全国各地にこういうものができればいいですよ。日本の産業の発展のためにも、これはもう私はどこかで実現をさせてほしいんですが、なかなかそういうような状況にいきそうもない気がしますし、ひとつよろしく頼みます。

あと、時間がありますので、ホテル・ニュージャパンの問題について、若干建設省と消防庁の関係に御質問をしておきます。  
ホテル・ニュージャパンは麴町消防署の所管ですね。

○政府委員(石見隆三君) あのホテルは東京消防庁麴町消防署の管轄でございます。

○伊藤都男君 そこで、これ私視察に行ったときにお聞きをしたんですが、消防署からさまざまな問題点を指摘して改善命令を出している。その改

善命令の具体的にどういふところをどのように改善をしたらいいかというところを、どういふ改善命令を出したのか、中身を具体的にお知らせいただきたい。

○政府委員(石見隆三君) 所轄の署といたしましては、当該ホテルに對しまして年二回査察の都度不備事項を指摘し、あるいは四回にわたりまして文書で指導警告書を発しております。

その内容の主なものは、スプリンクラーが未設置であるということ、それから防煙のための措置がとられていないということ、なほは日ごろの防火管理体制に不備があるというようなことをいろいろとその時期時期に指摘をし、その改善方を要請しておりますが、一番最終的に去年の九月十一日に出しました法十七条の四の規定に基づきます措置命令では、スプリンクラーの設置ということを主な中身にいたしております。

○伊藤都男君 先ほどは、いろいろなところにごまごまご欠陥があったということですが、いまおっしゃるスプリンクラーと防煙設備ですか、それだけを直せと言っただけということになりますと、私は、あれだけの欠陥だらけのところですから、問題はあつたと思つて、本当にそれだけですか。

○政府委員(石見隆三君) 文書によつて改善指示を、措置命令をかけたのは以上でございますが、前段申し上げましたように査察の時期あるいはその他機会を通じて消防署として確知をいたしました不備事項については、その都度指摘をいたしております。

○伊藤都男君 その点については深く追及はいたしません、消防法第五条及び第十七条に言う措置命令ですね。これは五十六年度ほどの程度全国的に見て発しておるのか、実態をお伺いします。

○政府委員(石見隆三君) 五十六年中の資料が、ちよつとまだ未整備でございますが、五十五年中の資料について御説明申し上げますと、五条あるいは十七条の四の規定によりまして全国消防機関が発しました措置命令は合計四百七件でございます。

○伊藤都男君 そうすると、悪質なホテル、旅館というのは全国的に見て四百七件程度だと、こう理解していいんですか。

○政府委員(石見隆三君) この悪質ということの中身でございますが、四百七件がすべてこれいふ悪質ということとはちよつとさういふかといふわけでもありません、本当に悪質と申しますか、なかなか指導警告に従わないところと、よくわかつてはいるけれどもなかなかちよつと資金がなくて待つてほしいというふうなことで、非常に誠意を持ってやつておりますけれどもどうしてもできない。しかし、消防機関としてはやはり消防法違反というふうなことを確認いたしますれば措置命令を發したというふうなものも含まれておりました、これの中身がすべて悪質かどうかといふのはちよつと一概には申し上げかねると存じます。

○伊藤都男君 それでは、悪質なものとして、措置命令に違反する、いわゆる罰則適用ですね、そういうものを適用したのは何件あるんでしょう。

○政府委員(石見隆三君) ただいま申し上げました四百七件というのはホテルばかりではございません、その他の防火対象物ももちろん含まれておる。いわゆる法に基づきます防火対象物に対しては措置命令を發し得ますので、すべてホテルではございませんが、ホテルも含めて四百七件ということでありまして。

この措置命令を發しますと、それにつきましてはやはり改修工事をやらなければならぬものでありますから、改修工事のためには一定の猶予期間を置いてやる、それで、その際、猶予期間を置いてもおこなおこれに従わないというものにつきましては公表する、あるいはまた、状況に応じては告発をするというふうな段階に相なるわけでございます。

○伊藤都男君 だから、私の聞いているのは、そういうふうな命令に従わないで猶予期間も経て後にさらに従っていない、それに対する罰則適用ですね、要するに違反者として、それが何件あるか

と、こういうことです。

○政府委員(石見隆三君) 告発したものはいまのところはございません。

○伊藤郁男君 だから結局消防署は、火事の場合でもそうですが、もう措置命令を出した、猶予期間も置く、猶予期間が過ぎて一向に改善されない、改善しようとしたやさきに火事であれだけの犠牲者が出ると、こういう繰り返しをやっているわけですよ。川治温泉の教訓というものが結局生かされていない。法律があつて、措置命令を出して、先ほど長官がおっしゃったが、従わなければどしどしこれを適用するように指導していくんだと。いつか命令を出したようだけれども、それはもうゼロなんですよ、これは。違反者がゼロで火災が出るわけですよ。それで犠牲者があれだけ出るんですよ。これはやっぱり強力な指導を本格的にやってもらわぬと過ちを二度三度繰り返すんじゃないかと思つてますが、どうですか。

○政府委員(石見隆三君) 私は、先生のたゞいまの御指摘ごもつともだと存じます。実は、一昨年の川治プリンスホテルの火災以後、私も昨年の一月にその後一斉調査をいたしました。その結果も踏まえまして全国の消防機関に対しては、そのような悪質な対象物であつて措置命令に応じないものに対してはもう告発も辞さないという強い態度で臨むことを強く指導してまいつたところでありました。

これは若干言ひわけがましくなる向きもあるかと存じますが、いろいろと実態を聞いてまいります。今度のホテル・ニュージャパンの場合もそのような傾向があつたわけでございますけれども、改善命令を出す、あるいは措置命令を出しますと、改修計画を出してある程度やり出す。やり出したものから待つておきますと、ちよつとやつてまたやめる。また警告を出す。そうするとまたしばらくやり出す。最後はしびれを切らして措置命令をかける。そうするとまたかなり進むというふうなことで、現に改修計画を出して工事をやつておきますと、なかなかこれ告発という段階

に持つていきにくいというふうなことで、言ひわけがましくなりませんが、やはりその辺の甘さがあつたのではないかと。あるいはまた、そう反省しなきゃならぬだろう。あるいはまた、そういう御批判は受けとめなきゃならぬだろうと存じております。

前段申し上げましたように、今後はこのようにいゆる悪質な対象物に対してはちゆうちよすることなく措置命令をかけ、しかも措置命令に従わない場合には告発あるいは公表ということも手をゆるめることはならないということでも重ねて強く指導してまいります。今後ともそういう方向での努力を重ねてまいりたいというふうな存じておるところでございます。

○伊藤郁男君 それから、措置命令違反というのはかなり重いかと思つておられるけれども、これはほんの軽いんじゃないかと思つておられる。これはもう命を預かる商売ですからね。それが違反をして幾ら改善命令を出してもさつぱりそれをやらない。本當に告発してもらいたいですよ。われわれだつてあらゆるところで旅館にも泊まるんですが、あなた、命をなくすかわからぬというふうなこんな状態じゃ大変だと思つておられる。

だから、この命令違反者の罰則強化ですね。一年以下、二十万以下で、もつと量刑を高くして、そして告発をして、これは本當に告発をされれば大変なことになるぞと、そういう気持ちで営業者に植えつけなきゃいかぬと思つておられる。どうなんですか、その罰則強化の点は。これはどの所管ですか。

○政府委員(石見隆三君) 措置命令違反に対しては、現在最高刑懲役六カ月を含めましての罰則が付されておられるわけでございます。私どももいたしましては、この消防法の措置命令違反に対しては罰則をさらに強化するといふ点につきまして、このような罰則強化が直ちに事故の減少につながるかどうかという点も一つの私は研究課題だろうというふうな存じております。ただその場合、やはり消防法体系の中での罰則全体というこ

とのバランスもあるかと存じております。と同時に、他の消防法以外の行政法規の中におきましていろいろな措置命令をかける規定が設けられております。その場合の他の行政法規の措置命令違反の罰則とのバランスという問題もあるかと存じております。このような観点から、いまお示しの罰則強化ということにつきましては一つの研究課題であらうというふうな存じておりますが、いま申し上げましたような問題もあることもまた事実でございます。

いづれにいたしましても、今後私どももいたしましては、前段申し上げましたように、このような悪質な措置命令違反に対してはちゆうちよなく消防機関としては行動を起こすということを重ねて強く指導してまいりたいというふうな存じておるところでございます。

○伊藤郁男君 もう時間が来ましたから、最後に、せつかく運輸省来ておられますので、一点だけお伺ひしておきます。

例のホテル・ニュージャパンも国際観光ホテルの登録ホテルです。だから、日本のような経済力の強くなったところは外国人がたくさん来ます。それで、外国人は国際観光ホテル登録ホテルというところを見て信用して来るわけですよ。ところが、信用して来たはいいけれども、今度のような事件に巻き込まれちゃつて大ぜいの人が亡くなつてしまつた。こういうことになつておられるわけですが、しかも、外国人が助けてくれ助けてくれと逃げ惑う、従業員は外国語がわからないからそれに対応できない、そこでみすみす外国の方々が命を落とす。こういう大変なことを起こしたわけですから、せつかく七省庁連絡会議もできておることです。それから、検討をしていただきたいと思つておられます。

たとえば、宿泊者の数とか部屋の数とか経営規模とかあるいはお客さんの質ですね、外国人が多く泊まるとか、そういう質等に依つて一定の従業員を段階的に、これだけの規模でこれだけのところではこれだけの従業員を置かなければならぬとか、そういう規模別に従業員を一定の者を確保す

る、こういうことは検討できないでしょうか。これ、ひとつせびやつてもらいたいと思つておられます。今度のホテル・ニュージャパンの場合でも、夜間泊まっていたのが二十一名あつたけれども、正式な従業員はそれの中で十八名とか言つておられますけれども、そんなこともありまして、その点だけお伺ひして終わります。

○説明員(高橋克彦君) 御説明申し上げます。

ホテルの従業員の数が施設に応じて適切かどうかというところは、当該ホテルが宴会場、店舗あるいはその他の施設を多く構えているか、あるいは客室だけであるかというふうないろいろな条件がございます。あるいはホテルの管理運営をすべて自社職員で行うか、あるいは清掃、洗濯、メークベッド、警備等を外注するかというふうなことで、非常に従業員の数が決まらるのでございませうけれども、外客の接遇上必要なサービスを提供するという観点から、今後検討してまいりたいというふうな考えております。

○委員長(上條勝久君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、亀長友義君及び小林国司君が委員を辞任され、その補欠として高木正明君及び大河原太郎君が選任されました。

○美濃部亮吉君 自治大臣の先日の所信表明で、非常にりつぱなお言葉がございました。ちよつと申し上げますと、「私はかねてから民主政治の基盤は地方自治にあると確信しております。」というお言葉がございました。さらに、「今後行政改革を進めるに当たつては、「自主的、自律的な地方行政を実現し、地方分権を推進することを基本的な方向とする必要があり、」と申されております。これらは非常にりつぱなお言葉であると思つておられますけれども、こういうお言葉といふか方針は、

単に自治大臣個人の方針ではなくして、政府の方針または自治省の方針あるいは臨時行政調査会の方針と、そういうふうに見ていいものでございましょうか。

○政府委員(谷洋一君) たいだいまお話しがございました自治大臣の説明は自治省の気持ちでございまして、自治大臣のおっしゃるとおりに自治省は考えております。

○美濃部亮吉君 そういたしますと、結局地方自治、地方分権というのは民主主義の柱である、そうしてそれは憲法もそう言っている、したがって、また、臨調も自治省も、それを目標として運営せられるべきであるということになると思うのです。そうしますと、日本という国が民主主義的に発展をしていくために、国とあるいは政府と地方自治体とは役割がおのおの違うんじゃないのか。その違うという点に地方自治というのがあるのではないかとふうに考えます。

○美濃部亮吉君 そういたしますと、結局地方自治、地方分権というものは民主主義の柱である、そうしてそれは憲法もそう言っている、したがって、また、臨調も自治省も、それを目標として運営せられるべきであるということになると思うのです。そうしますと、日本という国が民主主義的に発展をしていくために、国とあるいは政府と地方自治体とは役割がおのおの違うんじゃないのか。その違うという点に地方自治というのがあるのではないかとふうに考えます。

一つの例を言うならば、自衛隊を、国防を、福祉及び教育の支出を削ってやるということ、これは国のためには必要でございましょう。しかしながら、地方自治体にとっては大変に迷惑なことであり、地方の住民の幸せのために、むしろ自衛隊といいますが、国防の費用を削ってでも十分な社会福祉をやってほしいというふうに考えるのは普通でありまして、私が知事を十二年間やっております場合にも、私のやろうと思うことは多くの場合において政府の方と対立をして、そうして対立の関係を生じたということがたびたびございまして、それでありまして、そういう関係を互いにチェック・アンド・バランス——国のインテレストとそれから地方自治体のインテレストは多くの場合において整合をしない、対立をする。そこで互いにチェックし合って、そうしてバランスを得て、そうして民主主義的な政治の運営がなされる。それをチェック・アンド・バランスと言っているのではないであらうか。

それでありまして、つまり地方自治体と国とは上下の関係にあるのではなくて、両者は互いに異質の面を分担を合して、そうしてお互いにチェック・アンド・バランスを得て、そうして民主主義的な社会を進展させていくというのがつまり地方自治を尊重をする、地方分権を尊重するという自治大臣のお言葉であり、そうしてまた、民主主義の政治の本質であると思うのでございまして、いかがでございませうか。

○政府委員(小林悦夫君) 国と地方とは車の両輪でございまして、国民福祉の向上という共通の目標に向かっています。それぞれ機能と責任を分かちつつ相協力すべきものだと考えます。ただ、地方分権ということにつきましては、これは住民に身近なもの行政につきましましては身近なところで、行方が当然でございまして、こういう点から地方分権というものは図られるべきであると考えられているのでございまして、

○美濃部亮吉君 政務次官いかがでございませうか。

○政府委員(谷洋一君) 多年の御経験に基づかれましたいろいろなお話がございましたけれども、国と地方が上下の関係でないということも、もつともなことでございまして、もつともなことで、というよりも、当然なことだと思っております。しかし、地方と国が対立というふうなお話もございましたけれども、私は、単純に対立というふうには考えておりませんので、きょうのこの委員会におきましてもいろいろ御指摘を受けましたけれども、地方公務員の給与の問題でそれぞれ自治省が強硬な態度にあるとか、あるいは制裁がどうか、こういうお話でございませうけれども、私どもは健全な自治体運営をしていただくためにはそれぞれ自治体においても考えていただきたいということ率直に申し上げておられます。また、いま御質問のような単純な意味におきますと対立というふうには考えておりません。

○美濃部亮吉君 私も、あらゆる場合に対立するということではないのでございまして、対立するということも得ると、また、あることがある場合においては当然であると、そういうふうな申し上げたわけでもございませう。そして、地方自治体と中央政府は異質の、何と申しますか、民主主義的な発展のためのそれぞれの面を分担をして、それは質の違うものであるという点は、地方自治体及び国のいろいろな組織の中にあられておられると思っております。

たとえば、政府の指導者である首相は間接選挙、つまり、議員を選挙をして、そうして多数を占めた政党から任命するという間接的なものである。しかし、自治体の長はそうではないので、人民が直接選挙をする。それはつまり、国の首相は国全体のことを考えるし、地方自治体の長は地域住民のことを考える、そういう役割を担っていることと選挙の方法、一方は間接選挙であり、他方には直接選挙であるということにあらわれているのであります。

○美濃部亮吉君 私、原則を申し述べまして、それが最近においては非常に、何と申しますか、

表をしている。そのために直接民主主義もある。つまり、議会があつて間接民主主義も地方自治体にも取り入れられている。しかしながら、地方自治体においては、直接民主主義の分野もあると言わなければならぬと思つておられます。それは、たとえば直接請求によりまして条例を制定をする、条例を改廃をする、あるいは条例以外のいろいろなこと、改廃も直接請求をすることができる。そうして、条例も変えることを請求することができる。それでありますから、そういう直接民主主義的な色彩も加わっていると思つておられます。結局は地方自治体と国との役割り分担があるというところ、何と申しますか、証明にもなっているのではないであらうか、そう思うのであります。いかがでございませう。政務次官、お願いいたします。

○政府委員(谷洋一君) たいだいまいろいろとお話がありましたけれども、おっしゃるとおり、自治体の権限あるいは自治体の志向するところというところにつきましましては、御指摘のとおりだと思つておられます。その方法手段につきましましてはいろいろとそれぞれの地域によってそれぞれの立場があらうかと思つておられます。

わが国は、日本列島という、北海道から沖縄まで、気候、風土、地形それぞれ非常に違います。それぞれ違うということ、第一次産業である農業、水産業、林業等につきましては、地域地域によっての差があるわけでありまして、また、人口集中や格差という問題ができて、その地域の各地方自治団体が苦しんでおられるという実情もあるわけでもございまして、都市へ集中して苦しんでおられるわけでもございまして、過疎で苦しんでおられるわけでもございまして、その方法、手段につきましましてはそれぞれの立場がございませうから、それを生かすことが最もその地方自治体の先決な問題だらうと、こゝろでございまして、

○美濃部亮吉君 私は、原則を申し述べまして、それが最近においては非常に、何と申しますか、

曲げられそうになっているということが言いたいために原則を申し上げたわけなのでございます。きょうもたびたび問題になっておりましたように、自治省が、東京都の給与、それを人事委員会の決めましたとおりに実行することに対して異議を唱えた。そして新聞によりますと、それに従わなければ地方交付税を減らすぞということをやったということでございます。それは新聞のことでございますから、うそであるかもしれせん。しかしながら、私が自身で経験したことを申し上げますと、ある次官が、おれは革新が嫌いだ、したがって美濃部も大嫌いだ、大いにいじめてやるというので、当然発行を許可すべき地方債の発行を許可しないで、非常に困ったことがございます。それも一つの事例でございます。つまり、私は、自治省は命令したりあるいは勧告したりする権利はないんだ、そうして、給与がもし高過ぎたらそれは住民が訴えるべきであって、住民があるいは選挙請求という形でもって訴えるとか、あるいは選挙において次にはそういう知事はやめさせるとか、あるいは議員さんをはかるとか、つまり、住民がその政策の変更を、何といいますが、この方に行動をする。それは地方自治体においては幾らでも方法があるわけなんです。

それです。さつきから聞いておりました、世論がどうかとおっしゃいますけれども、その世論というのは一体何なのか。私は、地方自治体における世論は地方自治体の住民の票である。選挙を通じてやられることである。それを自治省がなされるというのは少し行き過ぎではないであらうか。そういうふうには考へるので、それについて御意見を伺わせていただきます。

○政府委員(大嶋孝君) 確かにお説の点はもつともな点があることを私も認めます。ただ、地方自治体、それはもちろん地方自治体自身が判断をし、決断を下し、実行していく、これが地方自治の本旨であらうと思ひます。ただ、それはいかに世の中の批判がありましようとも、だからそれでいいんだということではないと思ひ

ます。批判のあるところはみずから正すべきものは正す、みずから律するべきものは律する、これが私は地方自治の本旨でなからうかと思ひます。そういう意味合いにおきまして、現在高過ぎる給与が非常に批判を受けておりますが、そういう現置かれておる実態というものを地方団体によく理解をしていただくということが私たちの仕事であらうと、このように考へておるところでございます。

○美濃部亮吉君 私、本当に地方自治が確立されるためには、財政の独立性、地方財政の独立性ということがどうしても必要である。それが完全に不完全な状況にあつて、たびたび申し上げますけれども、地方税というのは固有の財源としてあるけれども、これは全体の三割前後でございます。それから交付税、これは三税の三二%ということが決められておりますけれども、これは一遍自治省のふところに入りまして、それが配分されるわけでございます。その配分にも一定の法則があるとはいひながら、自治省の意思によつてどうにも変わるものであり、それだからこそ交付税を減らすぞと云つておどかさすということも起こつてくるわけでございます。それからもう一つ大きいのは補助金、補助金が大いので、この補助金はどうしても行革でやめていただくということが必要で、それ以外に地方債の発行というものがあつて、地方債の発行は自治省の許可が要ります。

こういうふうには、財政的な操作によつて地方自治体はがんじがらめになつていっているのが実情でございます。それを利用して自治省が、あるいは政府が、中央集権的に地方自治体を自分の意思に従わせようというのが現実の姿であつて、そういうものがだんだんと厳しくなりつつあるというのが現状であらうと思ひます。

私の質問を終わります。  
○委員長(上條勝久君) 速記をとめてください。  
(速記中止)  
○委員長(上條勝久君) 速記を起こして。  
他に御発言もなければ、質疑は終局したものと

認めて御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條勝久君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

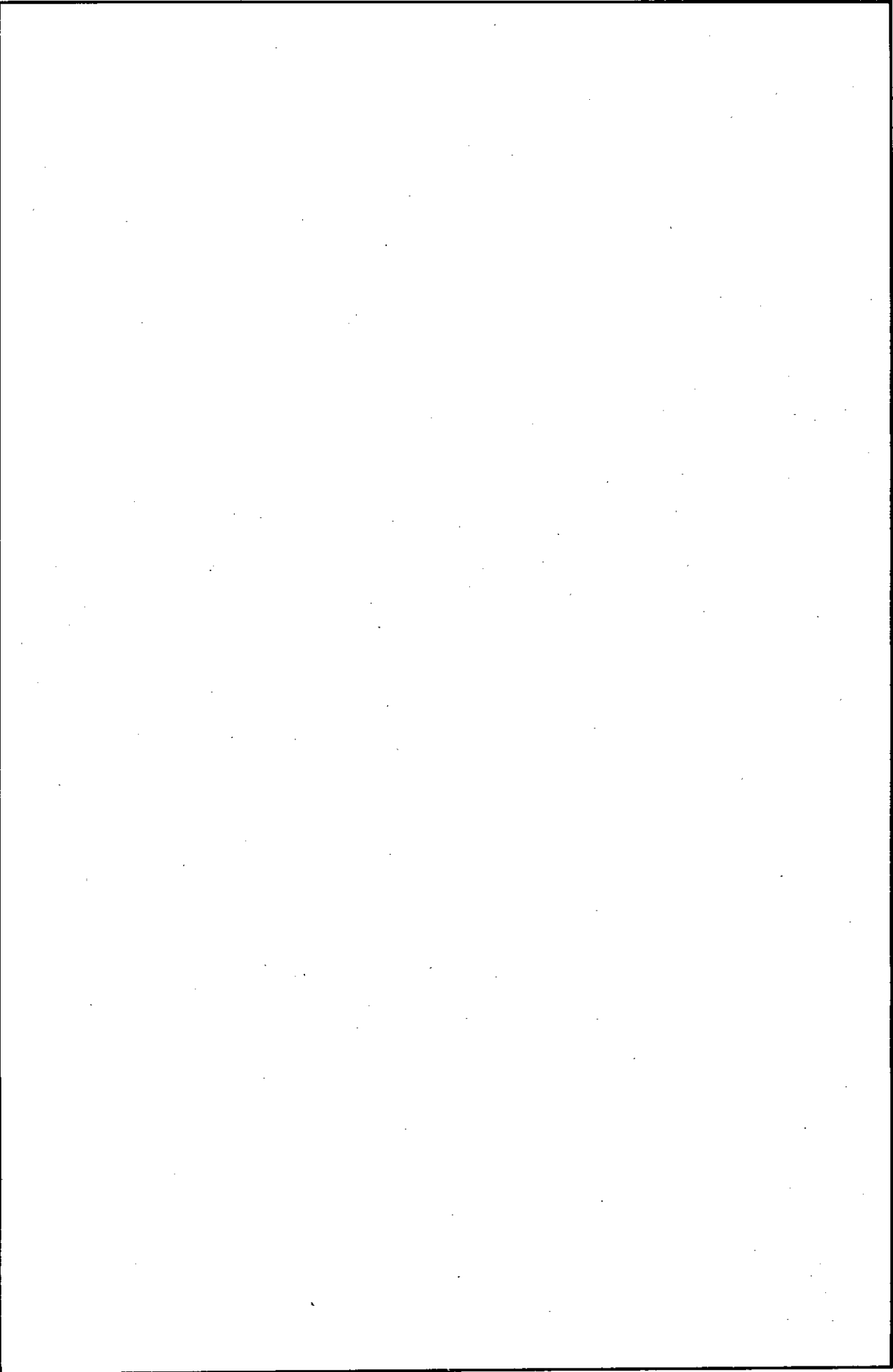
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。  
(賛成者挙手)

○委員長(上條勝久君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條勝久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後四時四十四分散会



昭和五十七年三月一日印刷

昭和五十七年三月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局